

第4次 鳴門市

男女行動計画

(鳴門パートナーシッププランⅣステージ)



令和8(2026)年3月
徳島県鳴門市

第4次鳴門市男女行動計画
(鳴門パートナーシッププランⅣステージ)

令和8(2026)年3月
徳島県 鳴門市

はじめに

日本を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の急速な進行や若年世代の大都市圏への転出超過、価値観やライフスタイルの多様化など大きな転換点に直面しています。このような中、男女が互いを尊重し合い、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うという男女共同参画の視点は、これらの様々な課題に対応する上でより重要なものとなっています。また、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」といった新たな法律が施行され、一人ひとりのニーズに応じた包摂的な支援を行うとともに、人格と個性を尊重し、共生する社会を目指していくことが求められています。



本市では、令和2（2020）年度末に「共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なる」とを基本理念として、計画期間を5年とする「第3次鳴門市男女行動計画（鳴門パートナーシッププランⅢステージ）」を策定し、全ての方々が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会を実現するために各施策に取り組んでまいりました。しかしながら、令和6（2024）年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、男女の平等意識について、令和元（2019）年度の調査時と比較して「学校教育の場」での平等感の割合は増加しているものの、「家庭生活」や「職場」といった他の項目は大きな変化は見られず、現在も日々の生活の中での小さな差別や偏見、自分自身も気づいていないアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）などがあり、一人ひとりの違いを認識し、理解し合うためには、地道な取組に努力を積み重ねていくことが重要であると考えています。

このたび令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする「第4次鳴門市男女行動計画（鳴門パートナーシッププランⅣステージ）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進することといたしました。4次計画では、3次計画の成果と課題を踏まえ、引き続き「お互いを尊重し認め合うまち なる」と、「誰もが活躍できるまち なる」と、「誰もが安心して健やかに暮らせるまち なる」の3つの基本目標の柱の下、各種施策を総合的に推進してまいります。

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく、本市に住み、働き、学び、活動するすべての方々や企業・団体の皆さまと共に連携・協働して課題解決に向けて取り組むことが重要であり、皆さま方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました鳴門市男女共同参画推進審議会の委員の皆さまをはじめ、市民意識調査等において貴重なご意見、ご提言をいただきました市民、関係各位の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和8（2026）年3月

鳴門市長 泉 理彦

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって-----	1
【1】社会的背景と趣旨-----	1
【2】男女共同参画社会について-----	2
【3】男女共同参画に関する社会の動き-----	3
第2章 計画の概要-----	10
【1】本計画の位置付け-----	10
【2】計画の期間-----	11
【3】計画の策定体制-----	11
第3章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題-----	13
【1】統計でみる本市の現状-----	13
【2】第3次計画期間における取組内容の点検と評価-----	29
【3】第3次計画における数値目標の達成状況-----	43
【4】アンケート調査結果等から読み取れる現状-----	47
【5】関係団体調査結果の概要（回答要旨）-----	67
【6】各種調査結果等から読み取れる本市の課題-----	72
第4章 計画の内容-----	75
【1】基本理念と基本目標-----	75
【2】基本目標-----	75
【3】施策の体系-----	76
第5章 施策の展開方向と具体的な取組-----	77
【基本施策1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり-----	77
【基本施策2】学びの場における男女共同参画の意識づくり-----	79
【基本施策3】女性が活躍できる社会基盤づくり-----	81
【基本施策4】誰もが希望する働き方を選択できる職場づくり-----	83
【基本施策5】地域社会における男女共同参画の推進-----	86
【基本施策6】あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止基本計画）-----	88
【基本施策7】生涯を通じた健康づくりへの切れ目ない支援-----	91
【基本施策8】誰一人取り残さない福祉のまちづくり-----	93
第6章 計画の推進に当たって-----	96
【1】計画の推進体制-----	96
【2】計画の周知及び点検・評価-----	96
【3】数値目標の設定一覧表-----	97

資料編	99
【1】策定の経過	99
【2】鳴門市男女共同参画推進審議会委員名簿	100
【3】鳴門市男女共同参画推進条例	101
【4】鳴門市男女行動計画推進本部設置要綱	106
【5】男女共同参画社会基本法	107
【6】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	111
【7】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	119
【8】困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	131
【9】用語解説	136

第1章 計画の策定に当たって

【1】社会的背景と趣旨

1 男女共同参画を取り巻く社会的背景

令和7（2025）年は、国連が3月8日を「国際女性デー」として定めてから50年、また、国内においては昭和60（1985）年に「男女雇用機会均等法^{※1}」が成立して40年が経過し、初の女性総理大臣が誕生するなど、節目の年となっています。その間、男女平等を目指す取組には、一定の成果がうかがえます。

しかし、職場や地域社会においては、従来 of 慣習やしきたりなどによる、リーダーは男性であるという思い込みや性別に基づいて役割を硬直的に決めてしまい、責任を伴う業務から結果的に女性を遠ざけていることなど、社会のあらゆる分野で「男性優遇」が根強い状況にあります。

我が国においては、総人口の減少をはじめ出生数の減少や高齢化の進行を背景に、今後少子高齢化が一層進行していくことが見込まれており、社会保障費の増加や労働力人口の減少などが危惧されています。また、現在は第5類に移行した新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会にさまざまな影響を及ぼしてきました。

社会の持続的な発展のために、男女共同参画社会の形成を推進していくことは、引き続き重要な政策課題として位置付けられます。

そのような中、ICT（情報通信技術）の進化や社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）^{※2}の加速など、先端技術の急速な進展は、産業や働き方にも大きな変革をもたらそうとしています。また、令和3（2021）年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正^{※3}をはじめ、令和5（2023）年では「性の多様性に関する法律^{※4}」の施行、令和6（2024）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律^{※5}」や「育児・介護休業法」の改正^{※6}など、さまざまな関係法令の改正等も進められており、男女共同参画社会の形成に向けた取組は新たなステージを迎えています。

※1 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）」

※2 デジタル技術の有効な活用を図り、新たな価値を生み出すこと。（Digital Transformation）

※3 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）」

※4 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）」

※5 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」

※6 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）」

2 計画策定の趣旨

本市では、令和3（2021）年3月に「鳴門市男女行動計画（鳴門パートナーシッププランⅢ（サード）ステージ）」（以下「第3次計画」という。）を策定しました。この度、第3次計画期間の満了に伴い「第4次鳴門市男女行動計画（鳴門パートナーシッププランⅣ（フォース）ステージ）」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、本市の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進していくための「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、第3次計画を受け継ぐ計画です。

なお、本計画は「女性活躍推進法^{※1}」の規定に基づく「市町村推進計画」として、また「DV防止法^{※2}」の規定に基づく「市町村基本計画」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づく「市町村基本計画」を包含しています。

※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」

【2】男女共同参画社会について

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の定義を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とし、その考え方にに基づき5つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（概要）】

男女の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none">男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する。
社会における制度又は慣行についての配慮	<ul style="list-style-type: none">固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考える。
政策等の立案及び決定への共同参画	<ul style="list-style-type: none">男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。
家庭生活における活動と他の活動の両立	<ul style="list-style-type: none">男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。
国際的協調	<ul style="list-style-type: none">男女共同参画の社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切であることから、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

【3】男女共同参画に関する社会の動き

1 国際的な動き

令和7（2025）年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※」では、我が国は148か国中118位と前年と同順位となっており、依然としてOECD加盟諸国の中では非常に低い順位となっています。特に「政治」や「経済」の分野における男女間格差が目立っており、そのうち「政治」は上位国との差の大きさが目立っています。

【ジェンダー・ギャップ指数】

(148か国中の順位)	総合スコア	経済	教育	健康	政治
アイスランド(1位)	0.926	0.798	0.990	0.960	0.954
フィンランド(2位)	0.879	0.815	1.000	0.971	0.728
ノルウェー(3位)	0.863	0.776	0.995	0.959	0.721
英国(4位)	0.838	0.744	1.000	0.965	0.643
ドイツ(9位)	0.803	0.680	0.988	0.966	0.579
↓					
フィリピン(20位)	0.781	0.790	0.988	0.967	0.377
↓					
カナダ(32位)	0.767	0.751	1.000	0.969	0.350
南アフリカ共和国(33位)	0.767	0.657	0.996	0.974	0.443
フランス(35位)	0.765	0.725	1.000	0.969	0.364
↓					
米国(42位)	0.756	0.762	1.000	0.973	0.291
シンガポール(47位)	0.748	0.789	1.000	0.972	0.232
↓					
ブラジル(72位)	0.720	0.662	1.000	0.977	0.240
ベトナム(74位)	0.713	0.759	0.972	0.949	0.173
↓					
イタリア(85位)	0.704	0.599	0.998	0.966	0.255
↓					
インドネシア(97位)	0.692	0.668	0.978	0.968	0.153
韓国(101位)	0.687	0.608	0.980	0.976	0.182
中国(103位)	0.686	0.726	0.935	0.947	0.135
↓					
日本(118位)	0.666	0.613	0.994	0.973	0.085
↓					
パキスタン(148位)	0.567	0.347	0.851	0.959	0.110

資料：Global Gender Gap Report 2025

※ スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し順位付けした指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。

2 SDGsと男女共同参画

SDGs^{※1}は、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、全ての国が目指すべき「持続可能な開発目標」であり、17のゴールから構成されるものです。

SDGsが掲げるゴールのうち、特に5番目の「ジェンダー平等^{※2}を実現しよう」は本計画に深く関連しています。そして、SDGs全体においても「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメント^{※3}を達成すること」を目指しており、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的となっています。



※1 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)

※2 性別にかかわらず、誰もが平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。

※3 自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと。

3 男女共同参画に関する国内の動き

(1) 第6次男女共同参画基本計画の策定

国においては、令和8（2026）年3月13日に「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

「第6次男女共同参画基本計画」においては、経済、社会環境や国際情勢の変化、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意等の着実な履行、実施の観点も踏まえ、目指すべき社会として改めて次の4つを掲げ、その実現を通して「男女共同参画社会基本法」が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

【 第6次男女共同参画基本計画における目指すべき社会 】

-
- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会
-

(2) 女性版骨太の方針2025の策定

令和7（2025）年6月、内閣府男女共同参画局の「すべての女性が輝く社会づくり本部」及び「男女共同参画推進本部」において「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」が決定されました。

この方針では、我が国の女性活躍、男女共同参画を持続的に推進していくため、地方における人口減少、女性の転出超過という課題を踏まえ「女性に選ばれる地方」を実現することが急務となっており、女性がやりがいを持って取り組める仕事の創出をはじめ、女性にとって魅力的な職場づくり、そのための人材確保、育成及びその体制づくり等に取り組むとしています。

【 女性活躍・男女共同参画の重点方針2025 】

-
- I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
 - II 全ての人々が希望に応じて働くことができる環境づくり
 - III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
 - IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
 - V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化
-

(3) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^{※1}の改正

令和3(2021)年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第67号)」が施行されました。

我が国において、政治分野への女性の参画は進められているものの、諸外国に比べ大きく遅れていることや性別にかかわらず立候補や議員活動等をしやすい環境の整備が必要である、といった社会的背景を踏まえ、この改正では、政党その他の政治団体、国、地方公共団体において、男女の候補者数の目標設定をはじめ、候補者の選定方法、セクシュアルハラスメント対策の明記等が定められました。

【「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正の概要(要旨)】

- 1 政党その他の政治団体の取組の促進
 - 候補者の選定方法の改善、候補者にふさわしい人材の育成
 - 各種ハラスメント対策 等
- 2 国・地方公共団体の施策の強化
 - 議会における家庭生活との両立に向けた支援のための環境の整備
 - 人材の育成 等
- 3 関係機関の明示
- 4 国・地方公共団体の責務等の強化

※1 平成30年法律第28号

(4) 育児・介護休業法^{※2}の改正

令和6(2024)年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)」が公布されました。

この改正では、男女が共に仕事と育児、介護を両立できるようにするため、こどもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充をはじめ、育児休業の取得状況の公表義務の対象の拡大、次世代育成支援対策の推進、強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるとしています。

【「育児・介護休業法」改正の概要(要旨)】

- 1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- 2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進、強化
- 3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

※2 平成3年法律第76号

(5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和6（2024）年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」が施行されました。この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たって、女性であることでさまざまな困難な問題に直面することが多い現状を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るための支援施策を推進することによって、人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現をその目的としています。

【 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本理念（要旨） 】

- 1 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 2 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 3 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、令和5（2023）年3月に、厚生労働省は「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（厚生労働省告示第111号）を定めました。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」における「困難な問題を抱える女性」とは、同法の第2条において、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義されています。

以下は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の第2条に規定されている定義を、厚生労働省の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」も参考にして、例示したものです。

【 「困難な問題を抱える女性」の例示[※] 】

- 性暴力などの性的な被害を受けた又は受けるおそれがある女性（本人の意思に反して性を利用される場合を含む。）
- 家庭内暴力や虐待、家族関係の破綻など、家庭の状況によって生活が困難な女性
- 孤立やいじめ、差別等で地域社会との関係性に問題を抱える女性
- 経済的困窮、予期せぬ妊娠など、その他の事情で生活に困難を抱える女性
- 国籍や文化的背景、言語の違いなどにより、地域社会との関係性や生活に困難な問題を抱える女性
- 特定の一つの問題だけでなく、上記のような問題が複合的に重なり、生活に困難を抱える女性及び困難になるおそれがある女性

※ あくまでも「例示」であり、困難な問題には、このほかにも多様な形態がある。

(6) 性の多様性に関する法律

令和5（2023）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）」が施行されました。この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の役割等を明らかにし、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現をその目的としています。

【 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の基本理念 】

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

4 徳島県の動き

徳島県では、令和5（2023）年10月に「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」を策定し、多様な個性や価値観を大切に、家庭でも職場でも、男女が互いに尊重し合いながら、個性と能力を十分に発揮できる社会の形成を目指しています。

【 「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」の施策体系 】

基本目標とめざすべき将来像	
基本目標	「多様な生き方・働き方を実現できる誰もが輝く社会の創造」
めざすべき将来像	誰もが個性に応じて活躍し、多様性が受容されるダイバーシティ社会が創り出されている
基本方針と主要課題	
基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり	主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援 主要課題2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進 主要課題3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備 主要課題4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
基本方針Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり	主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 主要課題6 生活上の困難を抱える女性等への支援 主要課題7 生涯にわたる健康づくりへの支援 主要課題8 防災・事前復興における男女共同参画の推進
基本方針Ⅲ 地域でともに支え合う社会づくり	主要課題9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発 主要課題10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 主要課題11 地域社会における男女共同参画の推進 主要課題12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現
総合的な推進体制の整備	(1) 県の推進体制の充実 (2) 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ※」を核とした男女共同参画の推進 (3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携 (4) 施策に関する申出の処理の円滑化

※ 令和7（2025）年6月1日より「ときわプラザ」は「パーク テレコメディア」に改称

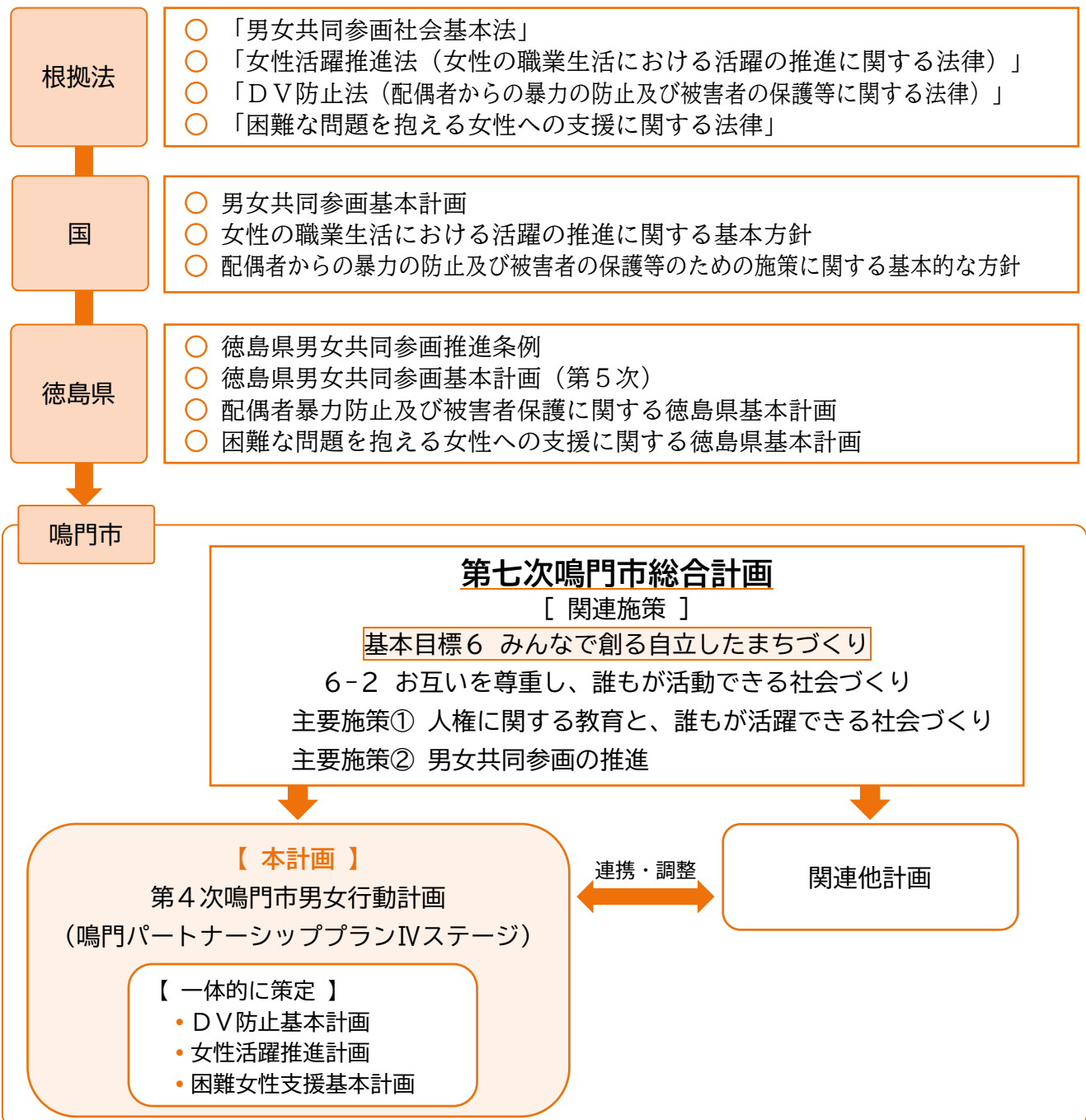
第2章 計画の概要

【1】本計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」をはじめ「女性活躍推進法」「DV防止法」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づく、市町村の基本的な計画です。

また、本市の最上位計画である「第七次鳴門市総合計画」をはじめ「鳴門市総合戦略」「鳴門市地域福祉計画」「鳴門市こども計画」や「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく鳴門市特定事業主行動計画」「鳴門市地域防災計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

【本計画の位置付け】



【2】計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間と定めます。最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

【3】計画の策定体制

1 鳴門市男女共同参画推進審議会等における審議

本計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ各種団体、組織の関係者などから構成される「鳴門市男女共同参画推進審議会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。また、市内では「鳴門市男女行動計画推進本部会」「鳴門市男女行動計画調査研究委員会」「鳴門市男女行動計画ワーキンググループ」において、内容の検討を行いました。

2 アンケート調査の実施

計画の策定に当たって、本市在住の18歳以上の市民及び市内の事業所を対象としたアンケート調査、また、中学生を対象としたアンケート調査を行い、男女共同参画に関する意見や問題点、ニーズ等を調査し、施策を検討する上での基礎資料としました。

	鳴門市 人権・男女共同参画 に関する市民意識調査	鳴門市 男女共同参画に関する 事業所アンケート調査	鳴門市 男女共同参画に関する 中学生アンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市内に所在する事業所※	市内の中学校に 在学する生徒
調査方法	郵送配布～郵送回収、 インターネットによる回答	郵送配布～郵送回収	各学校を通して配布、 インターネットによる回答
調査期間	令和7（2025）年3月	令和7（2025）年3月	令和7（2025）年7月
回答状況	配布数 2,000件 有効回答数 563件 （インターネットによる 回答188件を含む） 有効回答率 28.2%	配布数 500件 有効回答数 173件 有効回答率 34.6%	配布数 1,112件 有効回答数 943件 有効回答率 84.8%

※ 本社や支社などが他の地域に所在する事業所を含む。

3 関係団体調査の実施

市内の関係団体や事業所等を対象に、男女共同参画の推進に向けての取組の在り方やアイデア等について伺い、本市の今後の男女共同参画に関する施策に反映させていくことを目的として実施しました。

調査方法	郵送による配布・回収、電子メール等による配信・回収、その他手交等による配布・回収
調査期間	令和7（2025）年9月
回答状況	各団体の代表者等 14件（配布は21件）、回収率66.7%

4 パブリックコメント（意見公募）の概要

本計画の素案を市役所の窓口及び市公式ウェブサイトで公開し、パブリックコメントを実施しました。

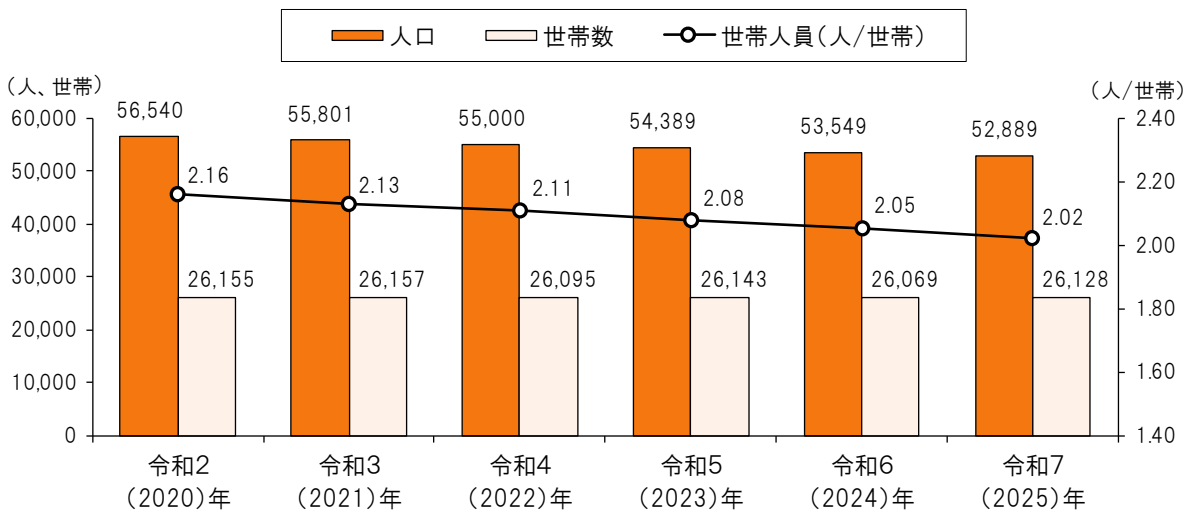
第3章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

【1】統計でみる本市の現状

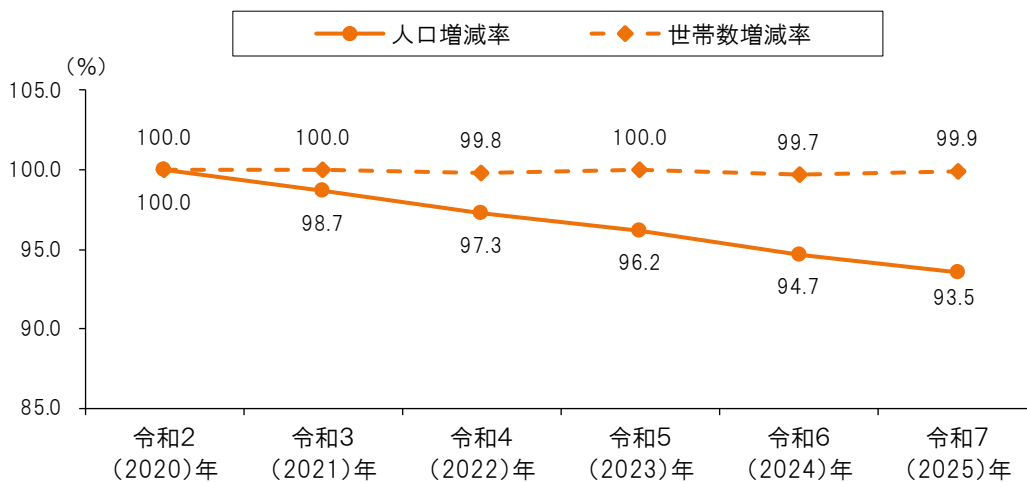
1 人口等の現状

本市の人口は減少傾向にあり、令和7（2025）年3月現在 52,889 人となっています。世帯数はおおむね横ばいで推移しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、令和2（2020）年の 2.16 人から令和7（2025）年で 2.02 人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、令和2（2020）年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

出生と死亡の差からみる「自然動態」は、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

令和6（2024）年では、合計796人の人口減少となっています。

【人口動態】

（単位：人）

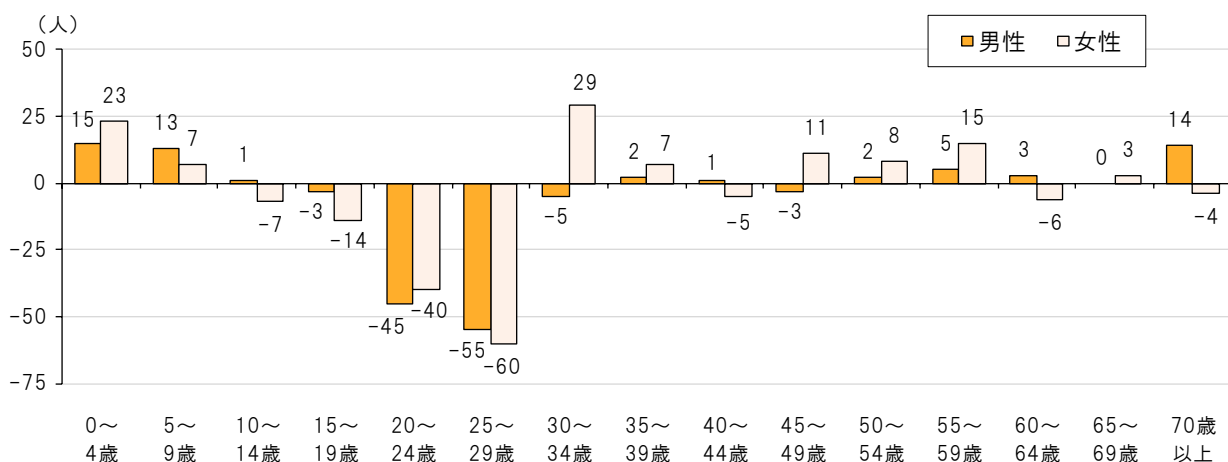
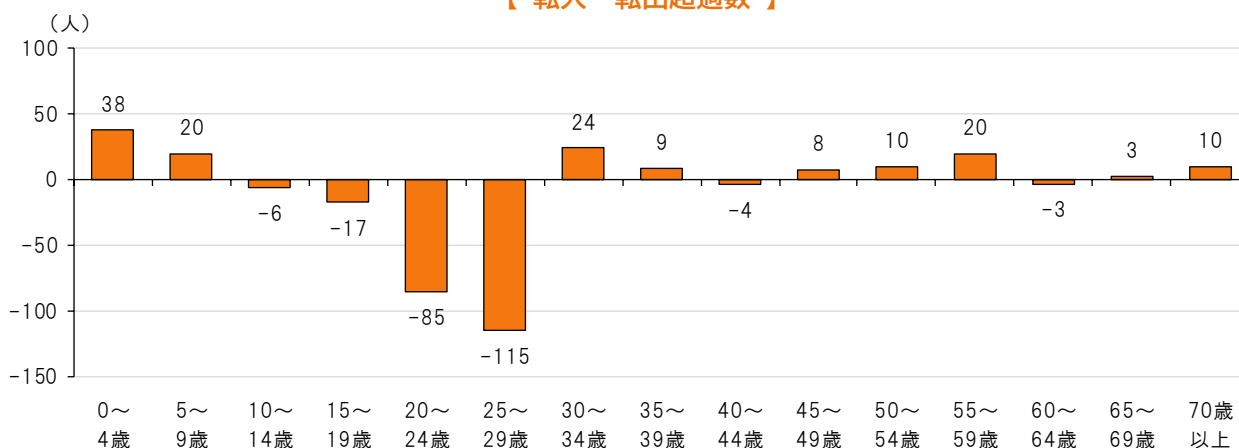
	自然動態			社会動態			人口動態
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	(g)
令和4(2022)年	229	867	-638	1,925	2,011	-86	-724
令和5(2023)年	214	876	-662	1,843	1,893	-50	-712
令和6(2024)年	220	928	-708	1,677	1,765	-88	-796

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料：徳島県人口移動調査年報

令和6（2024）年の人口移動状況についてみると、20代の転出が目立っており、就職などを機に転出していることがうかがえます。

【転入・転出超過数】

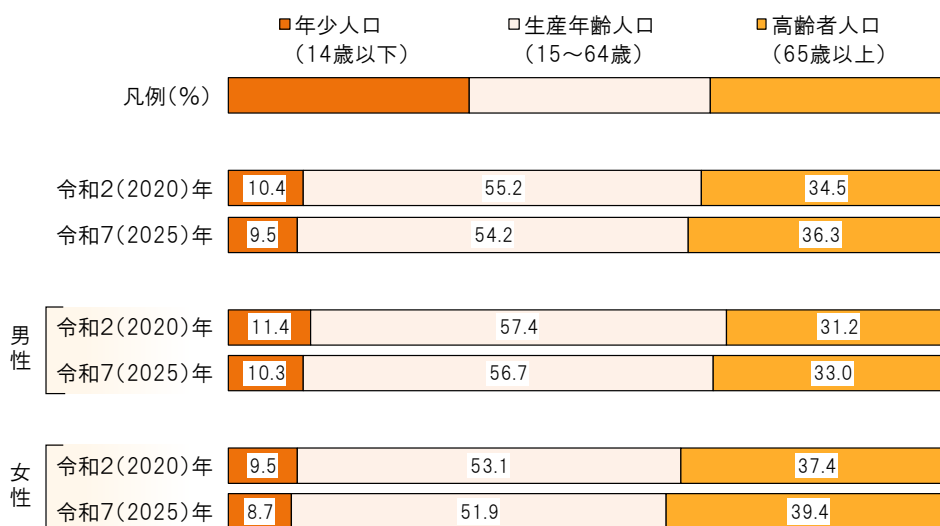


資料：徳島県人口移動調査年報（令和6（2024）年）

本市の年齢別人口をみると、令和7（2025）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が9.5%、「生産年齢人口（15～64歳）」が54.2%、「高齢者人口（65歳以上）」が36.3%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、令和2（2020）年の34.5%から令和7（2025）年で36.3%と増加しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

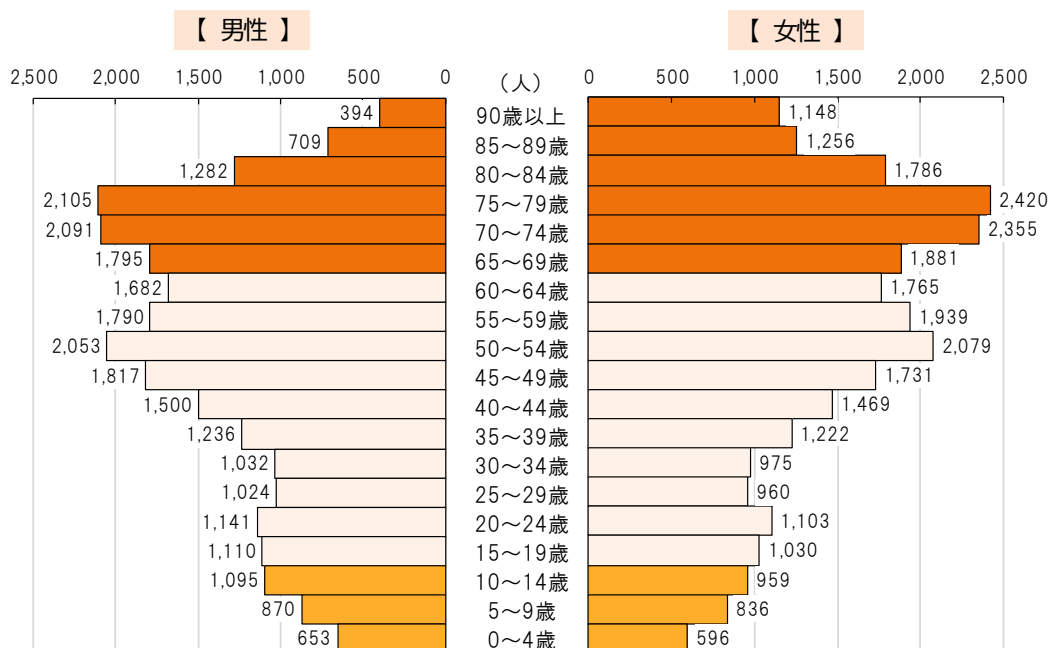
【 年齢別人口構成比 】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代後半のいわゆる「団塊の世代」及びそのこども世代である50代前半の「団塊ジュニア層」が、最も多くなっています。また、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【 年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド） 】

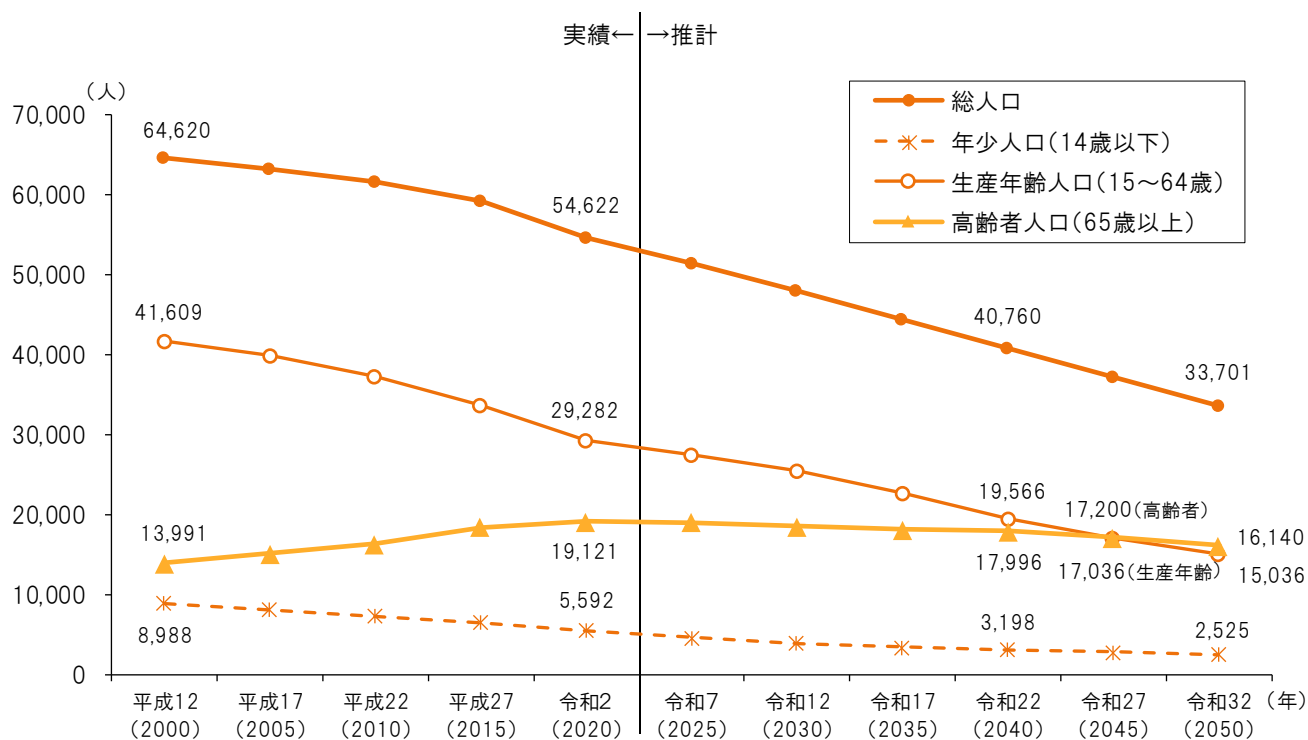


資料：住民基本台帳（令和7（2025）年3月末日現在）

本市の人口は、減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別に人口推計をみると、生産年齢人口の減少が目立っており、令和27(2045)年には高齢者人口が生産年齢人口を上回ると推計されています。

【 将来推計人口 】



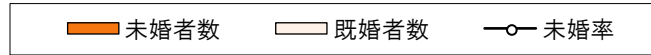
注：総人口は年齢不詳を含む。

資料：平成12(2000)年～令和2(2020)年は国勢調査、令和7(2025)年以降は国立社会保障・人口問題研究所(令和5(2023)年推計)

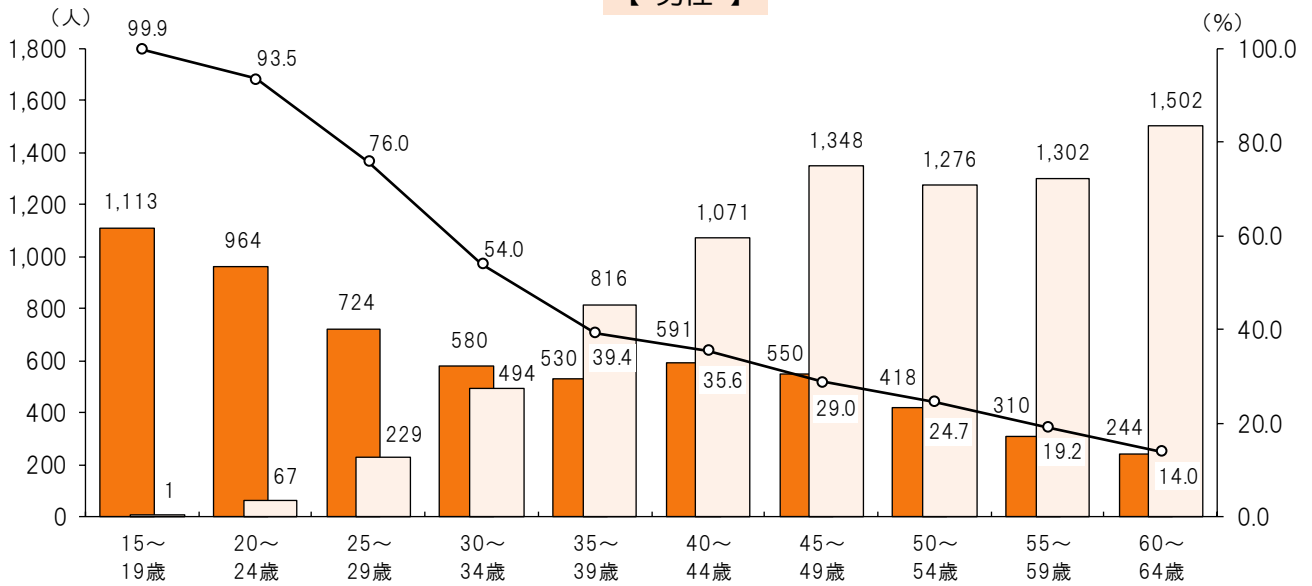
2 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代後半になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を上回っています。

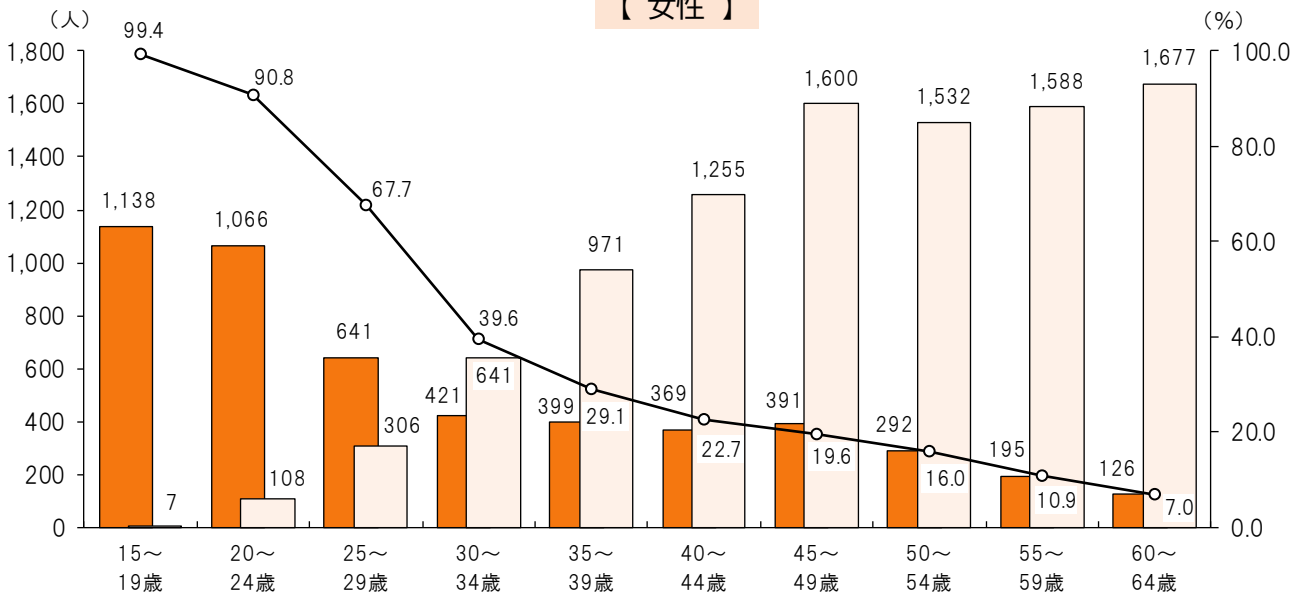
【年齢別未既婚者数と未婚率】



【男性】



【女性】

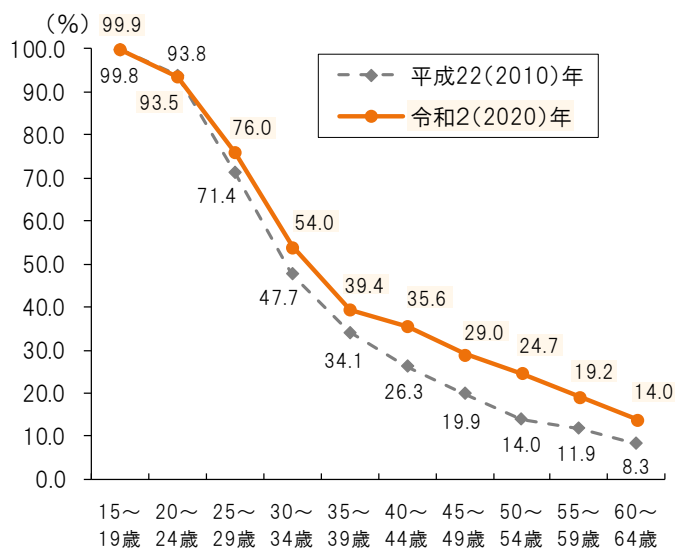


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

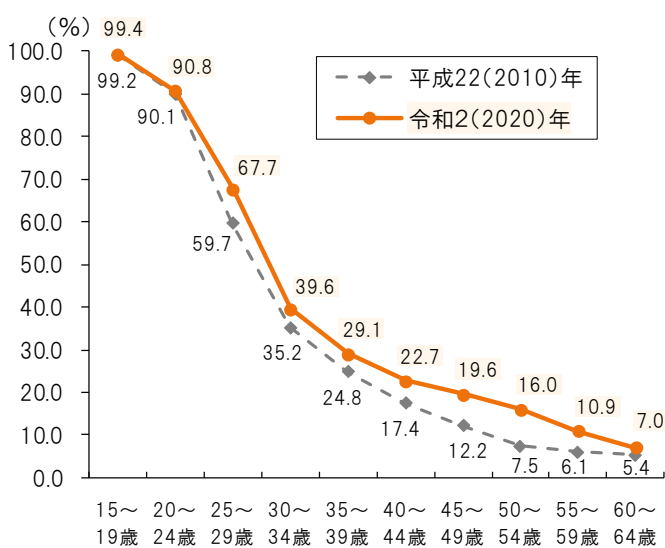
令和2（2020）年における本市の未婚率は、平成22（2010）年に比べ、男女共に増加しています。

【 未婚率（経年比較） 】

【 男性 】



【 女性 】

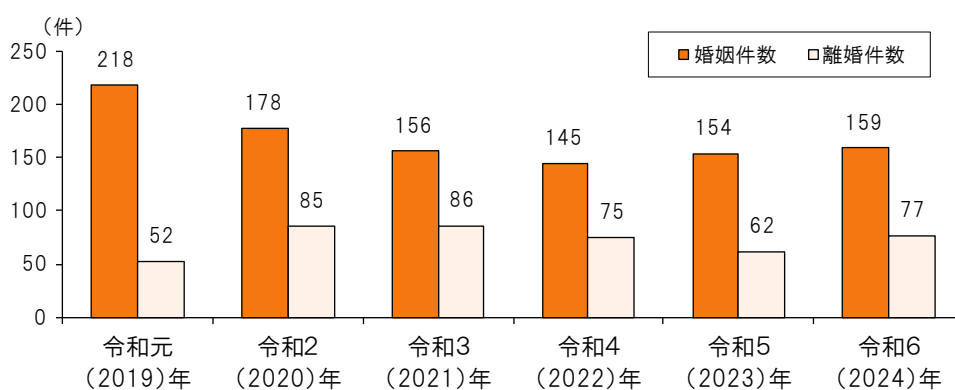


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

3 婚姻件数・離婚件数

本市の婚姻件数は減少傾向にありましたが、令和5（2023）年に増加に転じ、令和6（2024）年では159件となっています。離婚件数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和6（2024）年では77件となっています。

【 婚姻件数・離婚件数の推移 】

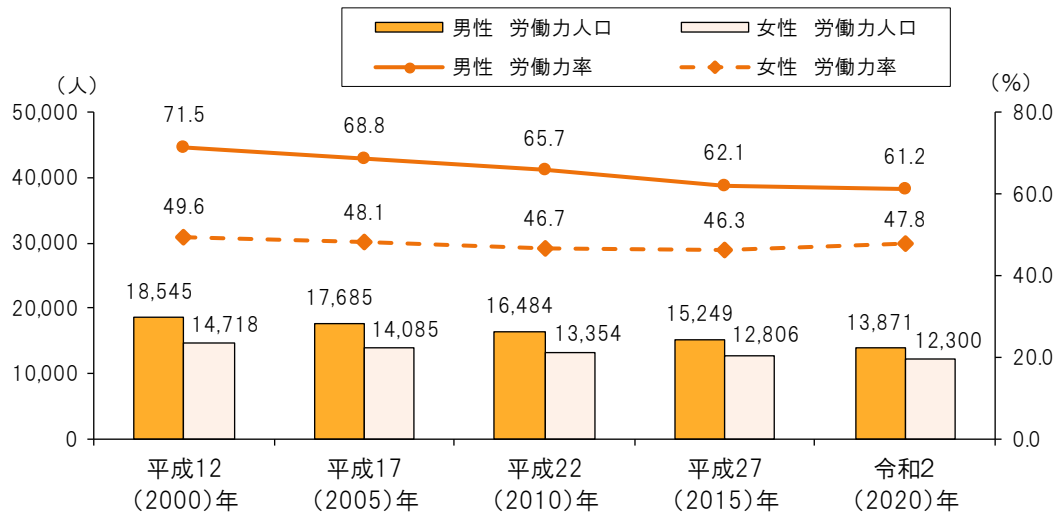


資料：厚生労働省「人口動態統計」

4 就労状況

本市の15歳以上の労働力人口をみると、男女共に減少傾向にあります。労働力率については、男女共に減少傾向にありましたが、女性は令和2（2020）年に増加に転じています。

【 労働力人口・労働力率の推移 】

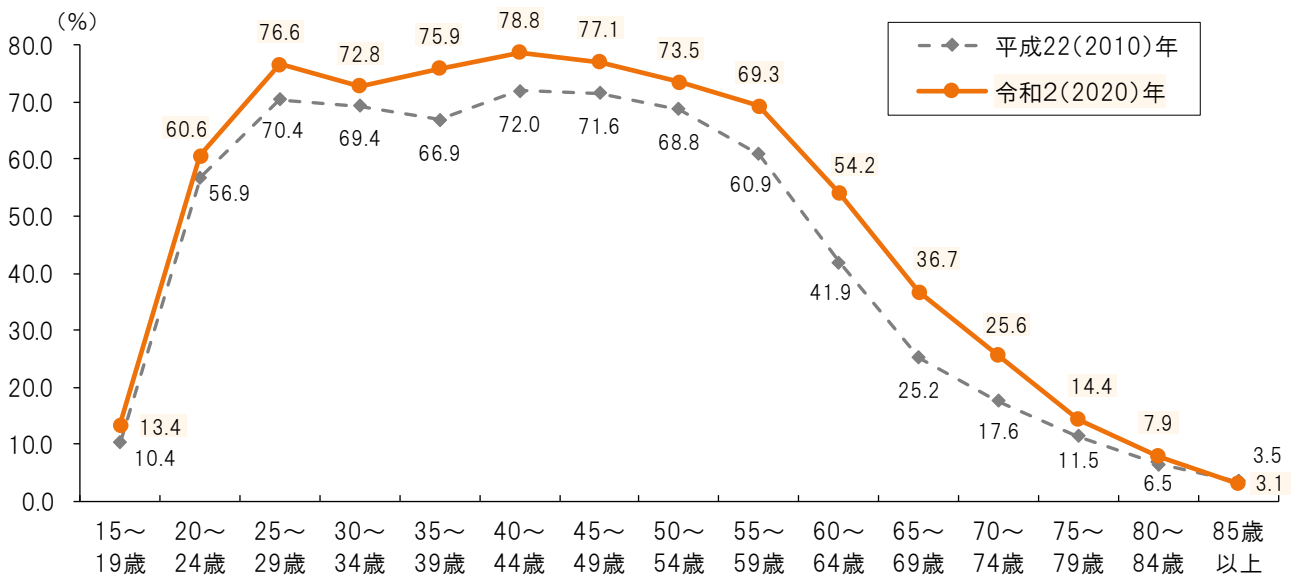


資料：国勢調査

5 就業率

令和2（2020）年における本市の女性の就業率をみると、平成22（2010）年に比べ全体的に増加傾向にあり、結婚して子どもができて働き続ける女性が増えています。また、平成22（2010）年では、30代後半の就業率が低下していましたが、令和2（2020）年では30代前半の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられます。

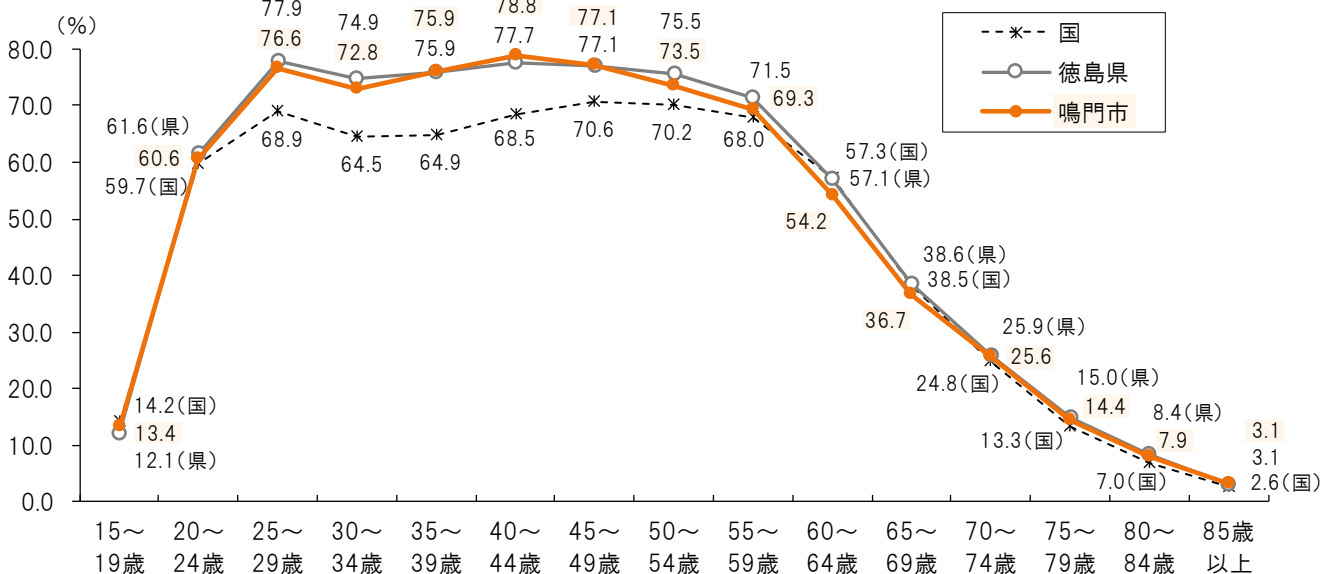
【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

本市の女性の就業率は、おおむね国の平均を上回っています。

【女性の就業率（県・国比較）】

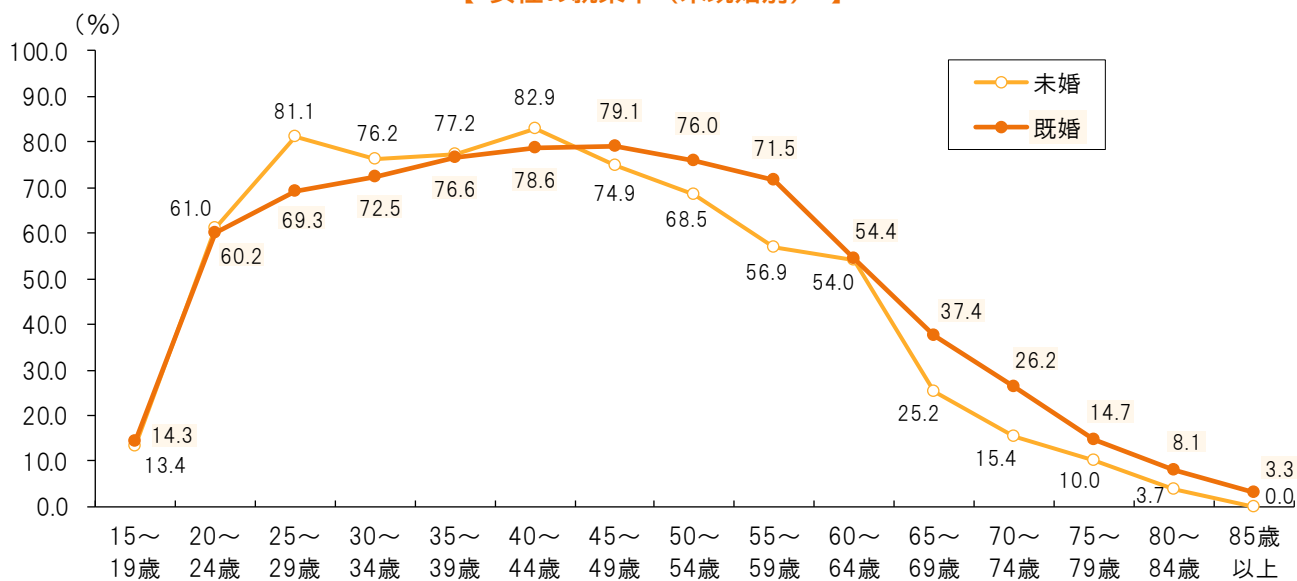


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

※ 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

本市の女性の就業率を未既婚別で見ると、20～40代前半では既婚者の就業率は未婚者を下回っていますが、45歳以上になると既婚者の就業率が未婚者を上回る状況にあります。

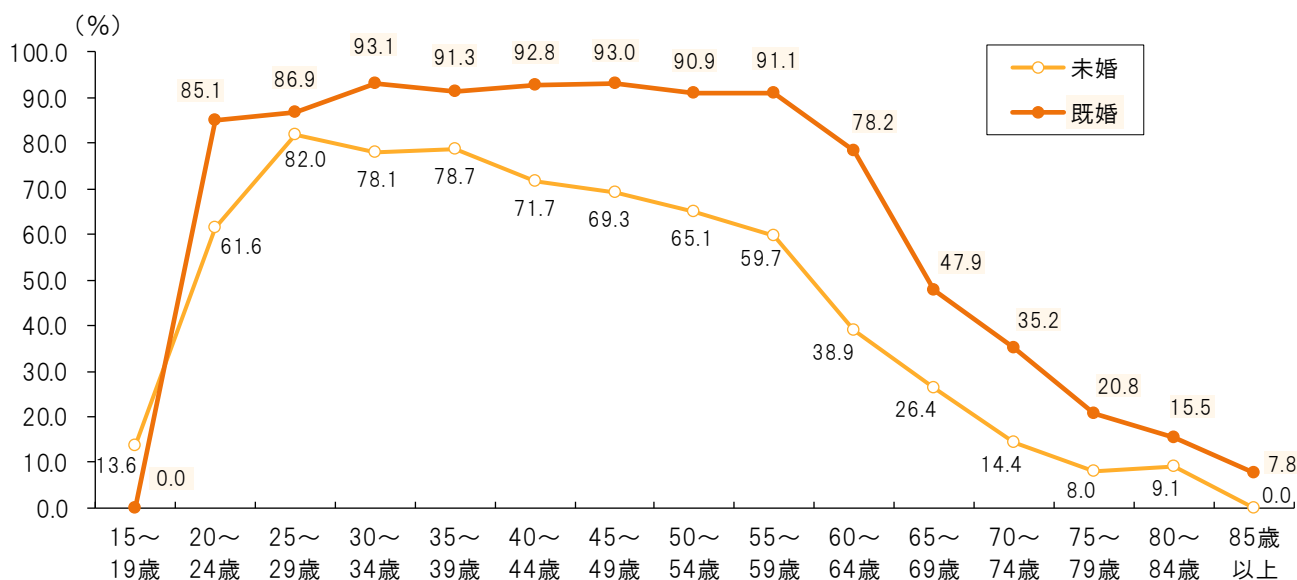
【女性の就業率（未既婚別）】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

男性の就業率を未既婚別で見ると、特に40代以降、未婚者と既婚者に大きな差がみられます。

【男性の就業率（未既婚別）】



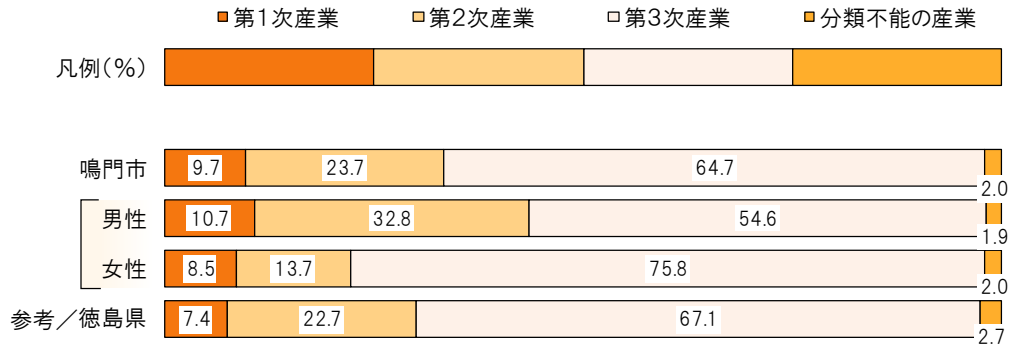
資料：国勢調査（令和2（2020）年）

6 産業別就業者構成比

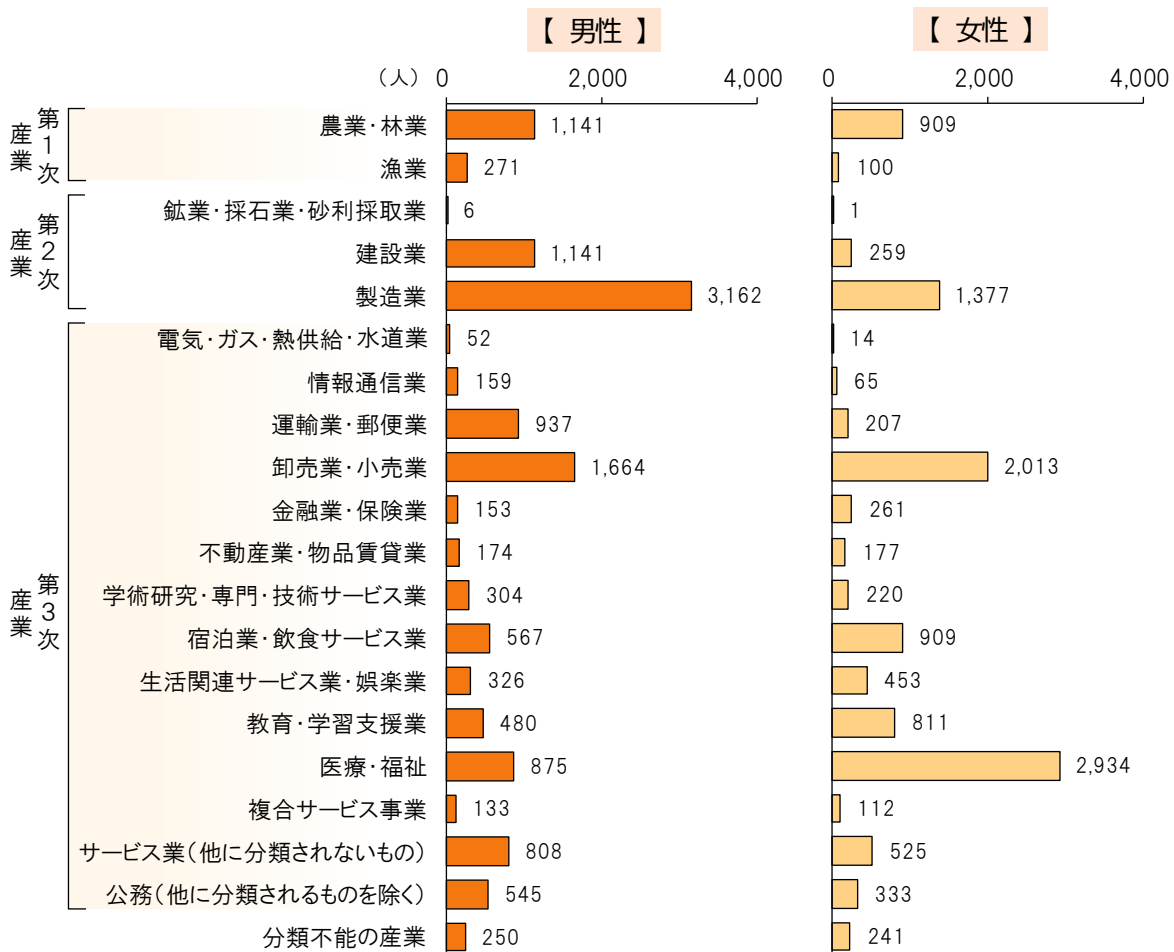
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2（2020）年では第1次産業の割合が9.7%、第2次産業が23.7%、第3次産業が64.7%となっています。徳島県全体と比べ、第1次産業の割合は高くなっていますが、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「製造業」が女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

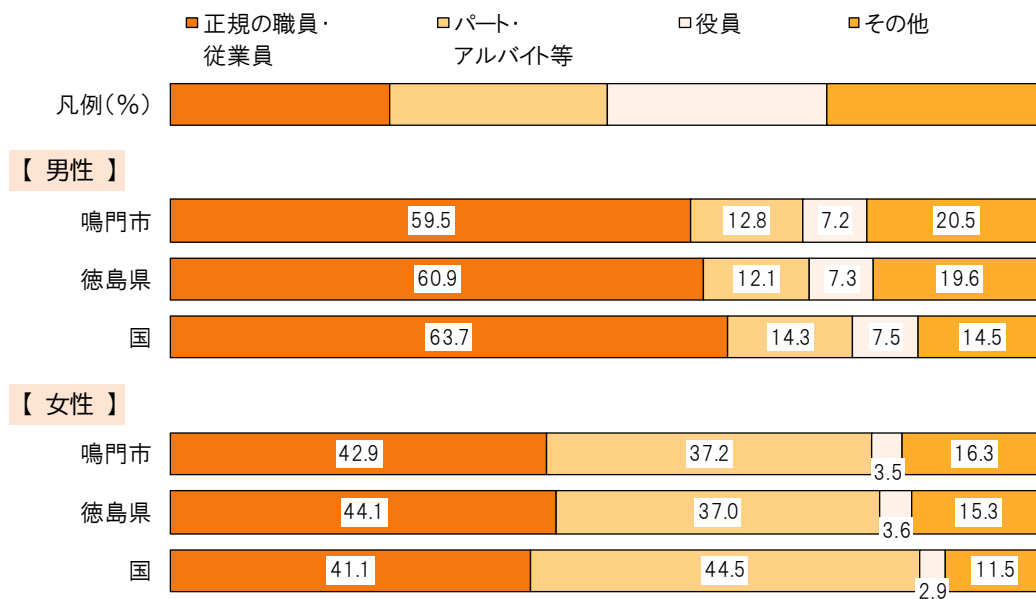


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

7 雇用形態別雇用者数の構成比

本市の雇用形態別雇用者数の構成比をみると、令和2（2020）年では「正規の職員・従業員」の割合は、男性が59.5%、女性が42.9%と、女性は男性の割合を大きく下回っています。一方、「パート・アルバイト等（派遣社員を含む）」の割合は、男性が12.8%、女性が37.2%と、女性は男性の割合を大きく上回っています。

【 雇用形態別雇用者数の構成比 】



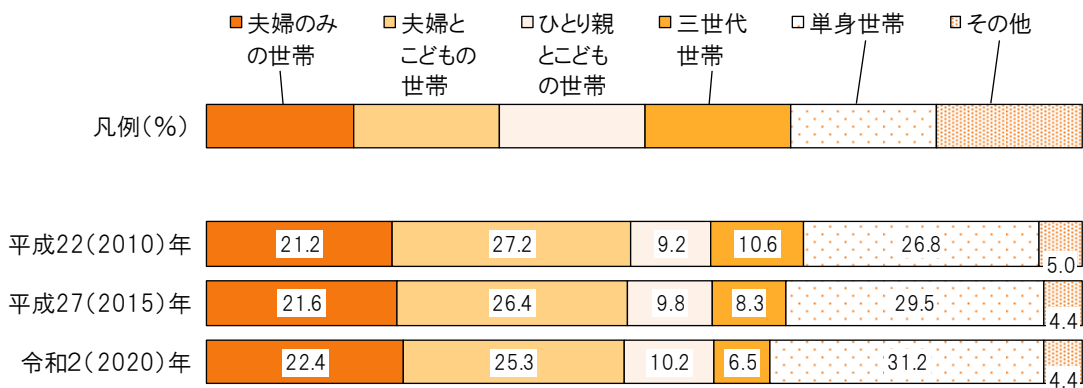
資料：国勢調査（令和2（2020）年）

8 世帯構成

世帯構成について、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までの推移で見ると、「夫婦のみの世帯」「ひとり親とこどもの世帯」「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦とこどもの世帯」は減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

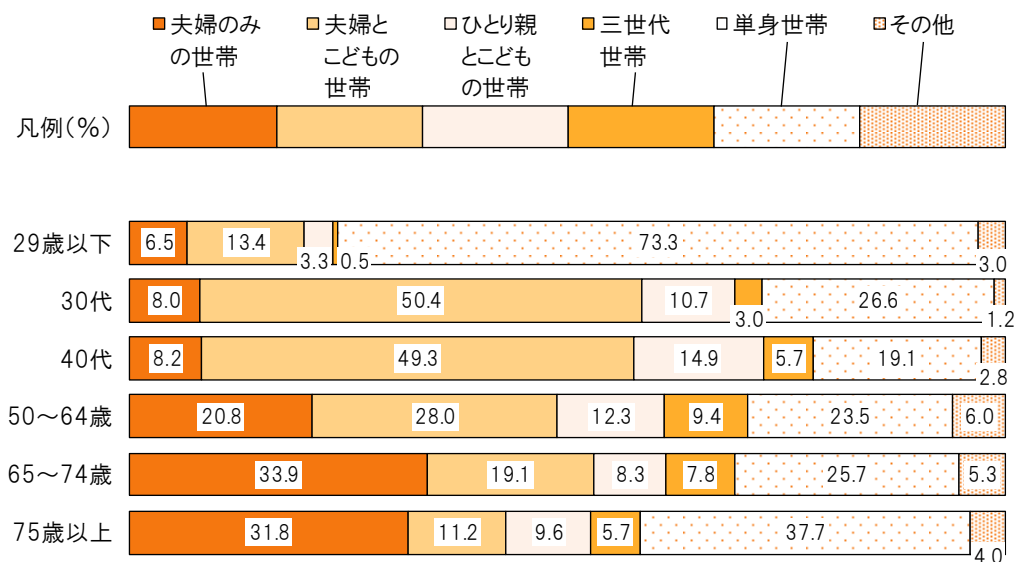
また、年齢別に世帯構成をみると、65 歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29 歳以下や 75 歳以上で「単身世帯」の割合が高くなっています。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

【 年齢別世帯構成 】



資料：国勢調査（令和 2（2020）年）

9 ひとり親家庭の状況（20歳未満のこどもがいる世帯）

本市の20歳未満のこどもがいるひとり親家庭は、令和2（2020）年では336世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	373	398	336
母子世帯数	328(87.9%)	350(87.9%)	293(87.2%)
父子世帯数	45(12.1%)	48(12.1%)	43(12.8%)

資料：国勢調査

10 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は増加していますが、高齢者同居世帯は減少しています。

【高齢者世帯数の推移】

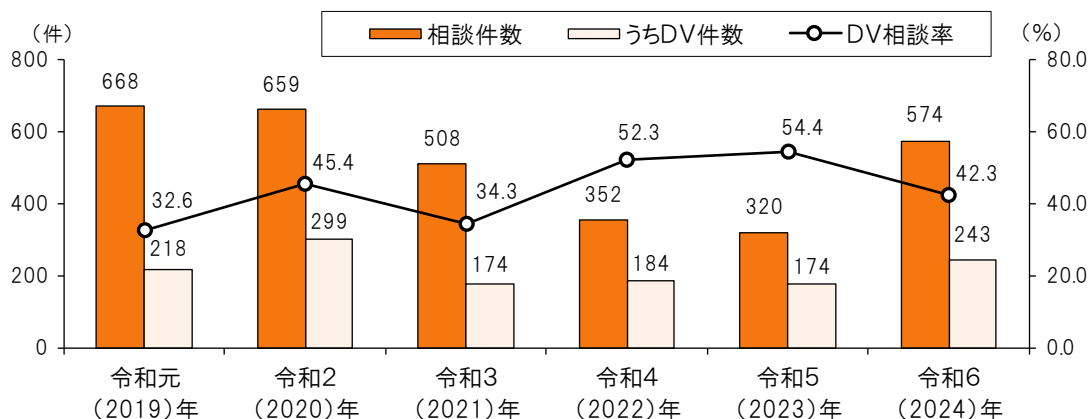
	平成27(2015)年		令和2(2020)年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	23,153	100.0	22,406	100.0	-3.2
65歳以上の高齢者のいる世帯	11,537	49.8	11,788	52.6	2.2
高齢者単身世帯	3,031	13.1	3,270	14.6	7.9
高齢者夫婦世帯	2,721	11.8	2,997	13.4	10.1
高齢者同居世帯	5,785	25.0	5,521	24.6	-4.6

資料：国勢調査

11 鳴門市女性支援センター「ぱぁとなー」における相談支援状況

鳴門市女性支援センター「ぱぁとなー」における相談延べ件数は、減少傾向にありましたが、令和6（2024）年は574件と増加しています。そのうちDV件数が243件と、4割程度を占めています。

【相談件数の推移】



資料：庁内資料

12 鳴門市女性人材バンク登録者数

「鳴門市女性人材バンク」の登録者数をみると、近年は増加傾向にあり、令和6（2024）年は22人となっています。

【「鳴門市女性人材バンク」登録者数】

(単位：人)

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
登録者数(累計)	0	7	11	11	15	22

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

13 保育士の状況

本市の公立施設（保育所）における保育士数（正規職員）は、「鳴門市公立保育所再編計画」に基づく再編、統合に伴い、緩やかな減少傾向にあり、令和6（2024）年では18人となっています。

【保育所数・保育士の状況】

(単位：人)

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
保育所数(か所)	3	3	2	2	1	1
保育士(合計)	23	23	22	21	20	18
男性保育士	0	1	1	1	0	0
女性保育士	23	22	21	20	20	18

注1：休所施設は除く。

注2：保育士数は、公立施設（保育所）における正規職員の人数

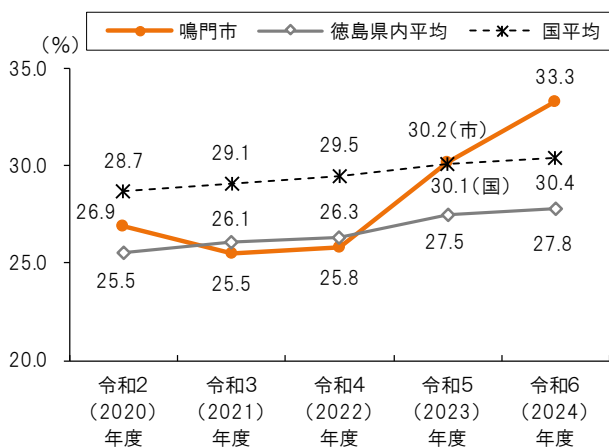
資料：庁内資料（各年4月1日現在）

14 女性の参画の状況

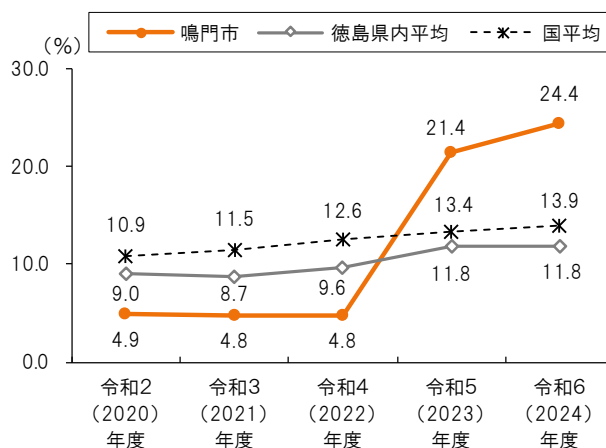
本市における審議会委員や防災会議委員に占める女性割合をみると、令和6（2024）年度は徳島県内市町村や国の平均を上回っています。

市職員管理職に占める女性割合は、国の平均は上回っていますが、徳島県内市町村の平均を下回って推移しています。また、市議会議員に占める女性割合は、徳島県内市町村や国の平均を下回って推移しています。

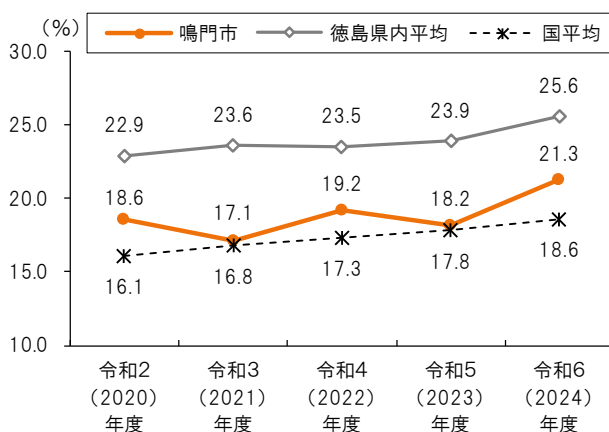
【 審議会委員に占める女性割合の推移 】



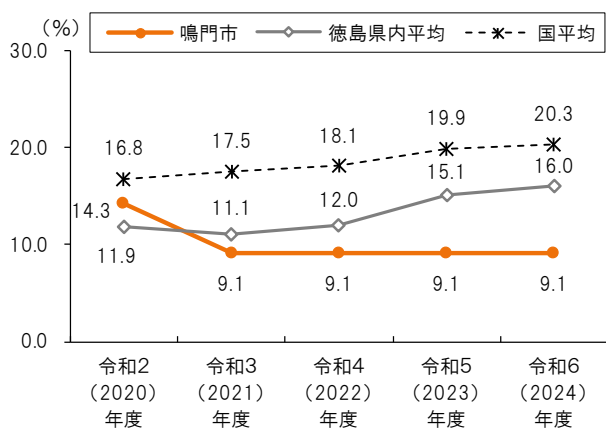
【 防災会議委員に占める女性割合の推移 】



【 市職員管理職に占める女性割合の推移 】



【 市議会議員に占める女性割合の推移 】



注1：国平均の数値は「市区平均」の値

注2：徳島県内平均の数値は「徳島県内市町村の平均」の値

資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（各年度4月1日現在）

（「市議会議員に占める女性割合の推移」は各年度12月末日現在）

【 徳島県内の審議会委員及び市職員管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合 】

	審議会委員			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
徳島市	439	137	31.2	149	20	13.4
鳴門市	576	192	33.3	80	17	21.3
小松島市	362	89	24.6	60	11	18.3
阿南市	1,350	455	33.7	81	15	18.5
吉野川市	470	144	30.6	64	16	25.0
阿波市	267	64	24.0	53	11	20.8
美馬市	138	28	20.3	76	19	25.0
三好市	522	115	22.0	57	22	38.6
勝浦町	128	45	35.2	12	4	33.3
上勝町	55	8	14.5	17	7	41.2
佐那河内村	78	15	19.2	9	1	11.1
石井町	208	52	25.0	30	14	46.7
神山町	134	30	22.4	12	5	41.7
那賀町	143	37	25.9	26	2	7.7
美波町	146	33	22.6	20	4	20.0
海陽町	447	89	19.9	26	5	19.2
松茂町	292	103	35.3	24	14	58.3
北島町	162	41	25.3	17	7	41.2
藍住町	131	50	38.2	24	14	58.3
板野町	126	33	26.2	17	6	35.3
上板町	254	65	25.6	31	8	25.8
つるぎ町	198	26	13.1	64	17	26.6
東みよし町	182	41	22.5	23	10	43.5
徳島県内市町村平均	-	-	27.8	-	-	25.6
全国市区平均	-	-	30.4	-	-	18.6

注：牟岐町についてはデータ未公表のため、表記から省略している。

資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（令和6（2024）年4月1日現在）

【2】第3次計画期間における取組内容の点検と評価

1 事業評価

本市では、第3次計画に基づいて実行している事業について、PDCAサイクルの考え方を踏まえ、毎年度その進捗状況を点検し、評価しながら次年度の取組に反映させてきました。

ここでは、第3次計画期間における取組内容の点検と評価結果を総括し、今後の課題を示しています。

事業の点検、評価に当たっては、事業ごとに「A 取組目標を達成できた」「B 取組目標をおおむね達成できた」「C 取組目標をあまり達成できなかった」「D 取組目標を達成できなかった」の4区分で評価しており、次表のような結果となっています。

【事業評価件数】

() 内数値は構成比%

	令和4年度 (令和3年実施分)	令和5年度 (令和4年実施分)	令和6年度 (令和5年実施分)	令和7年度 (令和6年実施分)
A 取組目標を達成できた	70 (64.2%)	85 (78.0%)	89 (82.4%)	93 (86.1%)
B 取組目標をおおむね達成できた	39 (35.8%)	24 (22.0%)	19 (17.6%)	15 (13.9%)
C 取組目標をあまり達成できなかった	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
D 取組目標を達成できなかった	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
計	109 (100.0%)	109 (100.0%)	108 (100.0%)	108 (100.0%)

具体的な取組内容と個別の評価結果については、市公式ウェブサイト等で公表している「鳴門市男女行動計画 実施状況報告書」で確認することができます。

2 個別評価

基本目標1 お互いを認め合うまち なる

基本施策1 男女共同参画の意識づくり

施策の方向	1 人権を尊重する意識づくり
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 人権パネルの移動展示、市内の高校で男女共同参画についての出前講座の開催 部落差別やDV、性の多様性、アンコンシャス・バイアスに関する人権セミナーの開催 人権問題啓発推進者養成講座や人権行政研修、男女共同参画に関する職員研修会など、職階に応じた研修の実施 職員を対象としたワーク・ライフ・バランスの必要性等についての研修の実施 部落解放・人権徳島地方研究集会への職員の参加を促進
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 高い人権意識を兼ね備えた人材の育成を図るため、職員に対する研修等への参加を促進するとともに、効果的な研修を実施することが重要です。

施策の方向	2 男女共同参画の理解促進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙に人権問題や同和問題、男女共同参画社会の実現に関する内容や「アンコンシャス・バイアス」の記事を掲載 はたちの記念式典、人権フェスティバル等におけるパンフレットの配布、小学校6年生の学習時期に合わせ、「鳴門市男女共同参画推進条例」について学ぶ資料を配布 広報紙等の掲載記事には、性別に偏りが出ないように配慮 男女共同参画週間に合わせ、鳴門市立図書館に特設コーナーを設置、婚姻届や出生届の提出時に関連資料を配布
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙等の周知媒体、頻度や構成内容を工夫し、幅広い世代の活動を伝え、市民の社会参加につなぐことが重要です。 市民が各種施策に興味を持てるよう、イラストや図表などを用いた分かりやすい説明に努めることが重要です。 妊娠、出産は家事の分担を見直すタイミングになるため、妊娠届の提出時の配布についても検討する必要があります。

施策の方向	3 マイノリティに関する啓発
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 水平社創立 100 周年や徳島県の解放運動をテーマに、人権セミナーを開催 • 広報紙に「ヘイトスピーチ解消法について」の記事を掲載 • 市公式ウェブサイト「LGBT（Q+）」「性的マイノリティ」やSOGIについての説明を掲載
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的少数者に対する理解を促進するため、継続的な人権セミナーの開催をはじめ、周知、啓発活動の推進が必要です。

基本施策2 学びの場における男女共同参画の意識づくり

施策の方向	1 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 就学前モデルカリキュラムの研修、実践を進め、連携小学校区で取組内容を共有 • 保育施設、学校教職員へ「鳴門市男女共同参画推進条例」を周知 • 「ふれあい新聞」の定期配布や保育施設、幼稚園による県研究大会での保育公開を実施 • 学校便りや校内掲示物等で、人権に配慮した表現、内容を徹底 • 市人権教育研究指定校における研究の実践と、新転入、中堅、事務栄養職員向け人権研修を実施
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の理解が得られやすいよう、引き続き人権に関する各種情報を伝える印刷物や掲示物は、表現や内容を工夫して作成することが必要です。

施策の方向	2 多様な社会教育機会の充実
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 文化展、華道展、文化協会記念事業など、文化行事を開催 • 高齢者学級や女性学級、成人学級、出前講座など、多様な学習の機会を提供 • 「第4次子どもの読書活動推進計画」を策定し、読書、学びの基盤を整備 • 広報紙等で講演会情報を周知し、地区自治振興会にも情報を提供 • 市民向けドイツ語・中国語講座、こども向け中国のおはなしタイム、ドイツのクリスマスワークショップ等を開催し、国際理解を促進

これまでの 主な取組内容 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学生に内閣府冊子「みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等」を配布 ● 市公式ウェブサイトでジェンダー・ギャップ指数等の情報を提供
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種学級や講座においては、防災や人権を必須にするとともに、SDGsなど幅広い学習内容を提供し、課題意識を持った学習活動につなぐ必要があります。 ● 講演会等の開催を、SNS等を活用して周知し参加を促進することが必要です。

基本目標2 誰もが活躍できるまち なる と (女性活躍市町村推進計画)

基本施策3 女性が活躍できる基盤づくり

施策の方向	1 政策・方針決定過程における女性活躍の促進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 係長級以上の女性職員を対象とした女性活躍推進研修（ダイバーシティ研修）の実施 ● ワーキンググループ委員会で女性の意思決定の場への参画拡大の現状と課題、女性人材バンクの活用について意見交換 ● 鳴門商工会議所の会報の送付時など、多様な場面で女性人材バンクや登録者の募集を周知 ● 広報モニターの男女比均等に向けた取組の実施 ● 広報紙に自治基本条例特集記事の掲載、10周年記念グッズの作成 ● 「一日鳴門市長体験」や「一緒にわきあいあいコラボ市長室」の実施 ● 農協や漁協、県等と連携し、農業委員等への女性の登用を推進
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修等を通して女性職員の意識の向上を図り、次代の女性リーダーの育成に努めることが必要です。 ● 女性人材バンクの登録者数と活用の拡大を目指し、継続的な周知とともに、登録に際して過度な負担感を与えないよう啓発方法を検討していく必要があります。 ● 女性グループを含めた地域団体等に対して、より活発な活動につながるよう、広報面での周知や適切な支援の継続的な実施が必要です。 ● 農協や漁協、県と連携し、女性の積極的な参画を図ることが必要です。

施策の方向	2 女性の人材育成支援
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性グループ活動状況報告書の作成、各グループの代表への送付 ● 女性リーダー育成のためのSDGsを踏まえた女性学級の実施 ● 漁協女性部と連携しテレビ鳴門の情報番組「漁協新鮮食堂」を収録 ● 市主催研修及び県自治研修センター等の研修への参加を呼びかけ
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性グループ活動状況報告書に含まれる個人情報を守りながら、広く情報共有を図るための方法について検討する必要があります。 ● 女性グループの現状の洗い出しや課題の集約を行い、活動の活性化を図るための取組の検討などが必要です。 ● 女性学級を含む各種学級へ、女性の参加を促進することが必要です。 ● 農協や漁協等の団体や組織の女性部による料理講習会等の活動を、継続的に支援することが必要です。 ● 研修等を通じた職員の計画的な人材の育成や意欲の向上を図ることが必要です。

基本施策4 働く場における男女共同参画の促進

施策の方向	1 雇用の機会均等と待遇の確保の促進
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な媒体や機会を活用した「鳴門市男女共同参画推進条例」等関係法令に関する情報を発信 ● 徳島県の労働関係法令や働きやすい職場づくりに関するパンフレットの掲示や配布、人権文化祭でのパネル展示 ● 徳島県立テクノスクールなど、労働関係機関が実施する各種講座のパンフレットの掲示や配布、技能検定等に関する情報の周知 ● 家族経営協定締結を促進
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所に関する関係法令の情報提供の充実が必要です。 ● 「男女雇用機会均等法」等関係法令の周知や啓発、労働関係機関が実施する各種講座の周知に努めることが必要です。 ● 県や農協と連携し、家族経営協定の締結の促進が必要です。

施策の方向	2 共に働きやすい職場環境の整備促進
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県自治研修センター主催の育休等職場復帰支援講座への職員の参加 ● 市主催でハラスメント対策研修の実施、所属長を対象とした時間外勤務に関する研修、ヒアリング等を通じた業務の平準化、効率化、全庁への有給休暇取得促進に関する通知等を実施 ● 関係機関が発行するパンフレット等を活用し、徳島県はぐくみ支援企業認証制度や支援窓口を周知 ● 大麻町商工会にコワーキングスペースを整備し、子育て中のママを対象としたSNS講座、在宅ワークでの収入確保を支援するための講座等の実施
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間外勤務の抑制、有給休暇取得の促進等に関する啓発を充実し、職員が働きやすい職場環境づくりに努めることが必要です。 ● 徳島県はぐくみ支援企業認証制度について周知し、事業主に対して、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに取り組んでもらうことが必要です。

基本施策5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内のネットワークに子育て支援制度の概要を掲示、該当する男性職員には個別に案内を実施 ● 全庁的なテレワークの推進、育児や介護のための早出遅出勤務制度の導入、周知、活用の推進 ● 特定事業主行動計画に基づく取組の推進 ● 夫婦の家事分担や男性の家事、育児への参画を促すパンフレットを配布 ● 妊娠届出時や妊娠後期時の面談、沐浴実習を実施 ● 漁協と連携し「魚のさばき方教室」を開催 ● コミュニティ・ビジネス※の意義や内容を啓発 ● シルバー人材センターの運営に関する財政支援、生活支援サポーター養成講座の開催
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性職員のキャリア形成支援等による女性職員の積極的な登用を図るとともに、男性の育児休業制度について、積極的に制度の周知を図ることが必要です。 ● 各支援制度の周知に努めるとともに、仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備に努めることが必要です。 ● 柔軟な働き方が選択できる職場環境づくりに努めることが必要です。 ● より多くの市民がコミュニティ・ビジネスの意義や内容を理解し、実施してみようと思えるような周知に努めることが必要です。

※ 高齢化や子育て支援、地域の空き家活用など、地域の困りごとを解決しつつ、同時に収益も上げられる事業のこと。
(Community Business)

施策の方向	2 仕事と子育て・介護の両立への支援
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やSNS等を活用し、ファミリー・サポート・センター事業の周知、啓発、依頼会員の利用料の一部を助成 ● 休日保育や子育て短期支援など、就労形態に応じた子育て支援サービスの充実 ● 「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」の策定 ● シニア・メンズクッキングの開催、自主クラブ等の支援 ● 介護者家族の会定期相談会、電話による相談や訪問相談、有識者による研修会の開催、先進地の視察
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者が安心して働けるよう、就労形態に応じた子育て支援事業を継続的に実施することが必要です。 ● 家族介護者を支援する事業への参加を促進するため、周知に努める必要があります。

基本施策6 地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向	1 地域活動における男女共同参画の促進
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙等多様な媒体を活用し、各団体の活動予定や活動状況、会員、参加者の募集などの周知 ● We Loveなるとまちづくり活動応援補助金を通じた「フェーズフリー※」への理解の促進 ● 市民企画のまちづくり活動を支援し「一緒にわきあいあいコラボ市長室」で団体と意見交換 ● ヘルスマイト事業の開催 ● パッチワーク教室など、環境問題に関するイベントや講座等の開催
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係団体と連携し、SNS等を活用した周知や理解の促進、備品の貸し出しなど、活動の継続や強化につながる支援を実施する必要があります。 ● 男性の栄養教室等への参加を促進するため、周知、啓発の充実が必要です。

※ 災害が起きても、平常時と同じものや仕組みをそのまま使えるようにする考え方のこと。（体育館を避難所として使う、ふだんはお知らせに使うLINEやアプリを安否確認や避難情報伝達手段として使う・・・など）

施策の方向	2 防災分野における男女共同参画の促進
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「鳴門市地域防災計画」や「鳴門市南海トラフ地震等・防災減災対策推進計画」に必要な取組として「フェーズフリー」の普及、啓発や取組の推進に努めることを明記し、自主防災会や地域住民等に対して「フェーズフリー」の考え方に基づく日頃からの備えの重要性の周知、啓発など各種取組を推進 ● 男女共同参画の視点からの防災をテーマに、市職員、地域の自主防災会及び地域防災リーダーを対象に研修会を開催し、防災対策への多様な視点の導入の必要性や重要性について、自助、共助、公助のそれぞれの担い手の意識向上を推進 ● 自主防災会や関係機関と連携した避難所開設、運営訓練等を通して、避難所における授乳室やベビーベッドなど、女性の視点を踏まえた資材や機材の配備など、多様性を考慮した実践的な訓練を実施 ● 防災会議の委員における女性委員の占める割合を向上するため、関係機関への呼びかけ等の各種取組を推進 ● 令和5（2023）年度から7（2025）年度までの3年間で、市の地域防災の担い手となる「地域防災リーダー」を養成する講座を開催し、203人の市民等が防災士資格を取得し、そのうち88人の女性防災士が誕生（令和7（2025）年12月現在） ● 女性消防団員と地元消防団が連携した消防団のPR活動等の実施
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「フェーズフリー」意識の更なる浸透を図るため、自主防災会以外にも、市内事業所や各地域コミュニティ等への一層の周知、啓発が必要です。 ● PR活動等を通して、幅広く消防団活動への理解や消防団への入団を促進する必要があります。



防災訓練で設置された授乳室とおむつ交換用テント

施策の方向	3 国際活動における男女共同参画の促進
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ドイツ・リューネブルク市との姉妹都市盟約締結 50 周年記念事業の実施をはじめとする交流を推進 ● 中国・張家界市との友好都市 10 周年記念展示を市内ギャラリーで実施したほか、中国人国際交流員を活用した事業を実施 ● バングラデシュ・ナラヤンガンジ市と友好都市提携を締結し、交流を推進 ● 中国人国際交流員を受け入れ、友好都市 10 周年記念展示を市内ギャラリーで実施 ● 市内小学校に留学生を招き、児童との交流を実施 ● 観光ボランティアガイドの養成、多言語案内板設置、英語動画制作、台湾、香港向けサイトでの多言語による情報発信、インフルエンサーの活用や多言語観光サイトを充実
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ドイツをはじめとする姉妹・友好都市との交流等、多くの国際交流事業を積極的に進められるよう、交流団体を支援していく必要があります。 ● 鳴門教育大学と連携し、児童・生徒と世界各国の留学生との国際交流の機会を充実し、国際理解を継続して推進します。 ● SNS等を活用した若い世代や外国人観光客への情報発信の強化、無料Wi-Fiサービスの整備やキャッシュレス決済の普及、多言語での観光情報の提供機能の強化など、外国人観光客受け入れ環境の更なる整備の促進が必要です。

基本目標3 誰もが安心して健やかに暮らせるまち になると

基本施策7 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）

施策の方向	1 暴力を許さない意識づくり
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育推進強調月間に、DVや児童虐待防止のリーフレットを配布 ● 「女性に対する暴力をなくす運動期間」（11月12日～11月25日）に合わせ、鳴門市立図書館に関連書籍等を展示 ● 鳴門ゾンタクラブ※と協力し、オレンジリボンを庁舎周辺樹木に結ぶ活動の実施、若年層の性暴力被害予防月間（4月）の周知、啓発 ● はたちの記念式典参加者に、デートDV防止のパンフレット配布など、若年層への意識啓発活動を推進 ● 鳴門市女性支援センター「ぱぁとなー」のリーフレットを設置する協力事業者を募集 ● 中学校にデートDVの予防教育について働きかけ、出前講座の開催 ● 命の尊さや自己を大切にする心、他者を尊重する心、性差に対する正しい知識を育成する学活や道徳、保健の授業の実践 ● 多様な媒体を活用し、セクシュアルハラスメント等さまざまなハラスメントを周知、啓発 ● 徳島県労働局や労働委員会などの関係機関による職場におけるハラスメントに関する相談会、相談窓口等の周知、啓発 ● 「校長会」などでハラスメントの認識、理解を深めるための啓発
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● デートDVの被害防止に向け、より効果的な啓発方法を検討することが重要です。 ● 鳴門市女性支援センター「ぱぁとなー」、こども家庭センターなど関係機関と連携し、正しい知識を育成する授業の実践に努めることが重要です。 ● ハラスメントに関する認識や理解を深めるための啓発、広報活動の充実が重要です。 ● 学校において、児童・生徒に対しハラスメントへの認識、理解を深めるための啓発や指導などを継続して推進することが重要です。

※ ゾンタクラブ（Zonta Club）は、女性の地位向上と社会奉仕を目的とした世界的な奉仕団体のこと。鳴門ゾンタクラブは昭和53（1978）年に日本で10番目のクラブとして設立された。「ゾンタ」とはアメリカ先住民の言葉で「誠実・信頼」を意味する。

施策の方向	2 きめ細かな相談支援体制づくり
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県主催のDV被害者等支援ネットワーク研修会や配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議、スーパービジョン研修などへの参加、庁内の情報共有、連携、DV対策会議を開催 ● 相談員の資質向上に向けた研修やセミナー等への参加を促進 ● DV被害者の緊急一時保護に備え、避難可能な施設と委託契約 ● 支援措置対象者への配慮、状況に応じて庁内での相談、情報共有 ● 市の相談窓口や地域包括支援センターでの関係者間連携体制の整備、関係機関との連携、法律相談窓口の紹介等を実施 ● 24時間365日受信が可能な「障がい者虐待通報専用ダイヤル」の設置 ● 就労意欲のある一般就労が困難な生活困窮者等を対象とした社会体験や就労体験支援の実施 ● 生活困窮者や生活保護受給者を対象とした就労支援の実施 ● 要保護児童対策地域協議会において、DVと児童虐待の併存が懸念される事案に対する情報共有、協議、検討、対象者への適切な支援のためのリスクアセスメントの実施 ● 家庭児童相談員等子育て支援事業者と保育施設との連携や円滑な情報共有、支援が必要な家庭に支援事業や制度の案内や支援 ● 学校や鳴門市女性支援センター「ぱぁとなー」など、関係機関と連携し転校時のDV被害者のこどもの徹底した情報管理と就学への支援 ● DV対策会議の実施を通しネットワークの構築、パートナーシップ協定を締結する他の自治体との連携
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者や生活保護受給者を対象とした就労支援を推進していくことが重要です。 ● DV被害者等支援措置対象者に対する情報を保護し、継続的に個別のケースに対応していくことが重要です。 ● DV相談や支援については、協定を締結している他自治体との連携も検討する必要があります。

基本施策8 生涯を通じた健康づくりへの支援

施策の方向	1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5（2023）年度で終了となった「鳴門市チャレンジデー」で根付いた運動習慣を継続するため、令和6（2024）年度から「NARUTOスポーツデー」を実施 ● 集団がん検診や特定健診実施時、鳴門のまつりや夕暮れ市場の開催時に健康相談を実施 ● 子宮がんや乳がん検診の受診を促進、より受診しやすい体制を整備 ● 資料配布による食育の啓発、おやこの食育教室、ヘルスマイト事業を開催
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● NARUTOスポーツデーの実施など、市民の運動、スポーツの習慣化や健康管理、地域活性化につなぐことが必要です。 ● 健康相談設定日に、より多くの市民の利用を促進する取組が必要です。 ● がん検診の重要性を継続的に周知し、受診を促進することが必要です。 ● 食育の重要性について、周知、啓発を行うとともに、啓発機会の拡充を検討することが重要です。

施策の方向	2 妊娠・出産等に関する支援
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制の構築 ● こども家庭センターを拠点とした体制にて相談支援 ● 母子健康手帳交付時に、全ての妊婦にマタニティマークのグッズ等を配布、転入した妊婦にはマタニティマークの趣旨を説明 ● 保健の授業で「男女の性差」や「命の尊さ」等の正しい知識を啓発
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 切れ目のない相談支援に関連して、増加する若年妊婦や未婚妊婦、周産期メンタルヘルスなどさまざまな課題を抱える妊産婦や複数の問題を抱える困難事例に対しては、重層的、継続的な支援が必要であるため、関係機関との連携の強化が必要です。 ● 児童・生徒の発達段階に応じた授業を実践し、継続的に正しい知識の育成を進めることが必要です。

施策の方向	3 心の健康づくりの推進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 心の健康づくりについて、広報紙への記事を掲載 ● 量販店と連携したキャンペーン、相談窓口リーフレットの作成等を通じた自殺予防についての啓発、社会福祉法人徳島県自殺予防協会と連携した、いのちの希望自殺予防講演会など、自殺予防講演会の開催
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺予防の周知、啓発のために、市民の関心や理解を深めるよう工夫する必要があります。

基本施策9 誰もが安心できるまちづくり

施策の方向	1 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防教室の開催やいきいきサロンの活動への支援、フレイル予防推進事業、デジタル健康フェスタやオンライン介護予防事業、65歳限定の健康づくり講座等の実施 ● 地域のさまざまなイベント等を活用し、高齢者が消費者トラブルに遭わないよう啓発、関係団体との連携 ● 基幹型地域包括支援センターを中心とした連携、機能を強化 ● 警察と連携した高齢者虐待の相談や通報への対応 ● 障がいのある人を対象とした地域活動支援センター事業の実施、広報紙に障がいのある人への理解を促進するための記事を掲載 ● 鳴門教育大学の学生ボランティアによる市内在住外国人を対象とした日本語講座などの外国人を支援する情報発信 ● 性的マイノリティに関する電話相談、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入と支援の充実 ● 「LGBT(Q+)」「性的マイノリティ」を取り巻く現状と課題についてのセミナーの開催、スーパービジョン研修等の開催
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防や生きがいづくりに関する事業を実施するとともに、高齢者等が消費者トラブルなどの被害に遭わないよう、啓発を行うことが必要です。 ● 多様性を認め合う施策の充実とともに、啓発活動の強化が必要です。

施策の方向	2 地域福祉の推進と生活支援の充実
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳴門市生活困窮者自立相談支援センター「よりそい」で、相談やプランの作成、自立に向けた支援を実施 ● ひとり親家庭への制度の周知、新規申請や現況届手続きの際に必要な支援サービスを案内 ● 全ての中学3年生に送付する文書や広報紙などで奨学金制度を周知 ● 生活に困窮しているひとり親家庭の相談者が求める、生活に必要な情報や就労に役立つ情報等を提供 ● 性的マイノリティに関する電話相談、鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入と支援の充実 ● 市公式ウェブサイトにもSOGIについての説明を掲載
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「よりそい」での相談や支援については、各関係機関との情報共有を図り、切れ目のない支援につないでいくことが必要です。 ● 「LGBT（Q+）」「性的マイノリティ」支援に関する周知を、継続的に図っていくことが必要です。



性的マイノリティに関するセミナーの開催



ヘルスマイト（食生活改善推進員）によるおやこの食育教室

【3】第3次計画における数値目標の達成状況

1 達成状況の評価、検証

第3次計画で定めた数値目標の達成状況をみると「基本施策1 男女共同参画の意識づくり」では「1 社会全体」における平等意識や「2 社会通念・慣習・しきたり」における平等意識を「増やす」という目標に対して、今回の調査ではやや減少しています。

一方で「3 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」や「4 男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」について否定的な市民の割合はいずれも増加し、目標を達成しています。さらに「5 LGBT (Q+)、性的マイノリティ」や「6 鳴門市男女共同参画推進条例」の言葉や意味を知っている市民の割合は増加しており、特に「LGBT (Q+)、性的マイノリティ」については、前回の数値を大きく上回りました。

これらのことから、市民においては、平等意識に対して以前よりも厳しい見方がなされている一方で、男女共同参画に関連する言葉や意味の認知割合が増加しているのは、多様なメディア等を通して男女共同参画の理解が少しずつ浸透し、そのため関連用語も、社会的に認知され始めている状況であることがうかがえます。

「基本施策2 学びの場における男女共同参画の意識づくり」の「7 学校教育の場」における平等意識は、前回から増加しました。

教育現場では、本市において児童・生徒や保護者、教職員に向けた啓発活動をはじめ、生涯学習等の社会学習の場における啓発活動等を継続的に推進しており、これらの幅広い年齢層に対する意識づくりの取組の成果がうかがえます。

「基本施策3 女性が活躍できる基盤づくり」の「8 審議会等における女性委員の割合」は、本市の全部局において40.0%の目標を掲げていましたが、僅かに及びませんでした。しかしその割合は着実に増加しています。

「基本施策5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」の「15 市男性職員の育児休業取得率」は前回から倍増しました。

引き続き、本市が率先して市民や事業所をけん引できるよう、全市一丸となって目標達成に向けた施策の推進が必要であることがうかがえます。

「基本施策7 あらゆる暴力を根絶する社会づくり」の「23 鳴門市女性支援センターばぁとなー」の認知割合については、特に女性の若い年齢層における認知率が相対的に低いことから、より効果的、効率的な周知を図る取組が重要であることがうかがえます。

2 達成状況一覧表

評価項目	策定時	目標値	実績値 (直近値)	把握 方法
	令和元 (2019) 年度	令和7 (2025) 年度	令和7 (2025) 年度	

【基本目標1】 お互いを認め合うまち になると

基本施策1 男女共同参画の意識づくり					
1	社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	13.8%	増やす	11.2%	市民意識調査※
2	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	11.1%	増やす	9.4%	市民意識調査
3	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について否定的な市民の割合	69.4%	増やす	71.7%	市民意識調査
4	「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方について否定的な市民の割合	53.5%	増やす	65.2%	市民意識調査
5	「LGBT(Q+)」「性的マイノリティ」という言葉や意味を知っている市民の割合	74.3%	増やす	86.2%	市民意識調査
6	「鳴門市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	39.7%	増やす	41.3%	市民意識調査
基本施策2 学びの場における男女共同参画の意識づくり					
7	学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	48.9%	増やす	54.2%	市民意識調査

【基本目標2】 誰もが活躍できるまち になると（女性活躍市町村推進計画）

基本施策3 女性が活躍できる基盤づくり					
8	審議会等における女性委員の割合	27.9% (令和2年度)	40.0%	36.9%	全部局
9	市職員の女性管理職の割合	28.7% (令和2年度)	30.0%	29.6%	人事課
10	鳴門市女性人材バンク登録者数（累計）	11名 (令和2年度)	30名	22名	人権推進課
11	行政施策に女性の意見が反映されていると思う市民の割合	34.6%	増やす	36.6%	市民意識調査

※ 市民意識調査及び事業所アンケート調査は、令和7（2025）年3月実施（以下同様）

注：直近値は令和7（2025）年4月1日現在

評価項目		策定時	目標値	実績値 (直近値)	把握 方法
		令和元 (2019) 年度	令和7 (2025) 年度	令和7 (2025) 年度	
基本施策4 働く場における男女共同参画の促進					
12	「現在の社会は女性が働きやすい状況にある」と思っている市民の割合	42.6%	増やす	45.6%	市民 意識調査
13	職場（仕事の場）において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	28.3%	増やす	21.5%	市民 意識調査
14	農業における家族経営協定の締結数（累計）	145 戸	155 戸	163 戸	農林 水産課
基本施策5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進					
15	市男性職員の育児休業取得率	25.0% (平成30年度)	30.0%	50.0%	人事課
16	ファミリー・サポート・センターを知っている市民の割合	69.5% (平成30年度)	70.0%	72.1% (令和5年度)	子育て 支援課
17	家庭生活において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	31.2%	増やす	27.4%	市民 意識調査
18	日常生活において「仕事と家庭生活を両立」している市民の割合	33.3%	増やす	35.5%	市民 意識調査
19	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の割合	35.8%	増やす	39.3%	事業所 アンケート 調査
20	市職員の年次有給休暇平均取得日数	9.7 日	12.0 日	12.1 日	人事課
基本施策6 地域社会における男女共同参画の推進					
21	地域活動の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	29.3%	増やす	27.0%	市民 意識調査
22	防災会議の女性委員の割合	4.9% (令和2年度)	増やす	21.4%	危機 管理局

評価項目	策定時	目標値	実績値 (直近値)	把握 方法
	令和元 (2019) 年度	令和7 (2025) 年度	令和7 (2025) 年度	

【基本目標3】誰もが安心して健やかに暮らせるまち になると

基本施策7 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）					
23	鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」を知っている市民の割合	30.8%	増やす	27.2%	市民 意識調査
24	DVの被害を受けたことがある市民の割合	7.3%	減らす	6.2%	市民 意識調査
25	DV経験者でどこ（だれ）にも相談しなかった市民の割合	33.0%	減らす	26.3%	市民 意識調査
26	DV等啓発事業協力事業者数（累計）	52 事業所 (令和2年度)	75 事業所	70 事業所	人権 推進課
基本施策8 生涯を通じた健康づくりへの支援					
27	特定健康診査の受診率（40歳～74歳の国保加入者）	32.2%	60.0%	40.4%※	保険課
28	がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん）受診率の平均値	4.6%	5.0%	5.4%	健康 増進課
基本施策9 誰もが安心できるまちづくり					
29	普段の生活で介護・介助は必要ない市民の割合	84.1%	現状維持	83.6% (令和4年度)	長寿 介護課
30	子育てに楽しみや喜びを感じる人が多い保護者の割合	55.7% (平成30年度)	60.0%	59.7% (令和5年度)	子育て 支援課

※ 令和7（2025）年11月現在

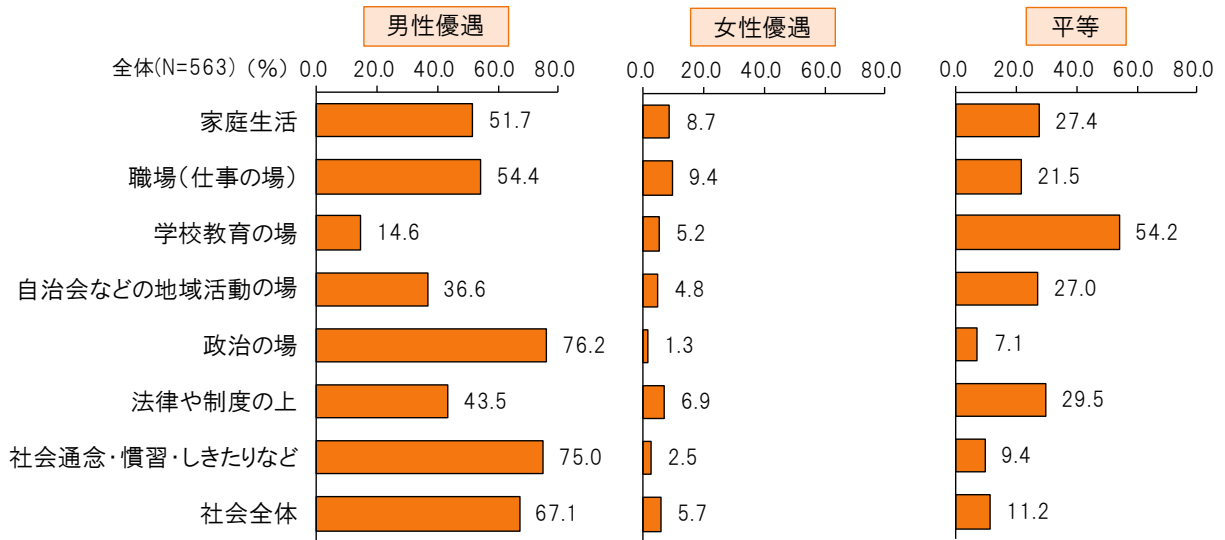
【4】アンケート調査結果等から読み取れる現状

1 市民アンケート調査結果（鳴門市人権・男女共同参画に関する市民意識調査）

（1）男女の平等意識と役割について

- 男女の平等意識については、全ての分野において「男性優遇」※¹が「女性優遇」※²の割合を上回っており、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で目立っています。「平等」意識が高い分野としては「学校教育の場」があげられます。

【 男女の平等意識 】

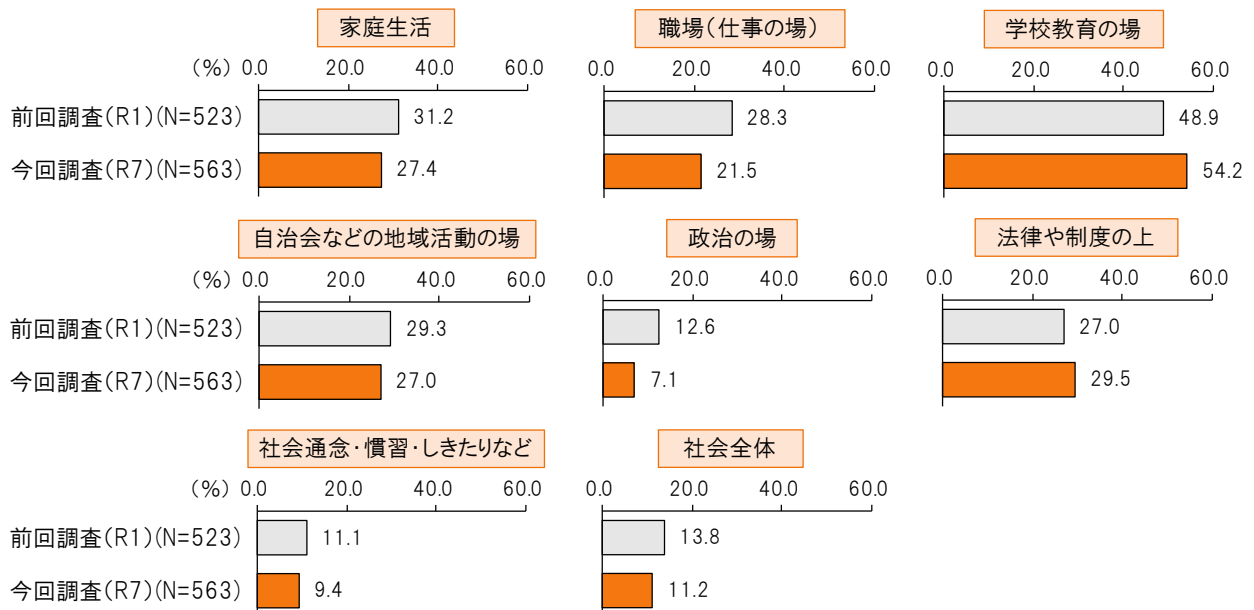


※1 「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計

※2 「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計（以下同様）

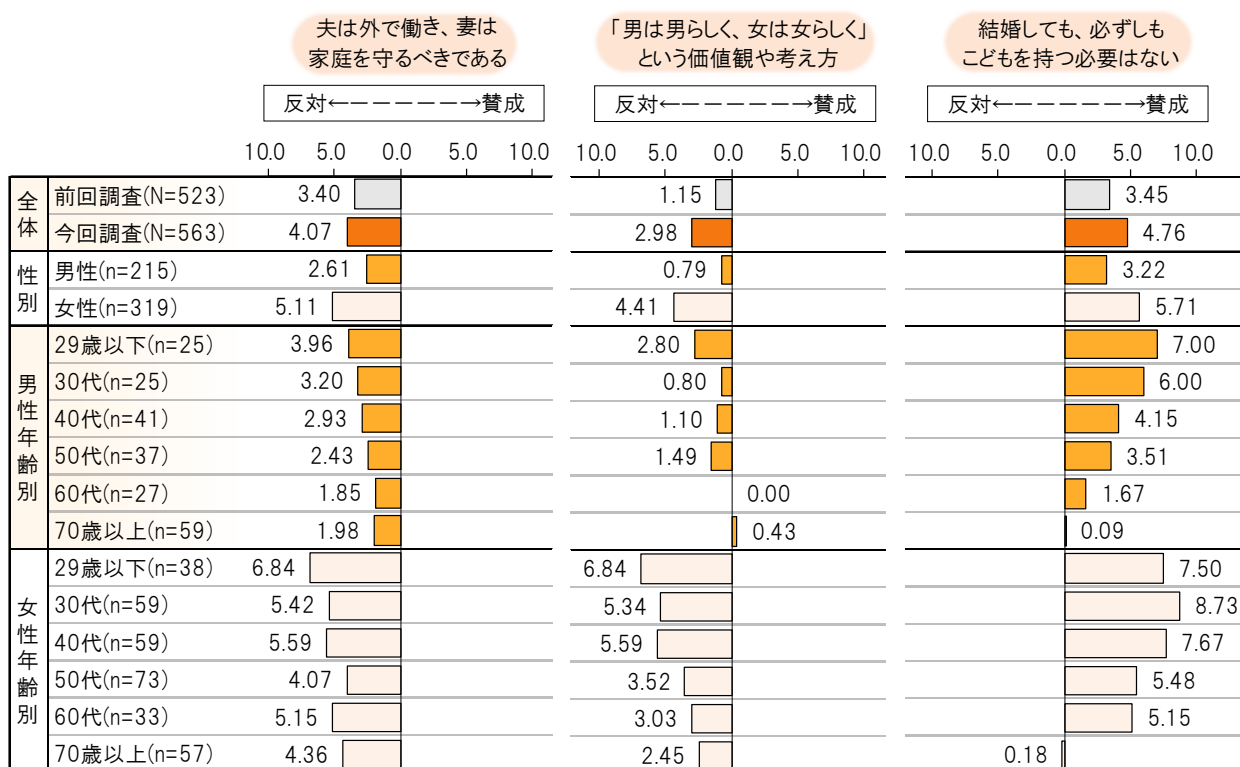
- 前回調査結果と比べ「学校教育の場」で「平等」の割合が増加していますが、各項目共に大きな変化はみられません。

【 平等の割合 】



- 家庭生活と男女の役割をみると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方については、男性に比べ女性、また、若い年齢層ほど反対意識が高くなっています。「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」については、男性に比べ女性、若い年齢層ほど賛成意識が高く、性別や年齢による意識の差が顕著にうかがえます。

【 家庭生活と男女の役割について 】

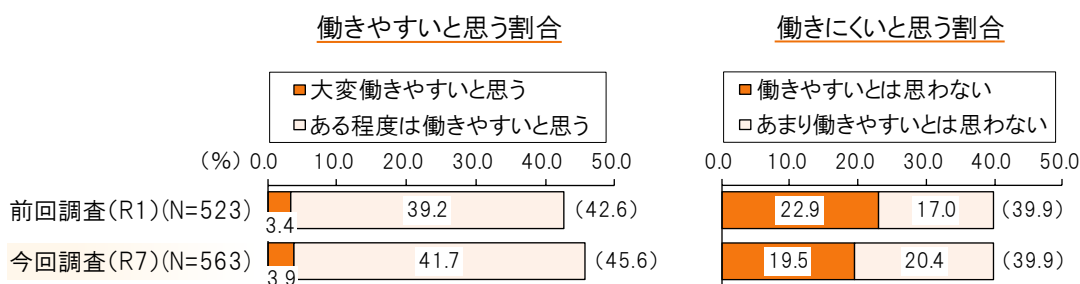


注：図の数値は「平均評定値」を示す。平均評定値とは、それぞれの選択肢の回答件数に係数を乗じ、加重平均して算出した値のこと。

(2) 女性の働きやすさについて

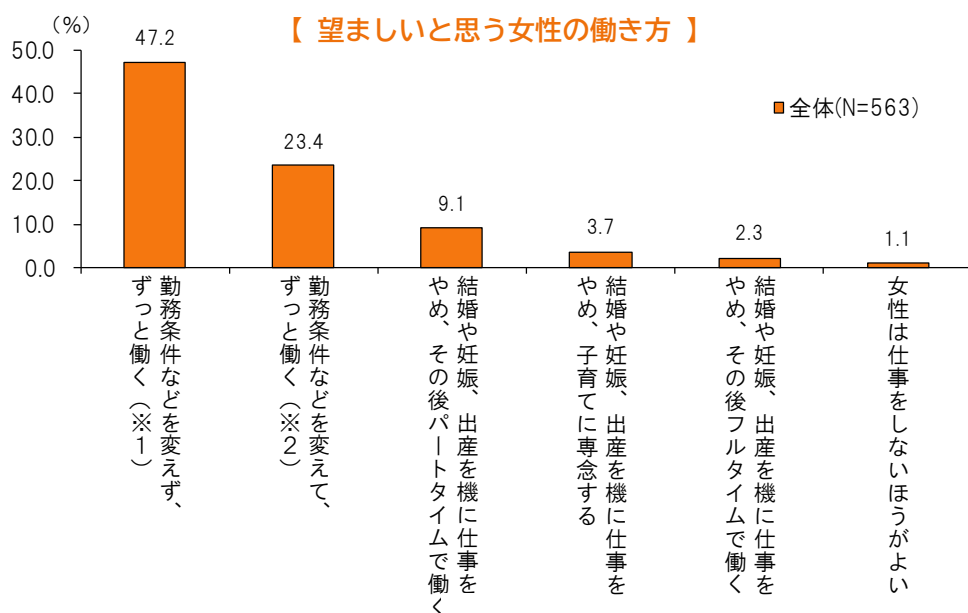
- 女性の働きやすさについては、半数近くが「働きやすい」と回答しており、前回調査結果と比べ、その割合はやや増加しました。

【 女性の働きやすさ 】



注：（ ）内数値は合計値（以下同様）

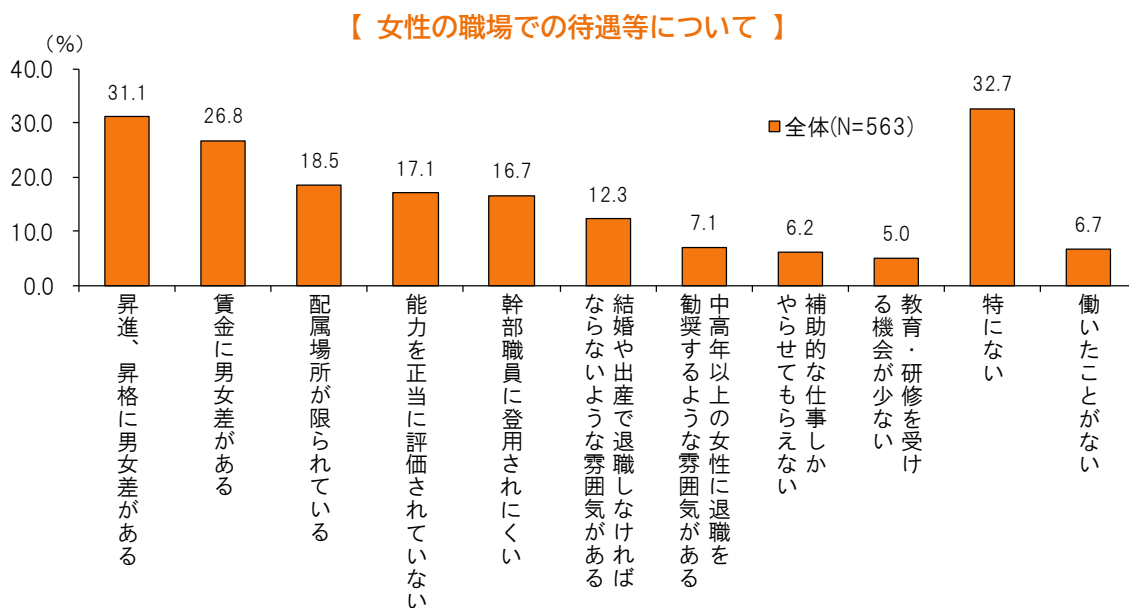
- 望ましいと思う女性の働き方については「勤務条件などを変えず、ずっと働く」が半数近くで最も高く「勤務条件を変えて、ずっと働く」が続き、就労の継続に対するニーズが高くなっています。



※1 勤務条件などを変えず、ずっと働く (育児休業、介護休業等の取得を含む)
 ※2 勤務条件を変えて、ずっと働く (フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など)

(3) 女性の職場での待遇等について

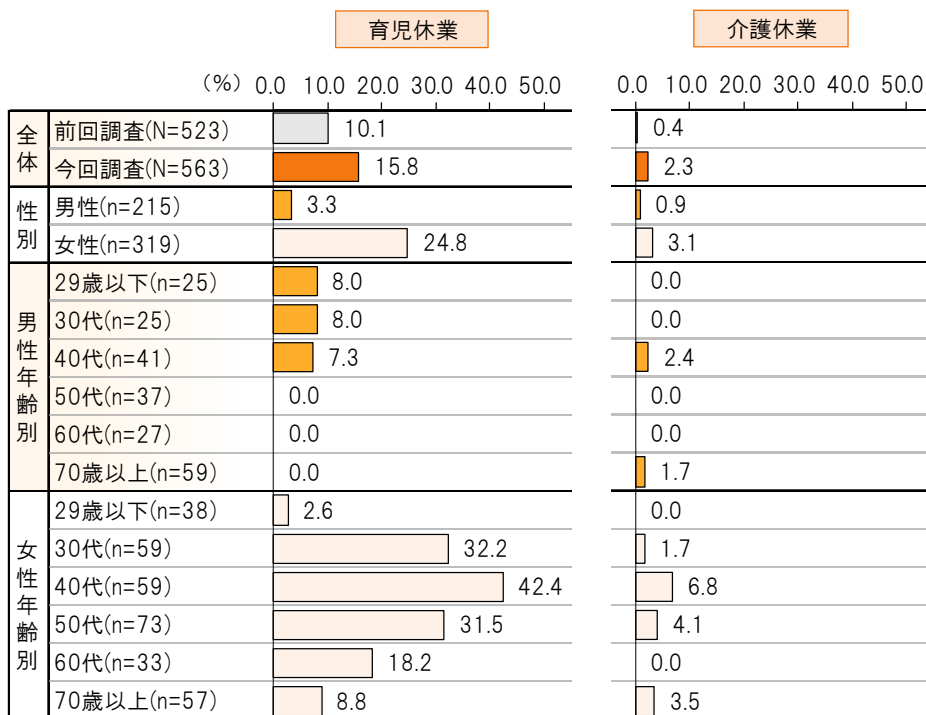
- 「昇進、昇格に男女差がある」を筆頭に、以下「賃金に男女差がある」「配属場所が限られている」「能力を正當に評価されていない」の順に多く回答されています。



(4) 育児休業等の取得状況

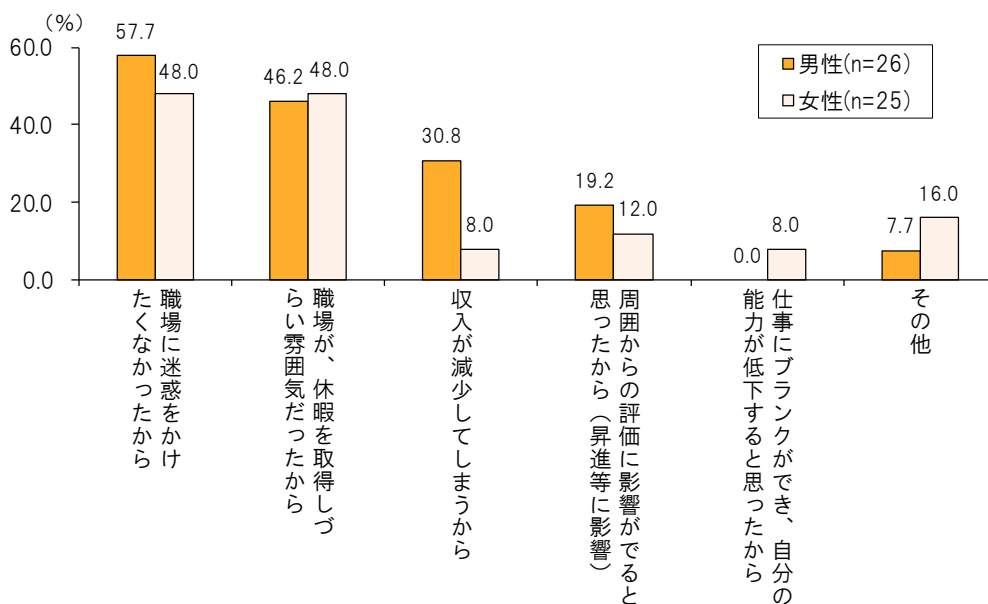
- 育児休業は、女性のおよそ4人に1人が取得していますが、男性は僅かです。一方で、介護休業については性別にかかわらず取得率は低い状況です。

【 育児休業や介護休業を「取得したことがある」割合 】



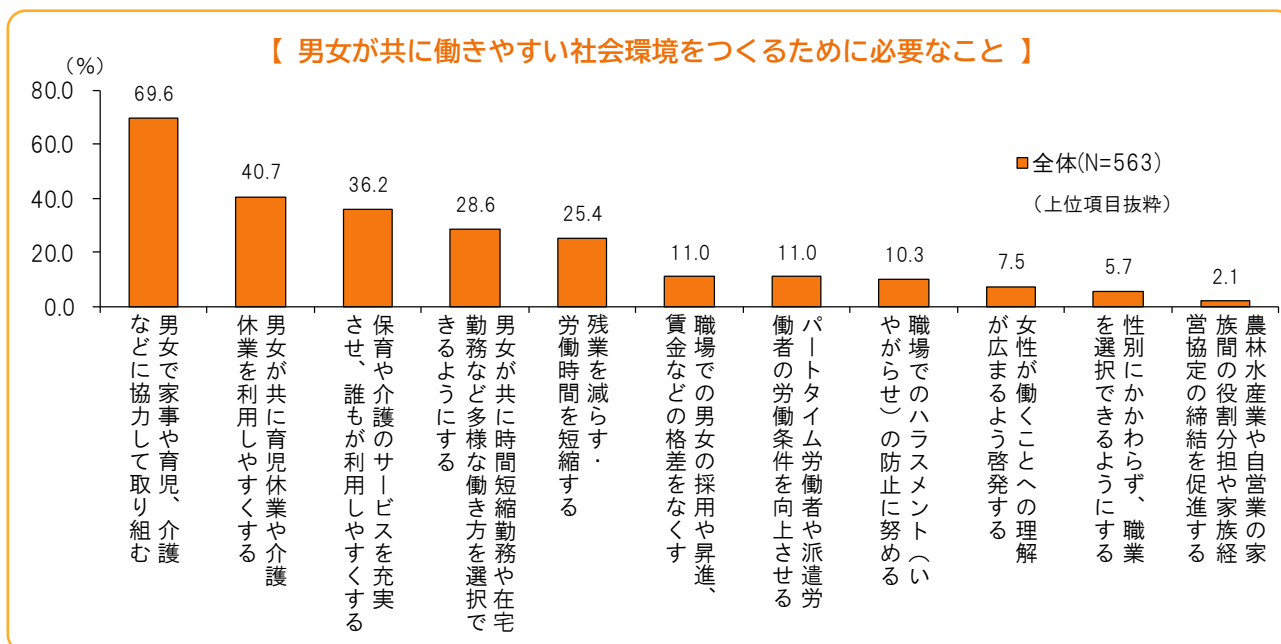
- 育児休業や介護休業を取得できなかった理由としては「職場に迷惑をかけたから」に次いで「職場が、休暇を取得しづらい雰囲気だったから」「収入が減少してしまうから」と続きます。

【 育児休業や介護休業を取得できなかった理由 】



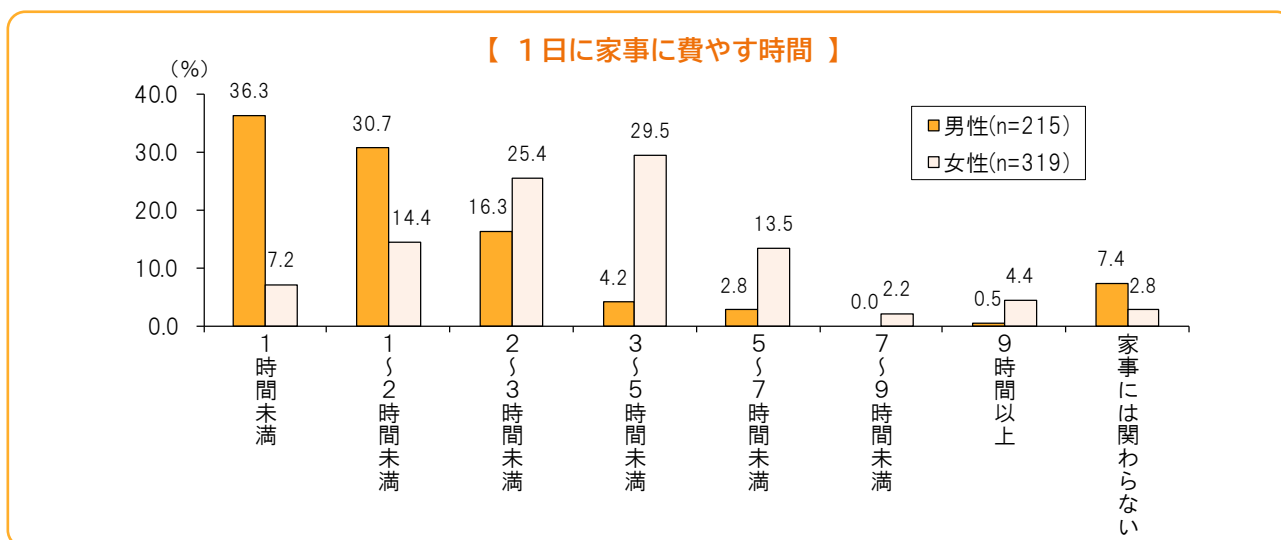
(5) 働きやすい社会環境について

- 男女が共に働きやすい社会環境のために必要なこととして「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」が7割（69.6%）と最も高く、以下「男女が共に育児休業や介護休業を利用しやすくする」「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくする」が続きます。



(6) 家事に費やす時間

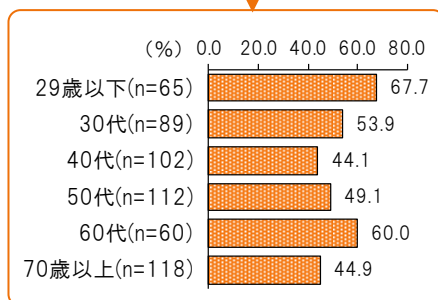
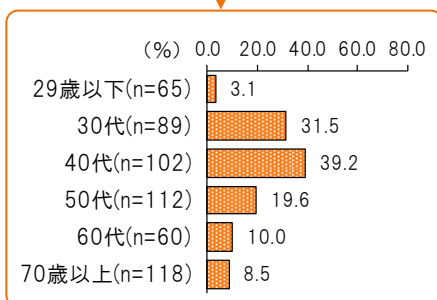
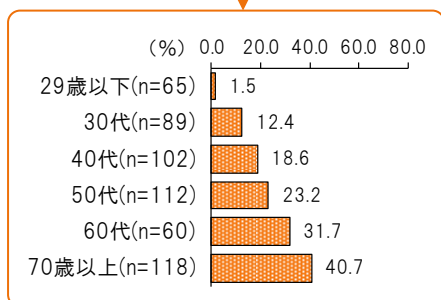
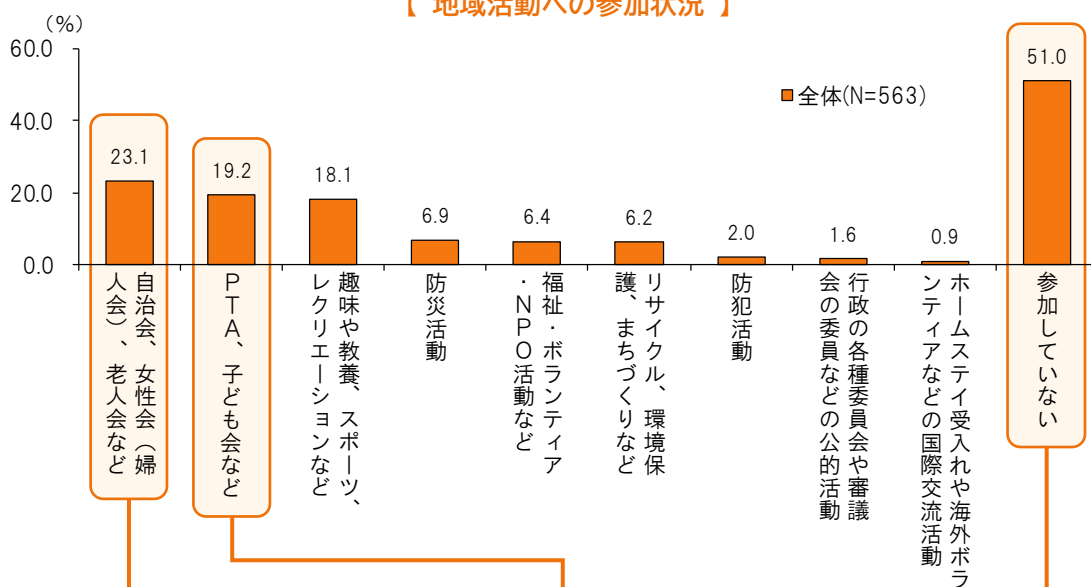
- 1日に家事に費やす時間については、男性は「2時間未満」(合計)で7割近く(67.0%)を占めているのに対して、女性は「2～7時間未満」(合計)で7割近く(68.4%)を占めており、女性の家事に費やす時間は男性を大きく上回っています。



(7) 地域活動等について

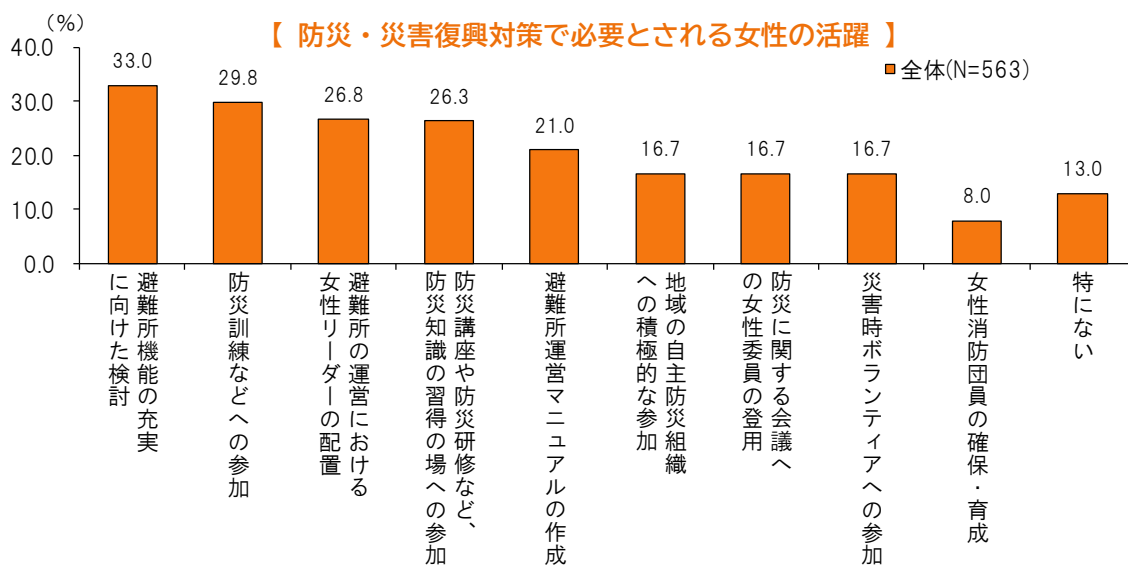
- 地域活動への参加については「自治会、女性会（婦人会）、老人会など」は年齢が上がるほど参加する人も多い傾向にあり「PTA、子ども会など」は、子育て世代である30～40代に多くみられます。一方で「参加していない」人は29歳以下で7割近く（67.7%）を占めています。

【 地域活動への参加状況 】



- 防災・災害復興対策で必要とされる女性の活躍については「避難所機能の充実にに向けた検討」「防災訓練などへの参加」などが上位に回答されています。

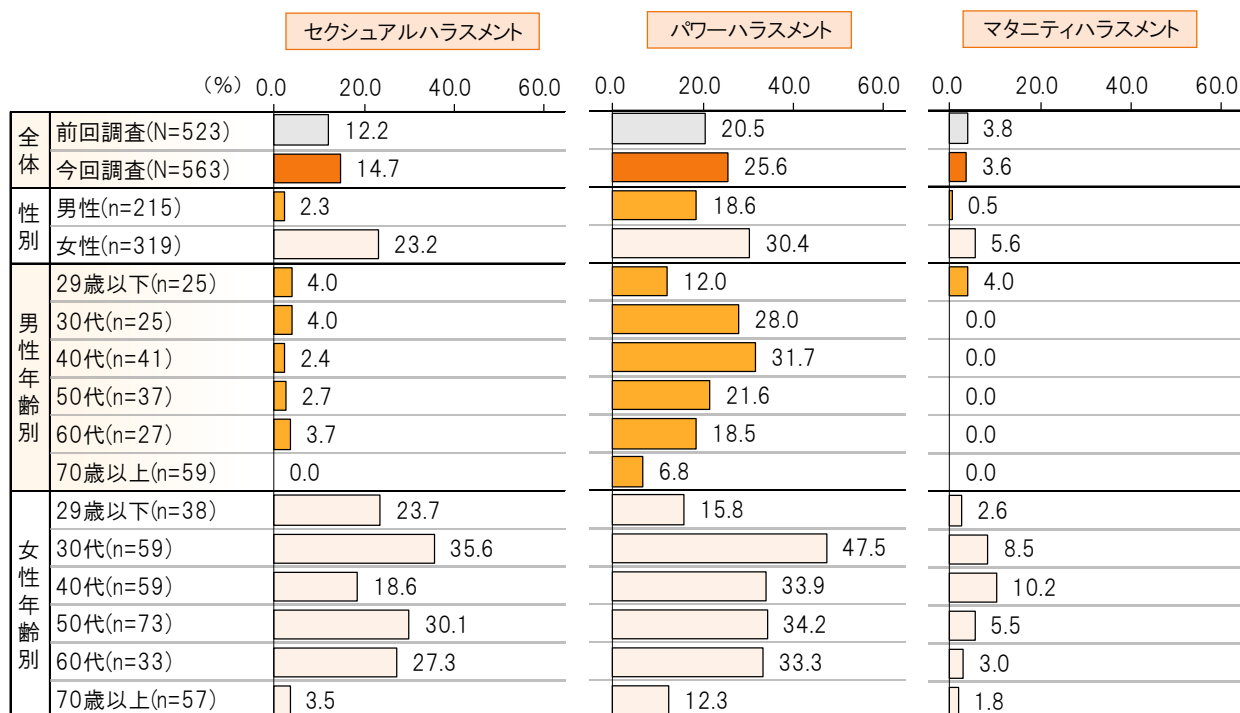
【 防災・災害復興対策で必要とされる女性の活躍 】



(8) ハラスメントやDVについて

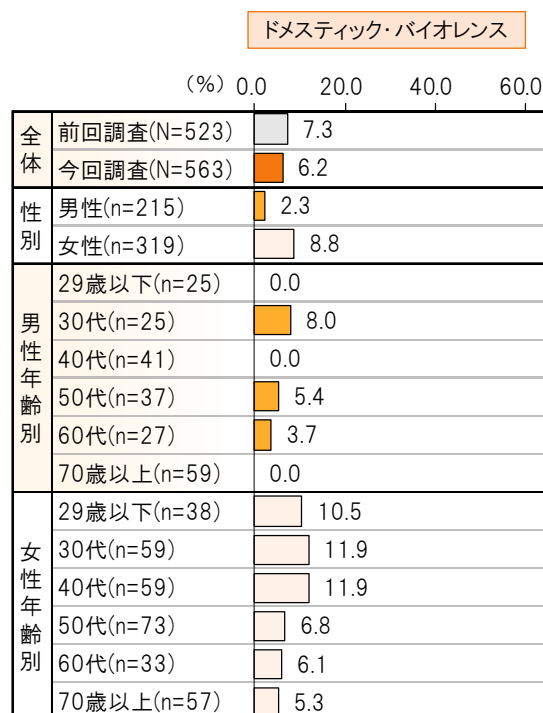
- 女性のおよそ4人に1人程度(23.2%)がセクシュアルハラスメントの被害を受けた経験があると回答しています。パワーハラスメントについても、女性が被害を受けた割合が高くなっていますが、男性も2割近く(18.6%)みられます。

【 「自分が被害を受けたことがある」割合 】

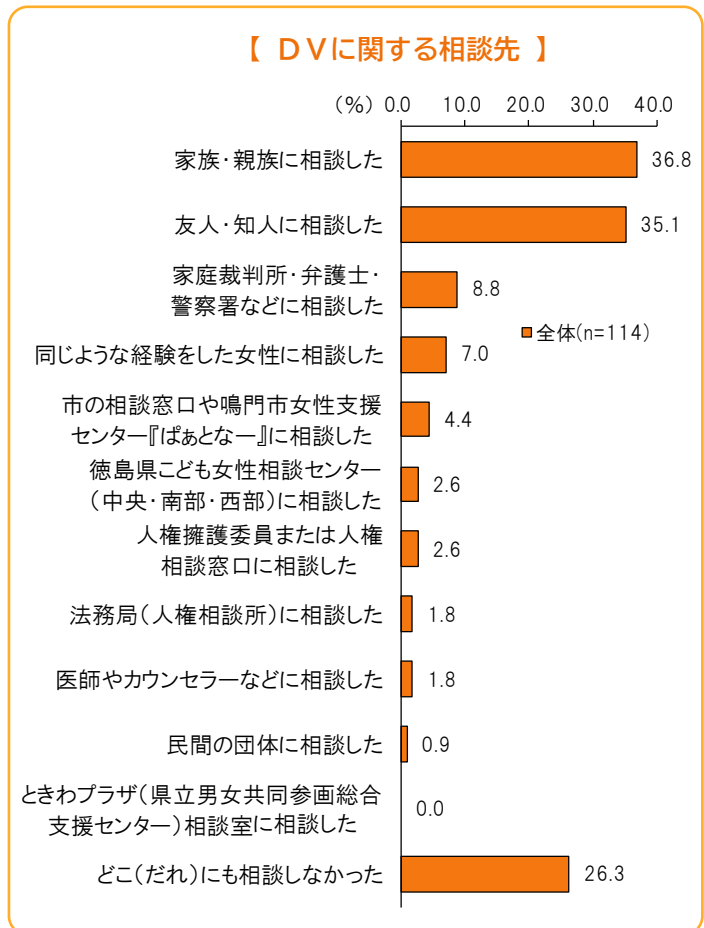


- ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害については、女性の1割程度(8.8%)、特に40代以下で多く回答されています。

【 「自分が被害を受けたことがある」割合 】

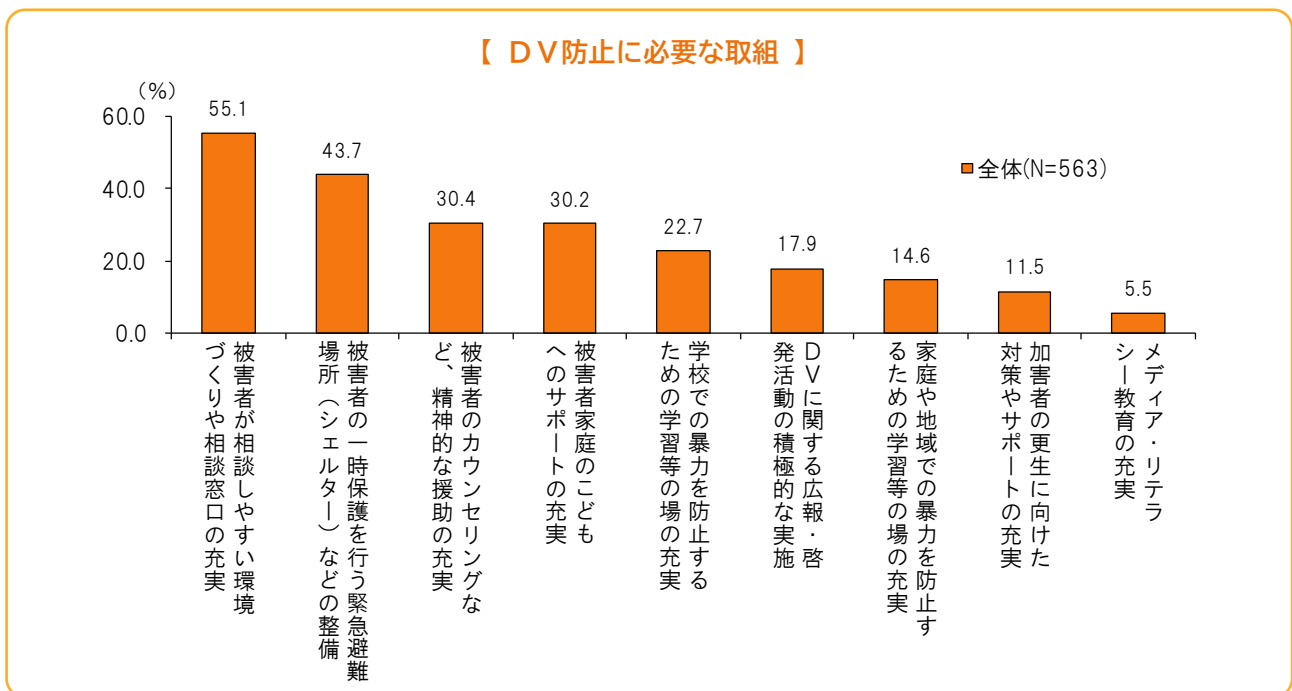


- DV被害経験者の相談先としては「家族・親族」と「友人・知人」が中心であり、公的機関等への相談は少ない状況です。また「どこにも相談しなかった」人が、およそ4人に1人（26.3%）みられます。



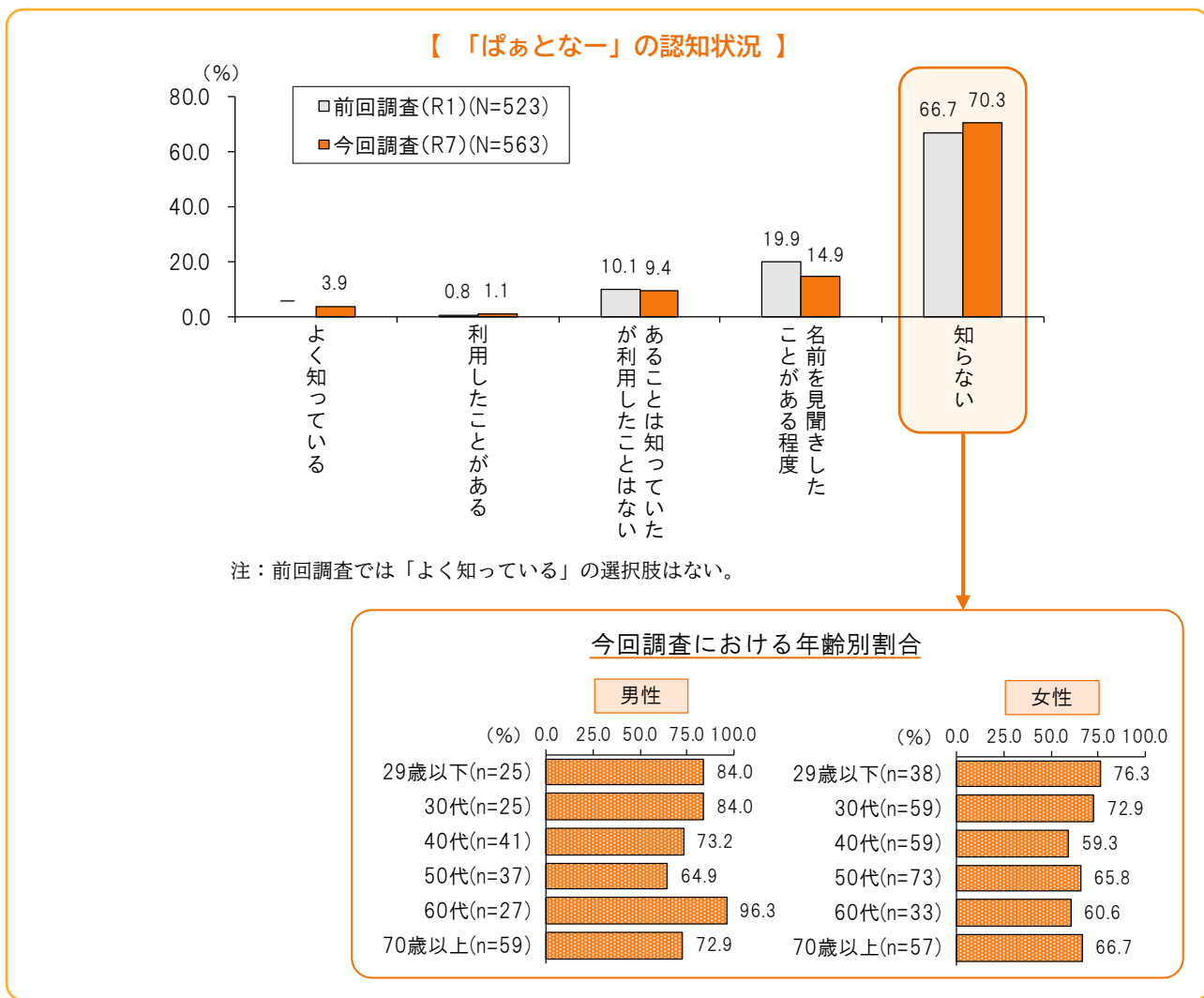
注：「ときわプラザ」は令和7（2025）年6月1日から「パーク テレコメディア」に改称

- DV防止に必要な取組としては「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」をはじめ「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実」などが求められています。

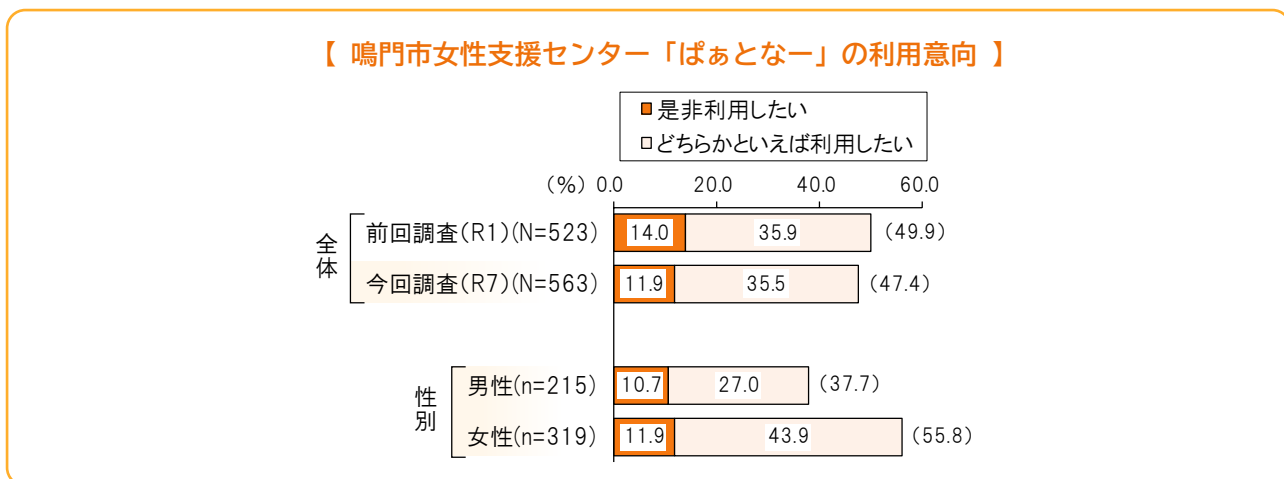


(9) 「ぱあとなー」について

- 鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」については、約7割（70.3%）が「知らない」と回答しており、前回調査から大きな変化はみられません。



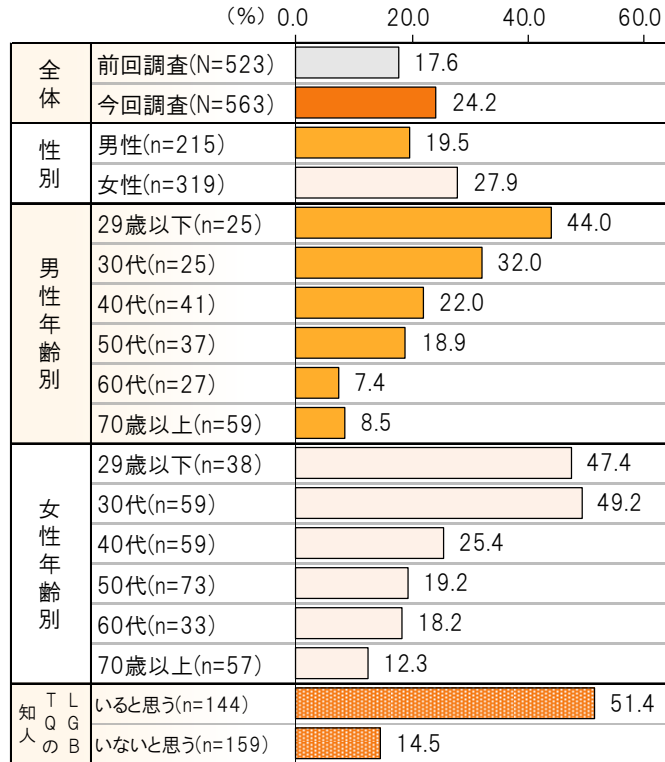
- 鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」の今後の利用意向については、合計で半数近く（47.4%）が「利用したい」と回答しており、特に女性に利用希望者が多くみられます。



(10) 性の多様性について

- 「LGBT (Q+)」「性的マイノリティ」の「内容(意味)をよく知っている」割合はおよそ4人に1人(24.2%)となっています。性別では女性、年齢別では男女共に若い年齢層ほど、また、身近に「LGBT (Q+)」「性的マイノリティ」の人が「いると思う」人ほど、よく知っている人が多くなっています。

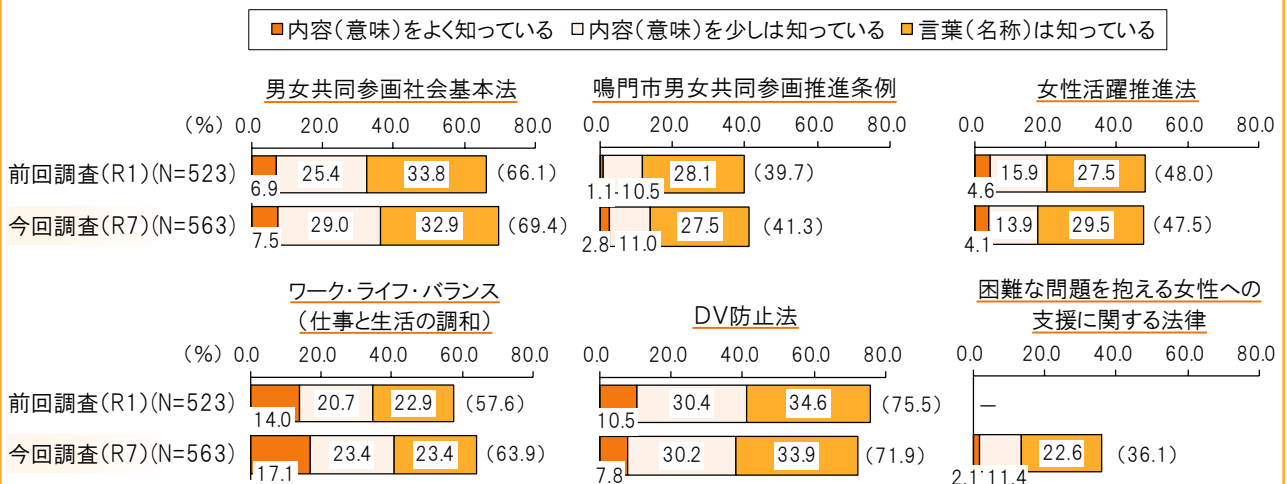
【「LGBT (Q+)」等の「内容(意味)をよく知っている」割合】



(11) 用語の認知について

- 男女共同参画に関する用語の認知割合が高い順に「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」「DV防止法」「男女共同参画社会基本法」の順となっていますが、前回調査結果と比べ、各項目共に大きな変化はみられません。

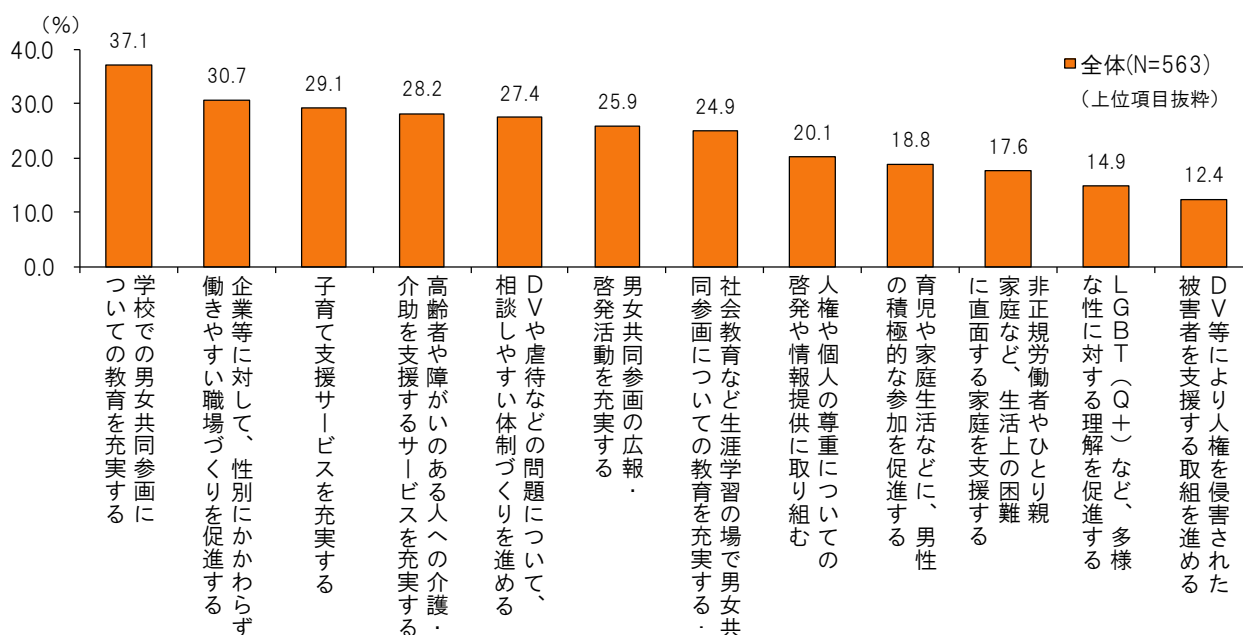
【男女共同参画に関する用語の認知状況】



(12) 行政が力を入れるべきこと

- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「学校での男女共同参画についての教育を充実する」を筆頭に「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」「子育て支援サービスを充実する」「高齢者や障がいのある人への介護・介助を支援するサービスを充実する」などが上位に回答されています。

【 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこと 】

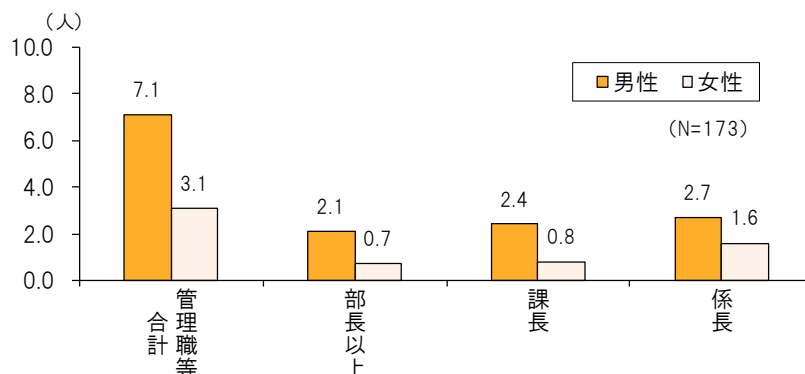


2 事業所アンケート調査結果（鳴門市男女共同参画に関する事業所アンケート調査）

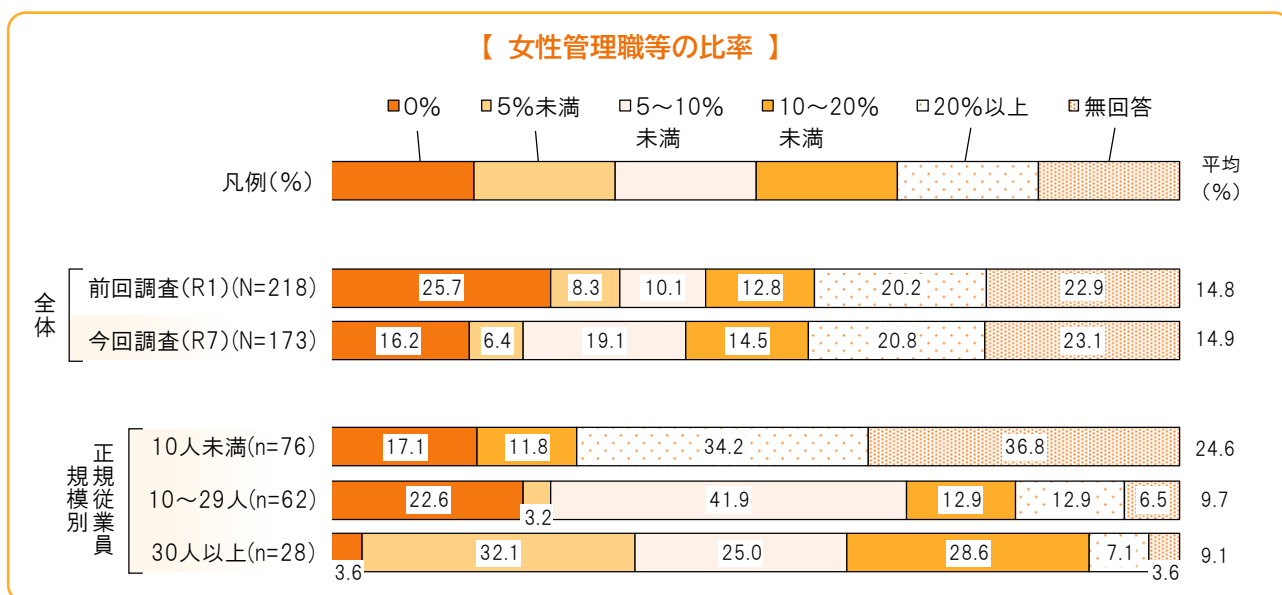
(1) 管理職について

- 男性の管理職等合計人数は平均 7.1 人、女性は 3.1 人となっています。うち、部長以上相当職、課長相当職、係長相当職いずれも男性の平均人数が女性を上回っています。

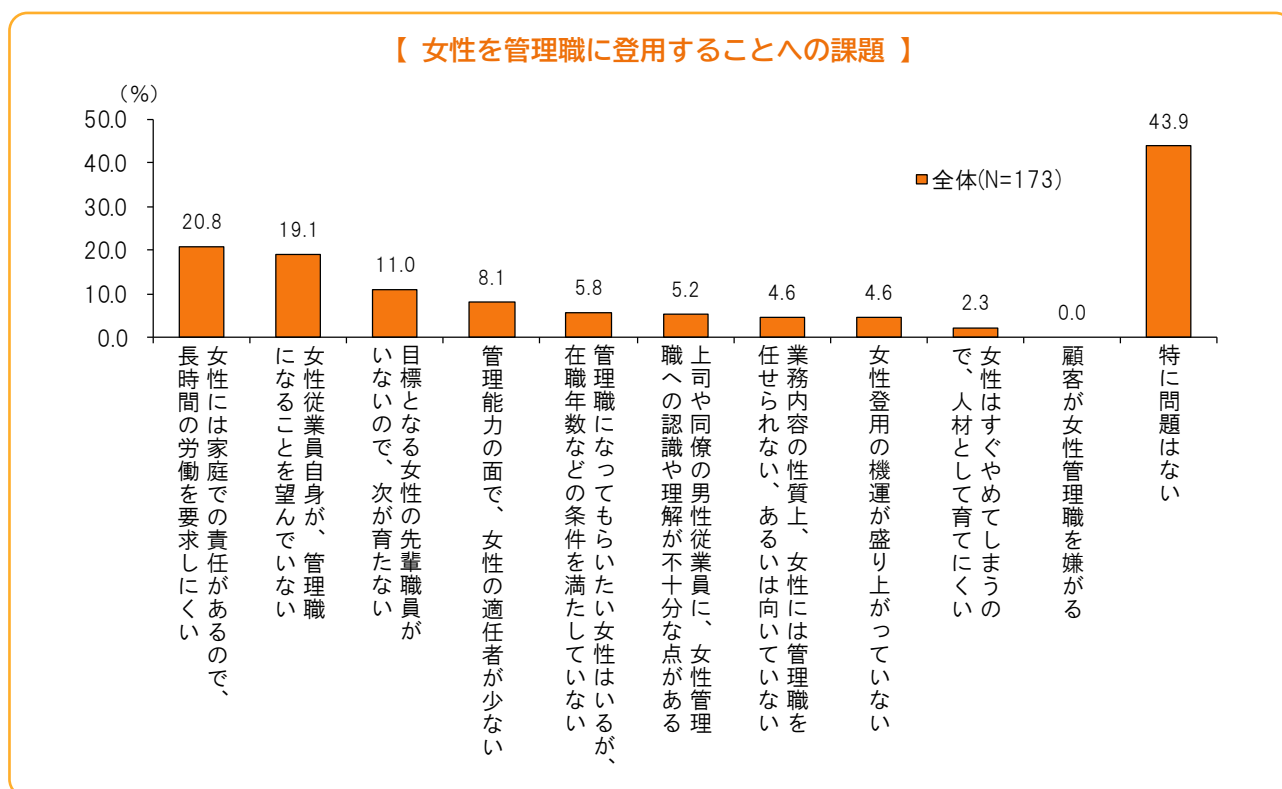
【 管理職等平均人数 】



- 管理職等合計（男女合計）に占める女性管理職等の割合をみると、前回調査結果と比べ、女性管理職等がいる割合は増加し、特に「5～10%未満」が増えています。また、正規従業員規模が30人以上で女性管理職等がいる割合が高くなっています。

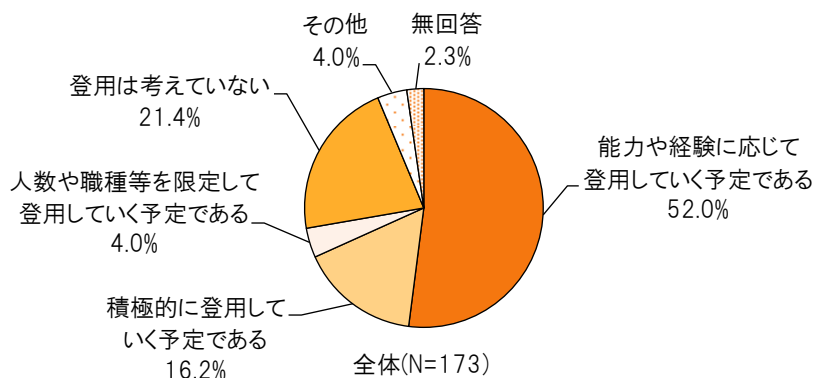


- 女性を管理職に登用することへの課題については「女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求しにくい」「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」などの順となっていますが、4割以上（43.9%）が「特に問題はない」と回答しています。



- 女性管理職の登用については「能力や経験に応じて登用していく予定である」が過半数を占めていますが、約2割（21.4%）は「登用は考えていない」と回答しています。

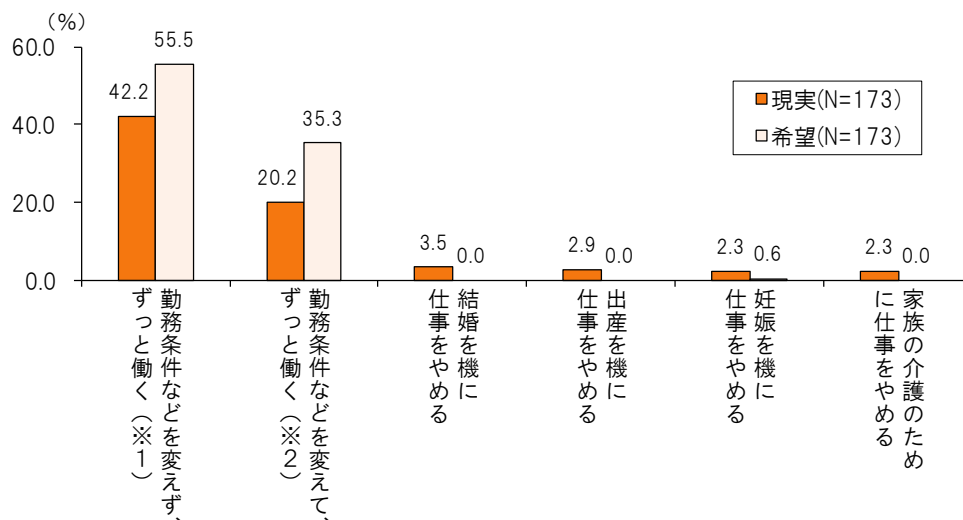
【女性管理職の登用について】



(2) 働き方について

- ライフステージの節目の働き方については、多くの人々が「勤務条件を変えずに働きたい」と考えており、希望の割合は実際の状況（現実）を大きく上回っています。

【ライフステージの節目の働き方】

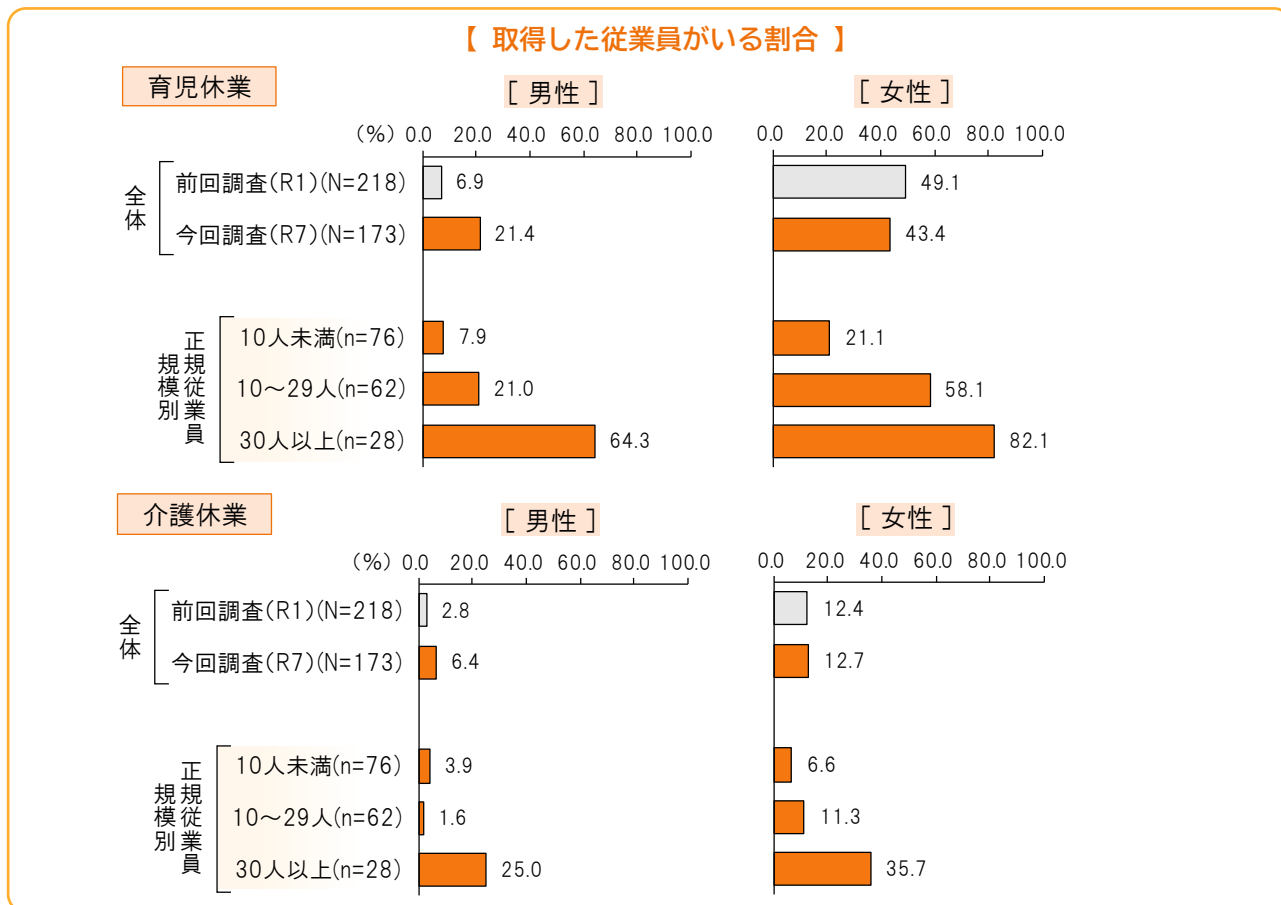


※1 勤務条件などを変えず、ずっと働く（育児休業、介護休業等の取得を含む）

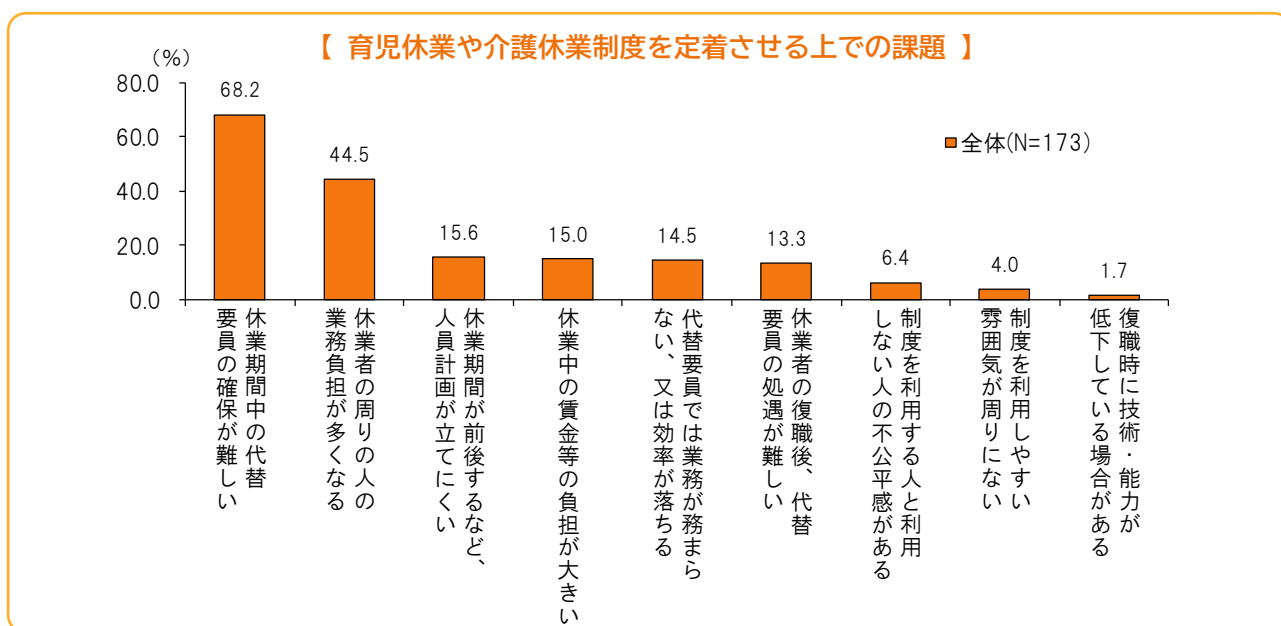
※2 勤務条件などを変えて、ずっと働く（フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など）

(3) 育児休業・介護休業について

- 育児休業を取得した従業員の割合は、男性が21.4%、女性が43.4%、介護休業は男性が6.4%、女性が12.7%です。特に男性の育児休業取得率は前回調査結果を大きく上回りました。また、いずれも従業員規模が大きな事業所ほど取得率も高い傾向にあります。

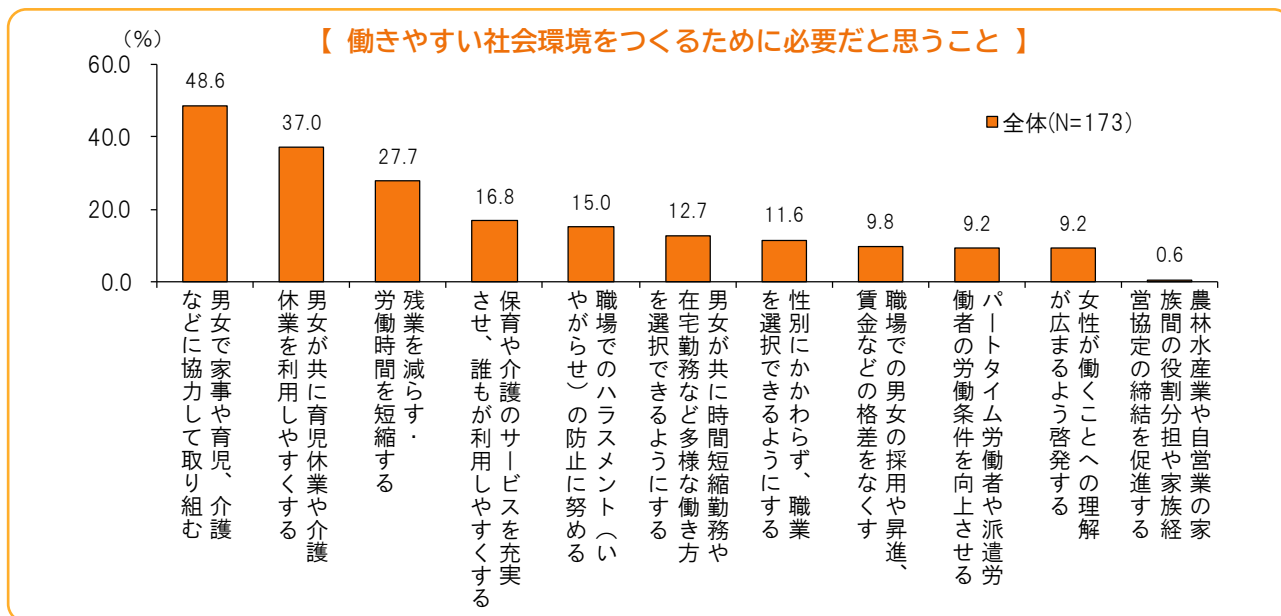


- 育児休業や介護休業制度を定着させる上での課題としては、代替要員の確保をはじめ、休業者の周りの人の負担増などが上位に回答されています。

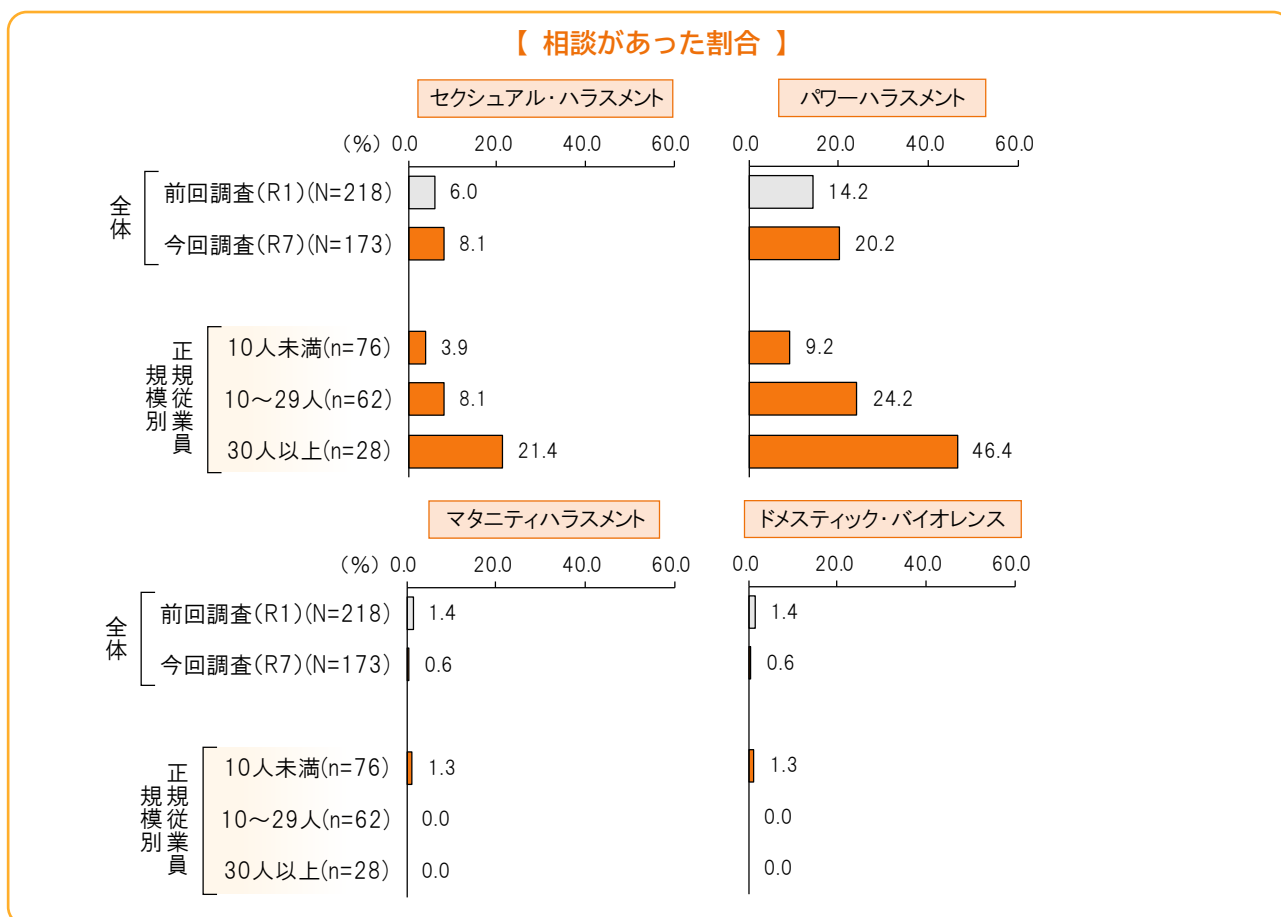


(4) 働きやすい社会環境について

- 働きやすい社会をつくるには、性別にかかわらず家事や育児、介護に協力して取り組むことが最も必要とされ、次いで、育児休業や介護休業を男女が共に利用しやすくすること、そして残業や労働時間の短縮といった、働き方の改革に関する意見が上位に回答されています。

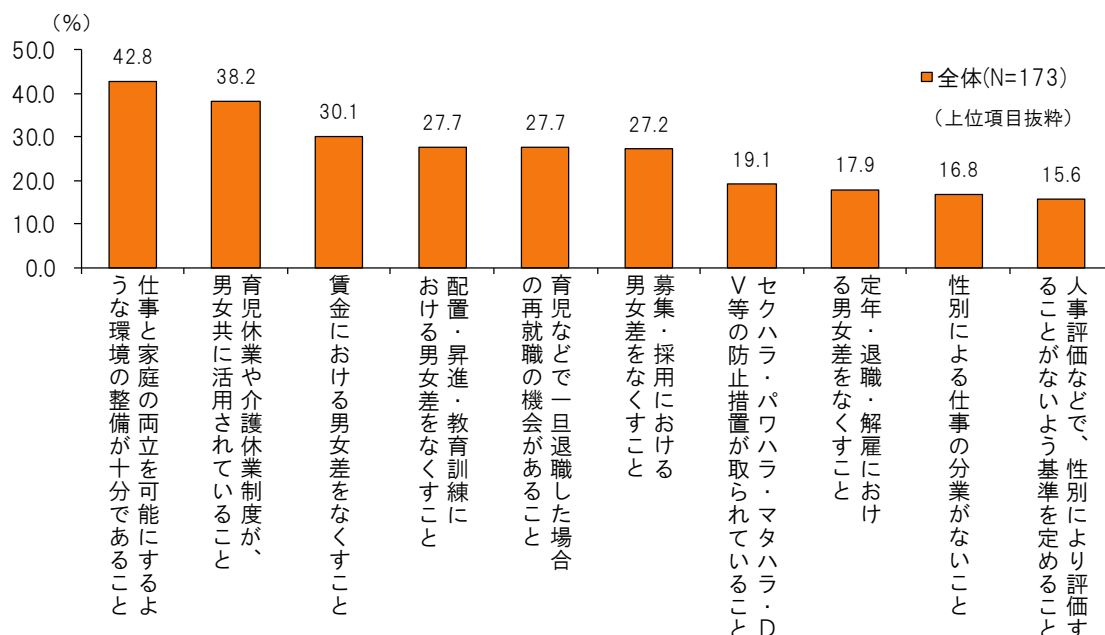


- ハラスメント等に関して「相談があった」割合は「セクシュアルハラスメント」「パワーハラスメント」共に、従業員規模が大きな事業所ほど高い傾向にあります。



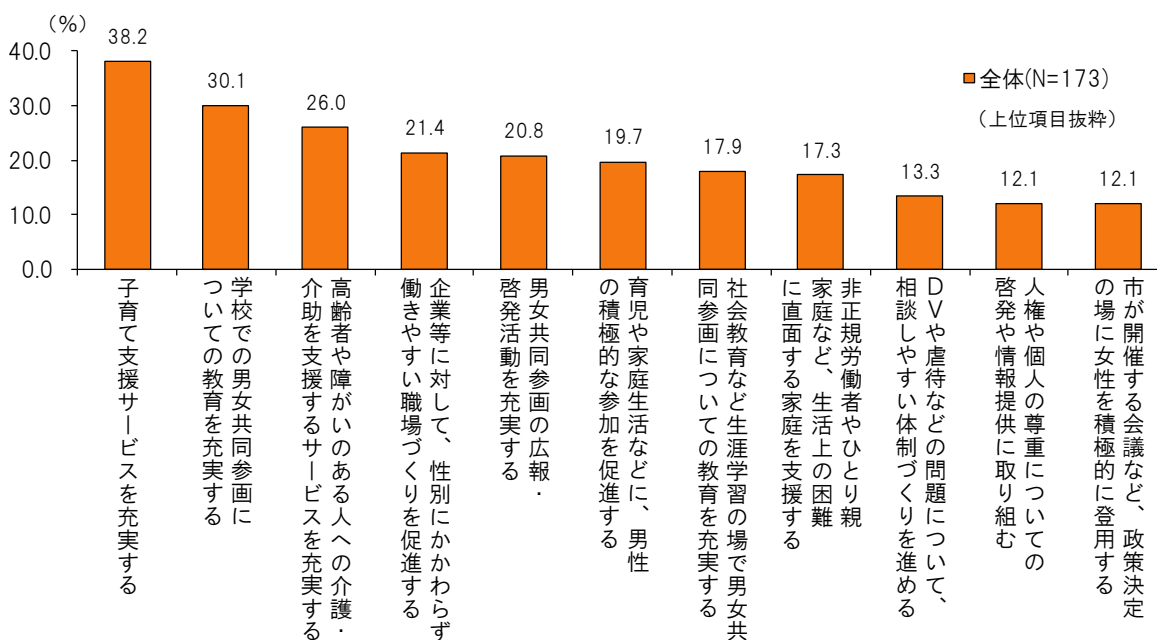
- 男女共同参画社会を実現するには、仕事と家庭を両立しやすい環境づくりが最も必要とされ、次いで育児休業や介護休業制度の活用などが上位に回答されています。

【 男女共同参画社会を実現するために必要だと思うこと 】



- 男女共同参画を推進するため、行政に対しては、子育て支援サービスの充実をはじめ、学校での教育の充実、高齢者や障がいのある人への支援サービスの充実などが求められています。

【 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこと 】

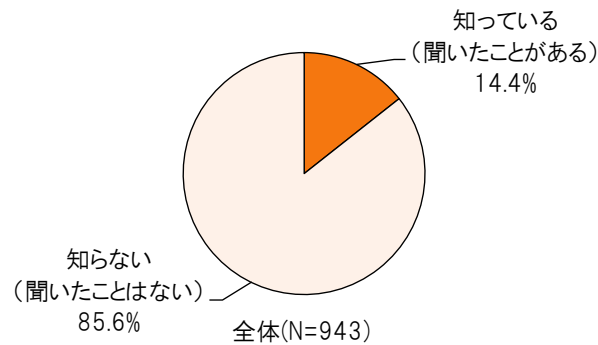


3 中学生アンケート調査結果（男女共同参画に関する中学生アンケート調査）

（1）男女共同参画の認知について

- 男女共同参画社会を「知っている（聞いたことがある）」生徒は 14.4%、「知らない（聞いたことはない）」は 85.6%です。

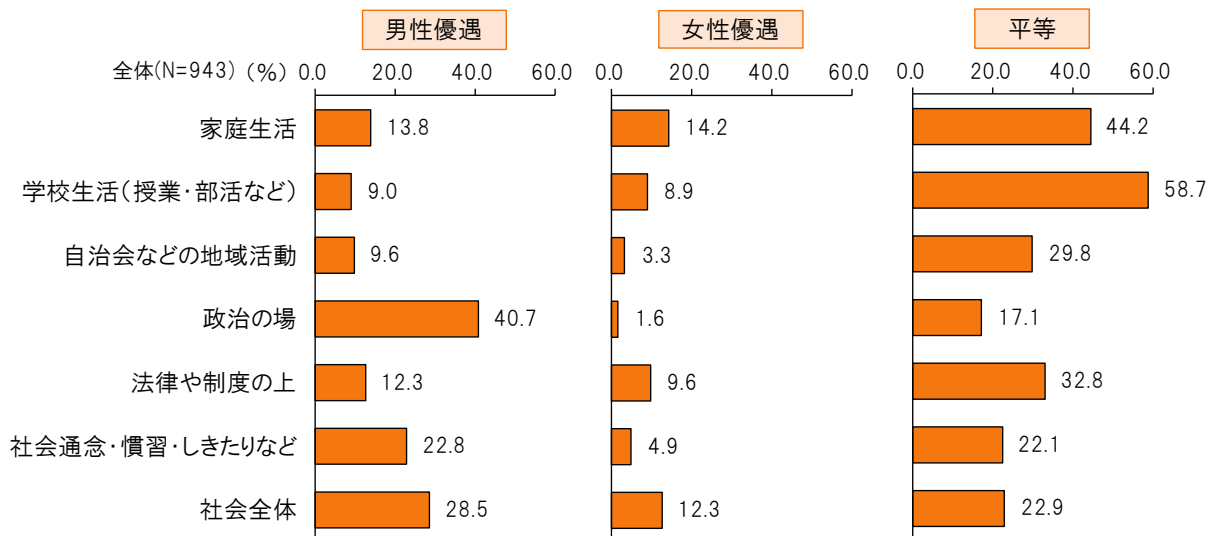
【 男女共同参画社会の認知状況 】



（2）男女の平等意識と役割について

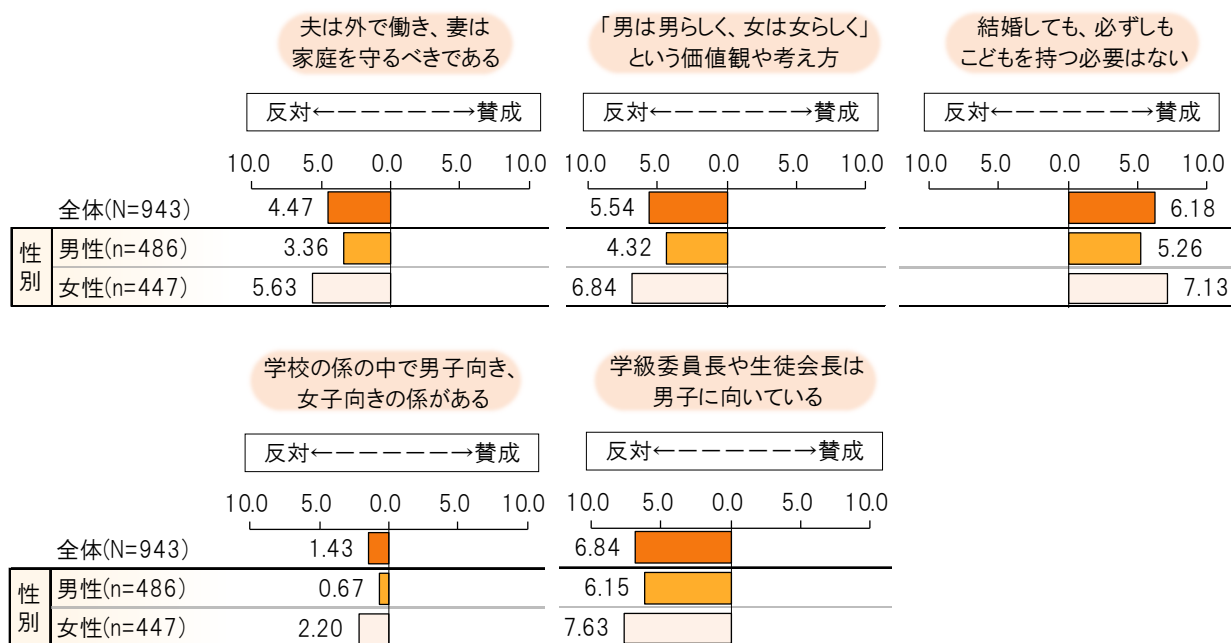
- 男女の平等意識については、ほとんどの分野において「男性優遇」が「女性優遇」の割合を上回っており、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で目立っています。「平等」意識が高い分野としては「学校生活」があげられ、市民アンケートの結果と同じ傾向がうかがえます。

【 男女の平等意識 】



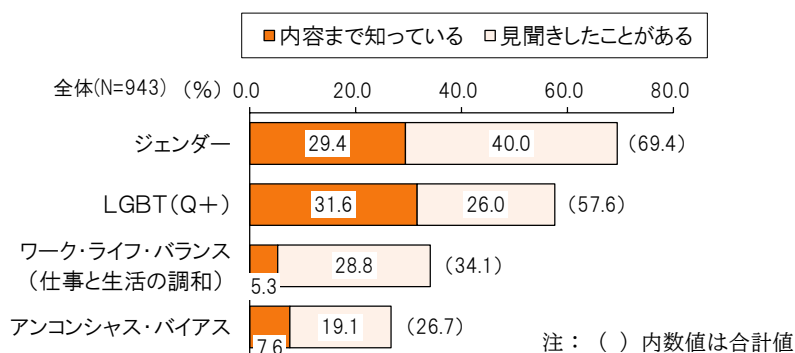
- 男女の役割分担について、女性は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方で「反対」、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」で「賛成」がそれぞれ男性を大きく上回っています。

【 男女の役割分担等について 】



- 男女共同参画に関する用語の認知状況については「内容まで知っている」の割合が高い順に「LGBT (Q+)」「ジェンダー」となっています。一方「知らなかった」割合が高い順に「アンコンシャス・バイアス」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の順となっています。

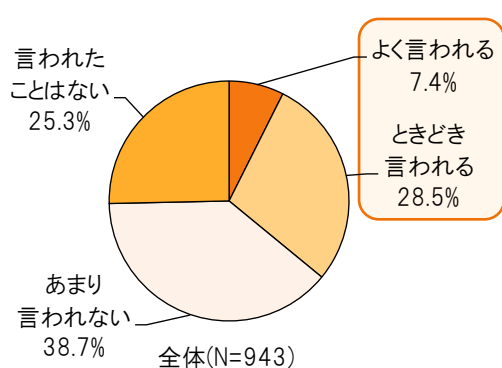
【 男女共同参画に関する用語の認知状況 】



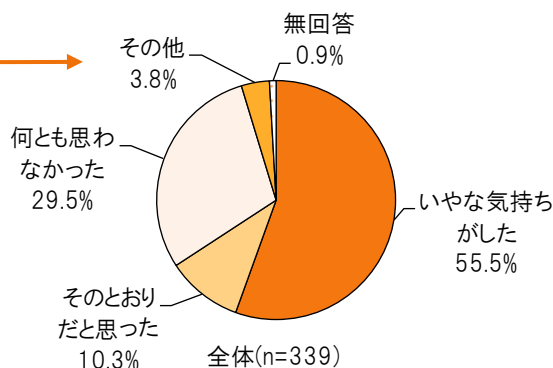
(3) 周囲からの発言について

○ 周囲からの性別を意識した発言を経験した生徒は、合計でおよそ3人に1人(35.9%)です。言われたときは「いやな気持ち」と過半数が答えています。また、男性は「泣いたとき」や「スポーツ」、女性は「ことばづかい」や「服装」「座り方」など、性別によって言われる内容に差がみられることが特徴的です。

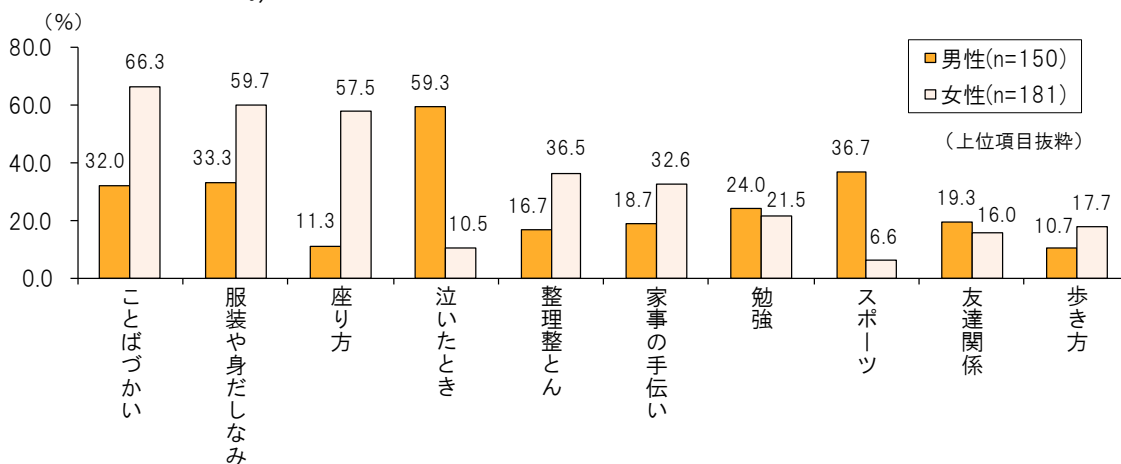
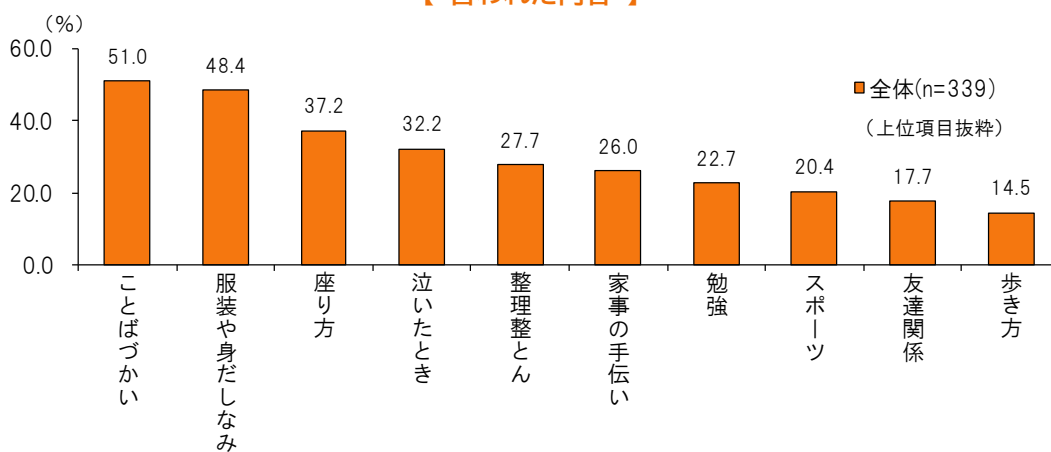
【 性別を意識した周囲からの発言 】



【 言われたときの気持ち 】

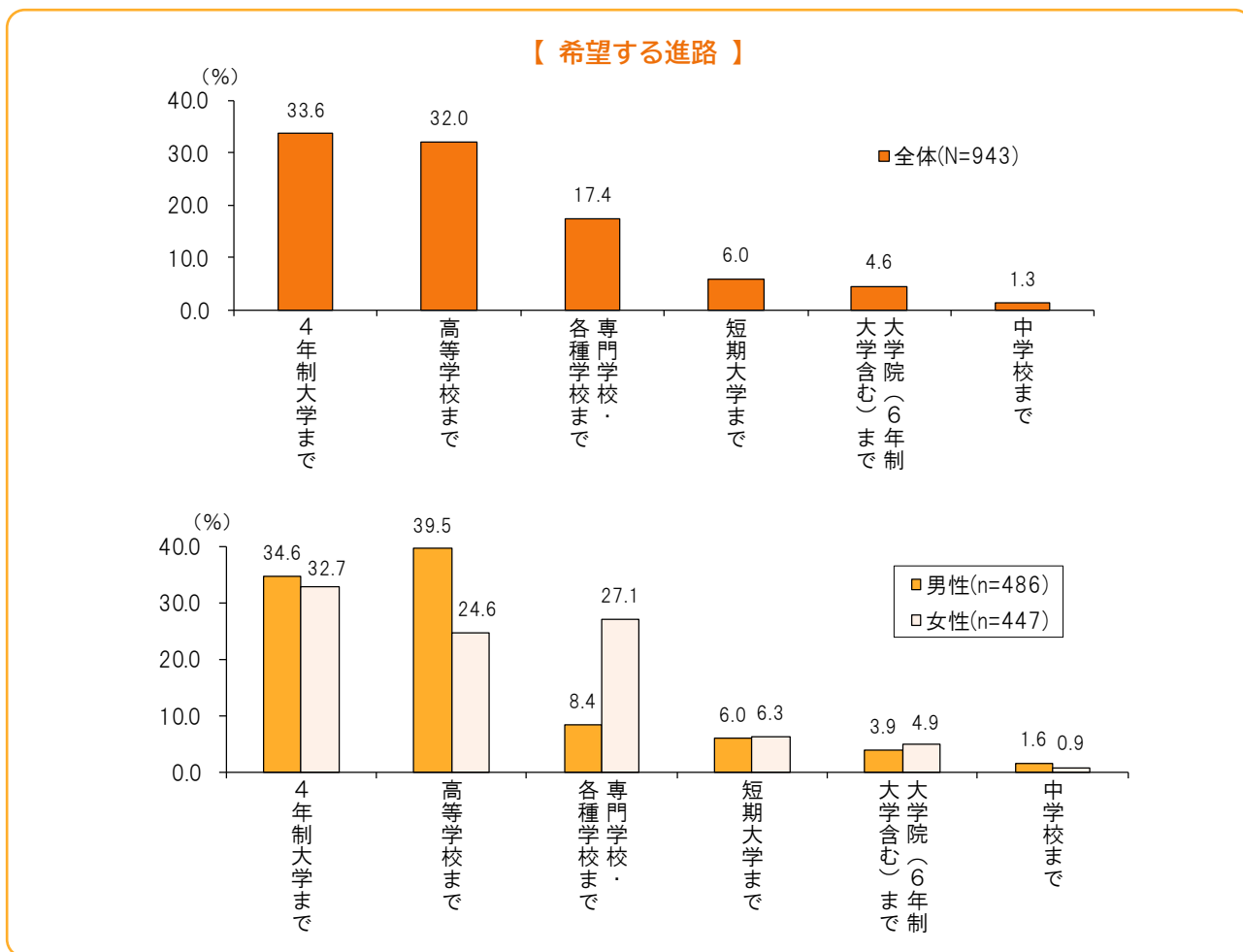


【 言われた内容 】

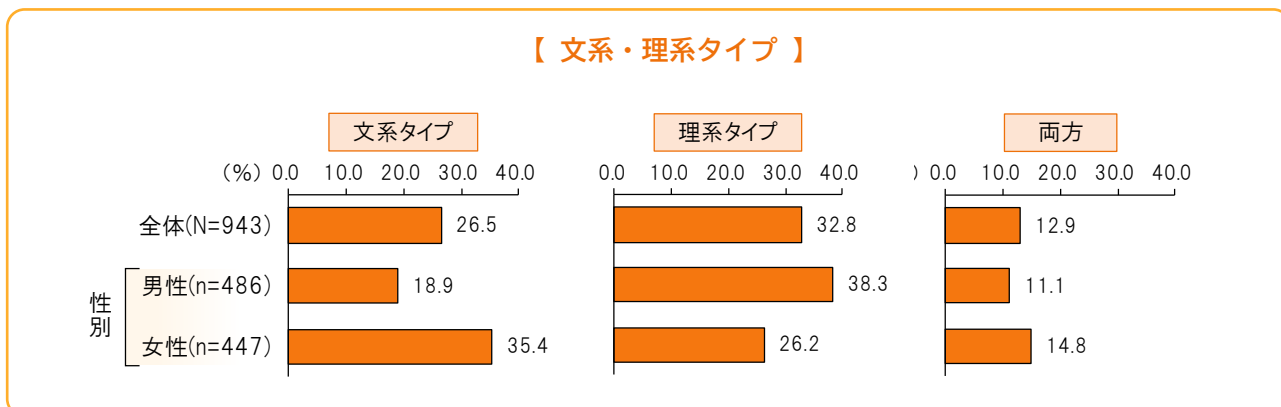


(4) 進路に対する意識等について

- 希望する進路については、男性は女性に比べ「高等学校まで」の割合が高く、女性は「専門学校・各種学校まで」の割合が男性を大きく上回っています。



- 文系・理系タイプについては、男性は女性に比べ「理系タイプ」の割合が高く、女性は「文系タイプ」の割合が男性を大きく上回っています。



【5】関係団体調査結果の概要（回答要旨）

1 男女共同参画の意識づくりについて

【 問題点や課題 】

- 市役所や議会、学校など意思決定の場で女性が少ない
- 家事や育児の負担が女性に偏り、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強い
- 制度や慣行そのものが障壁となっている
- 地域の慣習や同調圧力が変化を妨げている
- 「男女共同参画」の言葉や趣旨の理解が不十分

【 今後必要な取組として団体でできること 】

- 女性管理職が増えにくい要因の把握、働き方や会議の運用方法の見直し
- 研修やイベント、短時間動画の活用等による、多様性に関する学びの機会の充実
- 相談支援や法的支援の窓口を周知し、具体的な支援につなぐ仕組みの構築
- 父親の家事、育児への参加の促進
- 慣行や意思決定プロセスの点検、見直しによる組織内の不公平感の軽減

【 今後必要な取組として行政が行うべきこと 】

- 年功序列や同調圧力を改め、意見を言いやすい職場づくりの推進
- 採用や人事評価の見直し、女性管理職の登用、男性の育児休暇取得の促進
- 若い年齢層や多様な人材の委員への登用、参画経路の整備
- 学校や地域の学びの場において、教材や行事、部活動等におけるジェンダーへの配慮
- SNSや広報、イベント等での分かりやすい周知、好事例の紹介

2 学びの場における男女共同参画の意識づくりについて

【 問題点や課題 】

- 社会の固定的な性別役割分担意識により、男性優位の言動などに気付きにくい
- 校長や教頭など、上位職の男女比の偏りがこどもの目に触れる
- セミナーへの参加者が少ない
- 家庭や地域への意識啓発が不足している

【 今後必要な取組として団体でできること 】

- 「我が身のこと」として考えられる場づくり
- ジェンダーの視点を組み込んだ研修や動画視聴など短時間学習
- こども向け体験活動の充実
- こどもや保護者の声を十分に聴く仕組みの構築

【 今後必要な取組として行政が行うべきこと 】

- 外部人材を積極的に登用した学びの機会の創出、学校における管理職への女性の登用
- デートDV防止が体験的に学べる授業の実施
- 保護者向けセミナーや広報等を通じた、男女共同参画の分かりやすい周知、様々な事例の紹介や収集、共有

3 女性が活躍できる基盤づくりについて

【 問題点や課題 】

- 会議で発言しにくい雰囲気や心理的な圧力（沈黙圧力）がある
- 管理職や意思決定の場における女性の比率が低く、数値目標や進捗管理が不明確
- 審議会、委員会における女性の登用が単なる数合わせで、同じ人に偏る
- 「女性人材バンク」への違和感、登録者が少なく人材が循環していない
- 就労中や子育て中の若年女性は復職や活動の継続が難しく、職場の配慮も乏しい

【 今後必要な取組として団体でできること 】

- 必ず全員が発言できる会議の運営
- 役員、委員の女性比率の引き上げ目標や目標達成期限の明示、公開
- 内部研修の実施、啓発、登用の要件や選考プロセスの見直し
- 新規女性人材の発掘、若手の育成

【 今後必要な取組として行政が行うべきこと 】

- 女性管理職を増やす施策、女性比率や登用数、登用後の定着率等の指標の設定と公開
- 審議会や委員会における「充て職」制度など推薦方法の刷新
- 育児や介護などがあっても、さまざまな活動に参加できる支援体制の整備
- 人材バンクの男女共通化や登録の促進など、機能の見直し

4 働く場における男女共同参画の促進について

【 問題点や課題 】

- 女性にお茶くみなど業務と関係のない無償労働を押し付けるなど、固定観念の根強さ
- 女性自身の考え方、研修の不足
- 賃金や昇進の格差、セクハラやマタハラの存在、業務分担への配慮の不足

【 今後必要な取組として団体でできること 】

- 「できるときにできる」運営、休みやすい体制づくり
- 職場を対象とした啓発、研修、女性の意識向上を促進する講演会等の開催

【 今後必要な取組として行政が行うべきこと 】

- 各事業所への指導や啓発、研修への支援、継続的なモニタリング（進捗状況の確認）
- 職場の男女不平等に特化した相談窓口の設置の促進
- ワーク・ライフ・バランスを促進する条例、施策の検討
- 行政の職場改善に向けた取組

5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進について

【 問題点や課題 】

- 長時間労働や固定的な性別役割分担意識等で家事や育児、介護の負担が女性に偏る
- 育休取得率や残業時間、女性管理職比率等の目標の設定、見える化が不十分
- 出産や育児、介護で女性のキャリアが止まり、元に戻るのが困難

【 今後必要な取組として団体でできること 】

- 男性に対する育児への参加、家事の分担の普及を促進、啓発、実践事例の共有、女性の意識改革の促進
- ワーク・ライフ・バランスや各種制度の使い方等の研修の開催

【 今後必要な取組として行政が行うべきこと 】

- 働き方改革の後押し、家庭と仕事の両立への支援
- 育休取得率や残業時間、女性管理職比率などの数値目標の設定、進捗の公開
- 専用相談窓口の周知、相談体制の明確化
- 休業取得による欠員を調整する仕組みの整備
- 育休等の復職後に同等ステージ（キャリア）に戻ることができる人事運用

6 地域社会における男女共同参画の推進について

【 問題点や課題 】

- 若年層の地域への参加が少ない、地域活動の魅力の不足
- 自治会未加入者の増加、高齢化や独居化による担い手の不足、地域コミュニティの希薄化による活動力の低下
- 根強い地域の慣習や固定的な性別役割分担意識で、リーダーや意思決定が男性に偏る
- 防災におけるジェンダーの視点や国際的知見、意識の不足

【 今後必要な取組として団体でできること 】

- ジェンダーの視点を反映した活動
- 会員の募集、他団体との交流や連携の強化
- イベントやパンフレットの配布等による啓発、地域での交流や情報交換
- 防災や人権、男女共同参画に関する研修の充実

【 今後必要な取組として行政が行うべきこと 】

- 男性の家事への参加を促進するための啓発活動
- リーダーの意識改革、計画や運営に女性が参画しやすい仕組みづくり
- 団体同士の交流プラットフォームの設置、活動の可視化、広報の強化

7 あらゆる暴力を根絶する社会づくりについて

【 問題点や課題 】

- 加害者の自覚が乏しい。研修の形骸化
- ハラスメントやDV、性暴力に関する法制度の周知、啓発不足、実態把握が不十分
- 職場のパワハラ等について、被害者が相談しにくい雰囲気がある
- 市町村によって相談、支援体制に地域差がある

【 今後必要な取組として団体でできること 】

- 加害者への聞き取り、教育プログラム等の働きかけ
- 大学等でのデートDVや性暴力対策等に関する講座の開催
- 人権意識の継続的な啓発
- 関連する法律や制度の学習会、面接や電話による人権相談

【 今後必要な取組として行政が行うべきこと 】

- 外部人材を活用した学校での講座や委員を対象とした研修の開催
- 相談支援のワンストップ体制の強化、窓口の周知
- 実態や支援内容のデータ、事例の発信
- 加害者教育プログラムの整備や導入、見て見ぬふりをしない職場や地域風土づくり
- 関係機関との連携の強化、自治体間の差を解消するための基準づくりや対応の標準化

8 生涯を通じた健康づくりへの支援について

【 問題点や課題 】

- 大人が健康や性に関する知識を学べる機会が少ない
- 困難を抱える女性の実態の把握と支援が不十分
- 高齢者は健康教室等への移動手段が障壁となっている
- 女性は仕事、子育て、介護の負担が重く、健康づくりが後回しになっている
- 健康施策の現状の把握、効果の検証が見えにくい

【 今後必要な取組として団体でできること 】

- 健康や性教育等の研修や講座の継続的な開催、参加しやすい講座等の実施
- 世代間交流やイベントへの協力

【 今後必要な取組として行政が行うべきこと 】

- 職場や学校で健康や性について学べる機会づくり
- 妊産婦から子育て期までの切れ目ない支援、健診の促進と疾病等の早期発見
- 困難を抱える女性の実態調査、相談窓口などの支援策の検討
- 自宅でも健康づくりに取り組める環境の整備
- 高齢者のための移動支援の充実

9 誰もが安心できるまちづくりについて

【 問題点や課題 】

- 生活困窮制度の周知不足、手続きの負担が大きい
- 困窮層の増加やひとり親の孤立、個別ニーズの多様化で支援が行き届かない
- 行政との連携、役割の補完が弱い
- 地域の担い手の高齢化、助け合い意識の希薄化

【 今後必要な取組として団体でできること 】

- 誰でも気軽に行ける「居場所」の運営や地域イベントの実施と周知
- 現場で把握した課題を行政へフィードバック、見守りや声かけの継続
- 若者への働きかけ、参加の機会づくり

【 今後必要な取組として行政が行うべきこと 】

- アウトリーチ等プッシュ型支援、オンライン化など手続きの簡素化
- きめ細かな相談支援体制、ひとり親同士の交流や情報共有の場の整備
- 民間団体との協働、地域のつながりづくりの支援
- 住民のボランティア等への参加の促進、生きがいの創出

【6】各種調査結果等から読み取れる本市の課題

1 固定的な性別役割分担意識の解消と多様性の尊重に向けた意識づくり

- 「政治の場」をはじめ「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」における男性優遇意識は、依然として根強く、また「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「男は男らしく、女は女らしく」に代表される固定的な性別役割分担意識については、性別や年齢による意識差が顕著にみられます。固定的な性別役割分担意識や無意識の偏ったものの見方や思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、性別や年齢を見据えた、よりきめ細かな情報発信手段を活用した啓発活動の推進が必要です。
- 「LGBT（Q+）」「性的マイノリティ」について、内容を知っている人は前回調査からやや増加しましたが、誤った認識や偏った考え方を持つことがないよう、より正しい理解を促進する必要があります。また「鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」「鳴門市男女共同参画推進条例」など、名称は知っているが内容までよく知らない人が多くみられます。幅広い年齢層に対して、法令や制度の社会的背景等も含めて、より正しい理解を促進する必要があります。

2 人権や男女共同参画を学ぶ場の充実と多様な進路選択に向けた意識づくり

- 児童・生徒がその発達段階に応じて、個性や能力を十分に発揮できるよう、この度の中学生アンケート調査結果等も踏まえ、学校等において、性別にかかわらずお互いを尊重する意識の醸成を促進する必要があります。そのため、人権や男女共同参画に関する学びの場の充実をはじめ、一人ひとりの個性や能力に応じた、多様な選択を可能にする進路指導など、固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育の推進が求められます。
- 大人から子どもに対する「男だから」「女だから」といった性別を意識した発言について、決め付けや押し付けとならないよう、保護者等に対する啓発活動が必要です。
- 生涯学習の場をはじめ、多様な場や機会を活用した、幅広い世代に対する人権や男女共同参画についての講座やセミナーの開催を充実するとともに、参加を促進するための効果的な周知が必要です。

3 政策方針決定過程における女性参画の推進と女性活躍の環境づくり

- 議会や審議会等、政策方針決定の場における女性の参画の促進をはじめ、女性リーダーの育成に向けた研修の充実や女性が活躍しやすい環境づくりが必要です。また、女性の活躍の場の拡大に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消の促進が必要です。
- 社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を高めるため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を継続的に推進する必要があります。
- 庁内においては「鳴門市特定事業主行動計画」に基づき、性別にとらわれない適材適所の人員配置をはじめ、女性の更なる職域拡大施策に向けた取組が必要です。

4 柔軟な働き方と家事・育児・介護を分かち合う環境づくり

- 男性が育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気を払拭するための、事業所等に対する啓発活動の充実が必要です。
- 事業所等に対して、女性が結婚や出産を理由として退職せずに働き続けることができるよう、個別のニーズに応じた再雇用への支援やキャリア形成に向けた支援、柔軟な働き方の整備などを促進する必要があります。
- 家事や育児、介護は主に女性が担っており、特に家事、育児の負担が大きくなっています。多様な働き方や暮らし方の実現が求められている社会的背景において、家事、育児、介護の役割を家族で分担し合う意識を啓発するとともに、男性の家事、育児等への参画を促進する講座の開催、子育てや介護サービスの充実など、社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組の充実が必要です。

5 幅広い世代が参加しやすい地域活動と男女共同参画の視点に立った防災対策

- 若い世代が地域活動にあまり参加していない現状を踏まえ、地域活動に関する情報を世代に応じた多様な伝達手段を活用して、分かりやすく発信する必要があります。また、それぞれの世代に応じた興味ある活動の提案など「参加へのきっかけづくり」を検討し、性別にかかわらず誰もが参加しやすい地域活動を促進していくことが必要です。また、地域における多文化共生社会の構築に向けた取組の充実が必要です。
- 災害発生時の対応については、性別にかかわらず誰もが参加しやすい防災訓練の場づくりをはじめ、地域で日頃から災害発生時の対応を話し合い、地域と行政や関係機関が連携した助け合いや支え合い活動を促進する取組が必要です。

6 あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

- ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、性犯罪やストーカー行為、虐待、インターネット等を利用した性的な言動など、多様化する暴力等の防止に向けて、あらゆる機会を通じた啓発活動の充実が必要です。
- 専門機関に相談した人が少ない現状を踏まえ、相談先の周知を充実するとともに、気軽に相談でき、適切に支援につなぐ必要があります。また、被害者の家族や子どもへの支援、一時保護への速やかな対応など、より迅速に対応できるよう関係機関との連携の強化が必要です。

7 健康づくりへのきめ細かな支援の充実

- 健康診断やがん検診の受診率の向上に向けた取組の充実をはじめ、健康づくり活動に関する情報を、多様な伝達手段を活用して分かりやすく発信する必要があります。また、妊娠や出産等に関する情報提供の充実を図るとともに、きめ細かな支援と切れ目のない支援の充実が必要です。

8 安心して暮らすための福祉の充実と困難を抱える女性への支援

- 高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、誰もが地域で安心して生活できるよう、本市における個別の福祉計画に基づき、多様な福祉サービスの充実を図るとともに、市民一人ひとりの状況やニーズに応じた適切なサービスの提供が必要です
- 女性が、経済的に困難な状況にある場合やひとり親家庭である場合、また、日常生活において性的な被害を受けていること、家庭の状況や地域社会との関係性など、さまざまな事情により困難な問題に直面することが多いことを踏まえ、全ての女性が、安心して自立して暮らせる社会の実現を目指す必要があります。

第4章 計画の内容

【1】基本理念と基本目標

第3次計画では、その基本理念を「共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なる」と定めるとともに「お互いを認め合うまち なる」とをはじめとする3つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を推進してきました。

本市の政策の最上位計画である「第七次鳴門市総合計画」では、市の将来都市像を「ひとが輝き 持続可能な未来をひらく あらたな なる」と定めています。また、基本目標の一つとして「6 みんなで創る自立したまちづくり～お互いを尊重し、誰もが活動できる社会づくり」を掲げ、その中に男女共同参画や人権教育の施策を位置付けています。

本市における、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向は「鳴門市男女共同参画推進条例」を基本として、人権や男女共同参画についての理解と認識を深め、お互いを尊重する意識を身に付けるための幅広い啓発活動と学びの場の充実を推進するとともに、女性の職場や地域活動への更なる進出や活躍できる環境づくり、あらゆる暴力の根絶を目指すこととしています。

本計画においても、第3次計画の基本理念を継続し、性別にかかわらず、一人ひとりの個性が尊重され、お互いに認め合い、誰もが活躍し安心して暮らせる男女共同参画社会の実現により、市民一人ひとりが幸せを実感する「ウェルビーイング[※]」を高めていくことを目指します。

※ 心身共に健康で、自分らしく安心して暮らせている「幸せで充実した状態」のこと。

● 基本理念 ●

共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なる

【2】基本目標

第3次計画においては、3つの基本目標に基づき、それぞれに基本施策を掲げ、さまざまな取組を推進してきました。本計画においては、第3次計画の考え方を継承しつつ、社会的背景や本市の課題を踏まえて、改めて次の基本目標を掲げます。

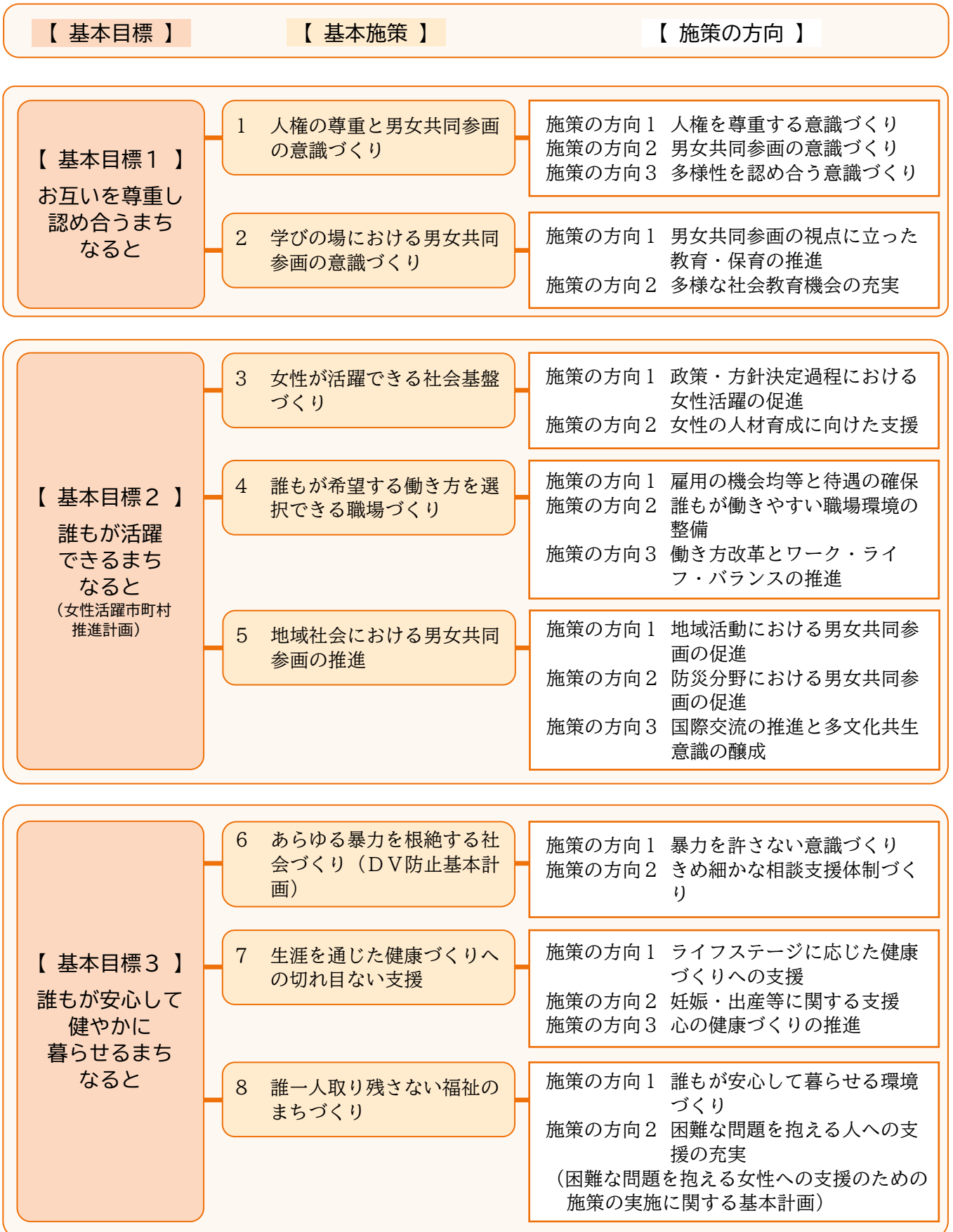
基本目標に基づいて展開される施策については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

基本目標1 お互いを尊重し認め合うまち なる

基本目標2 誰もが活躍できるまち なる (女性活躍市町村推進計画)

基本目標3 誰もが安心して健やかに暮らせるまち なる

【3】 施策の体系



第5章 施策の展開方向と具体的な取組

【基本目標1】お互いを尊重し認め合うまち なる

【基本施策1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

一人ひとりがお互いに人権を尊重する意識を大切にしながら、相手を思いやり、認め合う社会の実現のためには、市民の意識の向上を図ることが必要です。そのため、セミナーや講座、パネル展示などを活用した、人権や男女共同参画に関する啓発活動を推進するとともに、あらゆる世代に向けて、多様性に配慮した分かりやすい情報の発信に取り組みます。

「LGBT（Q+）」「性的マイノリティ」等をはじめとする多様性を認め合う社会の構築に向けて、多様な広報媒体を活用した啓発活動を推進し、市民の正しい理解を促進します。

[施策の方向1 人権を尊重する意識づくり]

取組名	取組内容	担当課
市民への啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の人権啓発活動地方委託事業を活用した人権セミナーをはじめとする各種人権啓発事業の実施により、市民意識の向上を図ります。 ○ 市民の意識変革、行動変容を促すためアンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発を推進します。 	人権推進課
職員への啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対する職階に応じた研修をはじめ、部落解放・人権徳島地方研究集会への参加の促進など、職員の人権及び男女共同参画に対する意識の向上を図ります。 	人事課 人権推進課

[施策の方向2 男女共同参画の意識づくり]

取組名	取組内容	担当課
分かりやすい情報提供と啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画の啓発につながる情報を、広報紙等多様な媒体を活用し、あらゆる世代に分かりやすく提供し、市民意識の向上を図ります。 ○ 市民への「鳴門市男女共同参画推進条例」や「鳴門市男女共同参画都市宣言」の周知をはじめ、男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、鳴門市立図書館への特設コーナーの設置や広報紙等を活用し、男女共同参画社会の気運づくりを推進します。 ○ 広報紙等においては、多様性に配慮し、誰もが関心を持てるよう、分かりやすい説明に努めます。 	秘書広報課 人権推進課

取組名	取組内容	担当課
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家事の分担を見直す時期ともなる、市民からの婚姻届や出生届の受領時に、男女共同参画に関するパンフレット等を配布するなど、家庭や地域への男性の参画を重視した啓発を推進します。 ○ 妊娠届出時や妊娠後期の面談、沐浴実習等を通して、男女が共に支え合う家庭環境づくりを促進します。 	人権推進課 こども家庭センター

[施策の方向3 多様性を認め合う意識づくり]

取組名	取組内容	担当課
多様性の尊重に向けた理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「LGBT(Q+)」「性的マイノリティ」や在日外国人、被差別部落や障がいのある人等に対するさまざまな差別や偏見の意識を解消するために、人権セミナーをはじめ、広報紙等を活用した周知、啓発を推進し、市民への正しい理解を促進します。 	人権推進課
多様な社会的背景を持つ人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「性的マイノリティに関する電話相談」や「鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の周知、啓発を推進します。 ○ 「LGBT(Q+)」「性的マイノリティ」や在日外国人、アイヌの人々、被差別部落の人々や障がいのある人等、さまざまな差別により困難な立場に置かれている人が、安心して相談できるよう、関係部署や関係機関との連携を確保するとともに、相談員の専門性の向上を図ります。 	人権推進課

【基本施策2】 学びの場における男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の推進に当たっては、男女共同参画に対する理解を深め、意識を高めるためのきっかけづくりが重要です。そのため、こどもが発達段階に応じて、その個性や能力を充分発揮できるよう、性別にかかわらず、個性を尊重する意識を醸成する保育や教育を推進するとともに、保護者や教職員の人権意識や男女共同参画の意識の醸成を図ります。また、誰もが参加しやすい多様な学びの場の機会の充実に努めます。

[施策の方向1 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進]

取組名	取組内容	担当課
児童・生徒への意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもの頃から、お互いを思いやる心や命の大切さ、性別にかかわらず個性を尊重する意識を養うことができるよう「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」を活用した就学前教育、保育を実践します。 	こども保育教育課 学校教育課
保護者等への啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や関係機関に鳴門市中央保育所が発行する「ふれあい新聞」を配布し、保護者の人権意識、男女共同参画の意識の醸成を図ります。 ○ 学校だよりや学校（園）内の掲示物については、人権を意識した表現や内容を心がけ、保護者をはじめとする市民の理解を促進します。 	こども保育教育課 学校教育課
教職員の意識等の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市人権教育研究指定校における、男女共同参画に関する研究を実践するとともに、教職員等を対象とした人権研修会を開催し、人権意識及び男女共同参画推進への意欲と指導力の向上を図ります。 ○ 保育所等や学校の教職員を対象とした「鳴門市男女共同参画推進条例」の周知活動を推進し、男女共同参画の意識の醸成を図ります。 	こども保育教育課 学校教育課

[施策の方向2 多様な社会教育機会の充実に]

取組名	取組内容	担当課
社会教育・生涯学習機会の充実に	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化イベント等の開催を通じて、人と人がきずなを深め、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。 ○ 防災や人権、SDGsなど幅広い分野にわたるテーマによる、誰もが参加しやすい各種学級や出前講座を開催するなど、市民の学びの場の充実に努めます。 ○ 「子どもの読書活動推進計画」の目標達成に向けた取組を実施します。 	文化交流推進課 総合教育人権課

取組名	取組内容	担当課
市民への参加促進	○ 広報紙等多様な媒体を活用した周知をはじめ、地区自治振興会等を通じた情報提供や声かけなど、講座、講演会等への市民の参加を促進します。	市民協働推進課



プレママパパ教室による沐浴実習



イベント時における男女共同参画等に関する啓発

【 基本目標 2 】 誰もが活躍できるまち なる と（女性活躍市町村推進計画）

【 基本施策 3 】 女性が活躍できる社会基盤づくり

男女が共に個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のためには、女性活躍推進に向けた取組の更なる充実が必要です。そのため、審議会等をはじめ、あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画及び登用の推進を図ります。

庁内においても、女性リーダーの育成等に努めるとともに、鳴門市女性人材バンクの周知や啓発、市内で活動する女性グループの活動への支援を推進します。

[施策の方向 1 政策・方針決定過程における女性活躍の促進]

取組名	取組内容	担当課
女性活躍推進に向けた取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性が職場で活躍することの重要性や支援・育成の方法について、研修等を通して、職員の意識の向上を図るとともに、次世代の女性リーダーの育成に努めます。 ○ 審議会等における女性委員の登用について、毎年の進捗管理により効果的な取組と課題を共有するなど、更なる取組を推進します。 	人事課 人権推進課
鳴門市女性人材バンクの周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙等を活用し「鳴門市女性人材バンク」の周知、啓発を行い、登録者数の増加や活用を図ります。 	人権推進課
審議会等への女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画及び登用の推進、啓発に努めます。特に審議会等における女性委員の登用率の向上を目指します。 	全部局
あらゆる分野への女性の積極的登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報モニターの男女比均等に向けて取り組むとともに、幅広い世代の女性モニターの意見の反映に努めます。 ○ 市民参画と協働によるまちづくりの推進に向けて、広報紙等多様な媒体を活用し、女性グループを含めた各種団体の活動状況を発信するとともに、適切な支援に努めます。 ○ 農協や漁協、県と連携し、各種研修会等への参加の周知や農業委員等への女性の登用を促進します。 	秘書広報課 市民協働推進課 農林水産課

取組名	取組内容	担当課
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業等に対して、男女共同参画や働き方改革に関連する法や制度等を周知するとともに、女性や多様な人材の能力を十分に発揮できるよう、職場環境などにおける積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透を図ります。 	人権推進課 商工政策課
特定事業主行動計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「特定事業主行動計画」に定める目標である女性管理職の登用の拡大、男性の育児休業取得率の向上を目指します。 ○ 研修等を通じた女性職員のキャリア形成支援等により、女性職員の管理職への積極的な登用を図ります。 	人事課

[施策の方向2 女性の人材育成に向けた支援]

取組名	取組内容	担当課
女性リーダーの育成と活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性グループ活動状況報告書を作成し、地域の女性グループ間で広く情報の共有を図るとともに、グループの現状や課題を集約し、活動の活性化を支援します。 ○ 漁協女性部と連携したテレビ鳴門の情報番組の収録をはじめ、農協や漁協等における女性部の活動を支援します。 	人権推進課 農林水産課 総合教育人権課
職員の管理職への育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対する市主催の研修及び県自治研修センター等の研修への参加を促進します。 ○ 研修等を通して、職員の計画的な人材の育成や意欲の向上を図るとともに、人事評価制度の周知及び適正な運用、改善を図ります。 	人事課

【 基本施策4 】 誰もが希望する働き方を選択できる職場づくり

働く場における男女共同参画の推進に当たっては、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保され、働きやすい職場環境が整備されることが必要です。そのため、多様な手段を通して事業所等への周知や啓発を行い、環境の整備を促進します。また、雇用の拡大や企業が求める人材を育成するための情報発信をはじめ、家内労働者等の労働環境の整備を促進します。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の一層の推進に向けて、男性の家事、育児等への参画の促進、家事、育児、介護の役割を性別にかかわらず協力して責任を果たせるよう意識啓発や支援に努めます。

庁内においても、柔軟な働き方が選択できる職場環境づくりに努めるとともに、市民の模範となるよう、特定事業主行動計画を推進します。

[施策の方向1 雇用の機会均等と待遇の確保]

取組名	取組内容	担当課
事業所等への理解促進	○ 広報紙等を通して「鳴門市男女共同参画推進条例」「男女雇用機会均等法」等の関係法令に関する情報を発信し、事業所等における周知及び理解を促進します。	人権推進課 商工政策課
能力開発と人材の育成	○ 労働関係機関が実施する各種講座の情報提供をはじめ、技能検定等に関する情報を発信し、資格取得のための専門的知識の修得を促進し、雇用の拡大や企業が求める人材の育成を図ります。	商工政策課
家内労働者等の労働環境の整備促進	○ 県や農協と連携し「家族経営協定」等の制度の周知、締結の促進に努め、家内労働者や家族従事者の労働環境の整備を促進します。	農林水産課

[施策の方向2 誰もが働きやすい職場環境の整備]

取組名	取組内容	担当課
就労環境の整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「徳島県はぐくみ支援企業認証制度」や支援窓口の周知に努め、事業主に仕事を両立しやすい職場環境づくりを促進します。 ○ 地域に整備したコワーキングスペース※¹で講座等を実施するなど、利用を促進し、事業所等への柔軟な働き方を支援する環境の整備を図ります。 ○ 労働関係法令や働きやすい職場づくりに関する情報の周知、啓発に努めます。 	商工政策課
庁内労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内ネットワークを活用し、職員への子育て支援制度の周知と利用の促進をはじめ、男性職員の育児休業取得や育児参加を推進します。また、育児休業からの円滑な職場復帰を図ります。 ○ 研修等への参加を通して、職員のハラスメントに対する正しい認識と理解を深めるとともに、相談窓口の周知に努めます。 	人事課

※1 特定の企業や組織に属さない個人や小規模な団体が、共有の空間で働く場所のこと。

[施策の方向3 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進]

取組名	取組内容	担当課
多様な働き方に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ シルバー人材センターの運営の支援や周知に努めるとともに、「生活支援サポーター養成講座」を開催するなど、生活支援の担い手を継続的に育成します。 ○ 庁内業務の平準化や効率化、有給休暇の取得を促進し、働きやすい環境を整備するとともに、全庁的なテレワークや育児、介護のための「早出遅出勤務制度」の活用など、柔軟な働き方を選択できる環境づくりに努めます。 	人事課 長寿介護課
子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画※²」に基づき、子育て支援サービスの充実をはじめ、子育てに関する相談支援体制の充実、子育て家庭の交流の場の充実など、総合的な子育て支援施策を計画的に実施します。 	子育て支援課

※2 令和8（2026）年度より「鳴門市こども計画」と一体化

取組名	取組内容	担当課
安心して介護できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性の家事への積極的な参加を促進するとともに、フレイル予防について理解を深めることができるよう、シニア・メンズクッキングの周知、啓発を推進します。 ○ 家族介護教室や「介護者家族の会定期相談会」など、家族介護者への支援事業を実施するとともに、事業の周知、啓発を推進します。 	長寿介護課



子育て家庭の交流の場 「にこにこひろば」



コワーキングスペースを活用した子育て中ママのキャリアアップ講座「ママビヤ」



シニア・メンズクッキング

【 基本施策5 】 地域社会における男女共同参画の推進

地域において、誰もが個性と能力を十分に発揮することができる暮らしを実現するためには、共に参画して協力し、支え合う社会づくりが重要です。そのため、誰もが互いに協力して地域活動に取り組めるよう、地域で活動する団体を支援するとともに、環境問題について学べる場を提供します。また、近年大きな災害が多発的に発生している現状を踏まえ「フェーズフリー」意識の浸透を図る啓発や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築を推進するほか、多文化共生社会の実現に向け、国際理解や国際交流を推進します。

〔 施策の方向1 地域活動における男女共同参画の促進 〕

取組名	取組内容	担当課
地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙等多様な媒体を活用し、地域活動団体の活動状況や参加者の募集等を周知し、活動を支援します。 ○ 地域課題の解決に向けて、市民による自主的なまちづくり活動を支援するとともに「地区自治振興会会長と市長との懇話会」の開催等を通して、意見交換や課題の共有を図ります。 ○ 食生活改善推進員によるヘルスメイト事業を推進し、周知、啓発活動を充実し、男性の参加を促進します。 	市民協働推進課 健康増進課 人権推進課
環境問題に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境問題に関するイベントや講座等を開催し、環境保全について学べる場を提供するとともに、誰もが参加できるリサイクルプラザでの体験学習を開催します。 	環境政策課 クリーンセンター廃棄物対策課

〔 施策の方向2 防災分野における男女共同参画の促進 〕

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における出前講座や防災訓練において「フェーズフリー」の周知、啓発を図り、地域コミュニティや市内の事業所等への一層の浸透を図ります。 ○ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進するため、平常時から多様な視点を踏まえた研修会や防災訓練の実施をはじめ、庁内で女性職員のワーキンググループを組織し、課題解決に向けた議論を進めるなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築を図ります。 ○ 市の地域防災の担い手となる「地域防災リーダー」の養成について、女性へのアプローチを促進するとともに、地域等における活動の活性化に資する情報提供や連携を図ります。 	危機管理局 消防総務課

[施策の方向3 国際交流の推進と多文化共生意識の醸成]

取組名	取組内容	担当課
国際理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を対象としたドイツ語講座や中国語講座、こども向けの中国に関する「おはなしタイム」等の開催をはじめ、広報紙等を通して、国際動向等の情報を市民に発信し、国際理解の促進を図ります。 	文化交流推進課 人権推進課
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドイツ・リューネブルク市をはじめとする姉妹・友好都市との交流を推進するとともに、交流団体を支援し、国際理解や国際交流を深めます。 ○ 鳴門教育大学と連携し、児童・生徒と世界各国の留学生との異文化交流を図り、国際理解教育の推進と多文化共生意識の醸成に努めます。 	文化交流推進課 学校教育課
インバウンド誘客の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ インバウンド誘客の積極的な推進により、外国人を受け入れる環境整備などを通じて、市民の国際理解を図ります。 	観光振興課



ドイツ・リューネブルク市親善使節団との交流



第26回全国女性消防操法大会に出場した「鳴門市女性消防隊」

【 基本目標3 】 誰もが安心して健やかに暮らせるまち なる

【 基本施策6 】 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止基本計画）

誰もが尊厳と誇りを持って生きることができる社会の実現には、あらゆる暴力を根絶するための継続的な取組が必要です。そのため、さまざまな機会や場を活用して、DVやデートDV、虐待、ハラスメント等あらゆる暴力の防止や正しい理解の促進に向けた啓発活動を推進します。また、関係機関と連携し、DV被害者や子どもに対する相談支援体制の充実を図るとともに、多様な媒体を活用して、相談窓口である鳴門市女性支援センター「ぱぁとなー」の認知の拡大を図ります。

[施策の方向1 暴力を許さない意識づくり]

取組名	取組内容	担当課
DVなど多様化する暴力防止に向けた啓発の推進	○ 「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日～11月25日)、「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)に合わせ、広報紙等を活用して、DV防止に関する啓発活動を行い、意識の高揚を図ります。	人権推進課
市民への相談窓口の周知啓発	○ 広報紙等を活用し、鳴門市女性支援センター「ぱぁとなー」の広報物を設置する市内の協力事業者を募集し、相談窓口としての認知度の拡大を図ります。	人権推進課
若年層へのデートDV防止の啓発	○ デートDVの被害防止に向け「はたちの記念式典」での冊子の配布をはじめ、中学校・高等学校での予防教育、出前講座や公式LINEを活用した情報発信等、若年層を対象とした意識啓発活動を推進します。 ○ 関係機関と連携し、中学校の授業を通して、命の尊さや自身を大切にする心、他者を尊重する心、性差に対する正しい理解の促進に取り組みます。	人権推進課 学校教育課
ハラスメントに対する理解の促進	○ セクシュアルハラスメントをはじめ、さまざまなハラスメントの根絶に向けて、職場や学校など、幅広い世代を対象に、あらゆる場や機会においてハラスメントへの認識や理解を深めるための啓発活動を推進します。	人権推進課 商工政策課 学校教育課

[施策の方向2 きめ細かな相談支援体制づくり]

取組名	取組内容	担当課
関係機関と連携した被害者の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者の早期発見や速やかな通報により、適切な支援につなぐため、県主催の「DV被害者等支援ネットワーク研修会」や相談業務従事者の資質向上を図る「スーパービジョン研修」などへの職員の参加を促進するとともに、市主催のDV対策会議を開催し、庁内関係部署及び関係機関との連携を強化します。 	人権推進課
相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」において、被害者の性別にかかわらずDVの救済、支援を行うとともに、早期発見と防止に向けた啓発を推進します。 ○ 相談員の資質の向上に向けた研修やセミナー等への参加を促進するとともに、相談員の個人的負担感の軽減を図ります。 ○ DVと児童虐待への対応との連携を強化し、DV被害者のこどもを含めた適切な相談支援に努めます。 	人権推進課
被害者保護のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害者が加害者から避難可能な施設との委託契約を結び、緊急一時保護に備えるとともに、避難所入所費用を助成します。 ○ 警察や県等関係機関と連携し、情報の共有に努め、被害者の安全の確保を図ります。 ○ 保護命令制度について、分かりやすい情報提供に努めるとともに、書類作成などの支援を行います。 	人権推進課
支援対象者の保護と相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票閲覧制限を含む被害者保護に向けた複数人職員体制を整え、庁内での相談対応や情報共有を徹底します。 ○ 選挙人名簿閲覧時の情報保護にも努めるとともに、相談内容に応じて関係機関と連携し、法律相談窓口の紹介も行います。 ○ 国民健康保険の資格取得や喪失について適切な助言等を行います。 	市民課 保険課 選挙管理委員会事務局
早期発見・相談対応と虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 24時間365日受信が可能な「障がい者虐待通報専用ダイヤル」を活用し、迅速な対応と庁内連携を図るほか、市の相談窓口や地域包括支援センターを通して高齢者虐待の予防や早期支援に努めます。 	長寿介護課 社会福祉課

取組名	取組内容	担当課
生活支援と住宅確保への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援を推進します。 ○ DV被害者に対しては市営住宅への入居配慮や住宅確保の支援を行います。 	社会福祉課 まちづくり課
こどもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「鳴門市要保護児童対策地域協議会」と連携し、情報共有を図るとともに、相談業務の専門性を高め、対象者への適切な支援のためのアセスメント※を実施します。 ○ 子育て支援事業者及び保育施設との連携や情報共有を図り、支援が必要な家庭への適切な支援に努めます。 ○ DV被害者のこどもの転校時における手続きについて、学校や関係機関と連携し、徹底した情報管理と就学を支援します。 ○ 子育て支援事業が必要な子育て家庭を対象として、関係機関と連携し、個々のニーズに合わせた支援や事業の案内を行います。 	人権推進課 子育て支援課 こども保育教育課 こども家庭センター 学校教育課
被害者支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV防止に向け、市内や関係機関とのネットワークの構築を推進するとともに「パートナーシップ協定」を締結する他の自治体と連携し、DV相談や支援を行います。 	人権推進課

※ 適切な支援内容や方法を検討するために評価、分析を行うこと。

【 基本施策7 】生涯を通じた健康づくりへの切れ目ない支援

誰もが生涯にわたって健康で心豊かに暮らすことができる社会の実現には、市民の健康づくり活動が必要です。そのためスポーツイベントや健康づくり相談といった健康保持のための事業の充実や食育の推進、がん検診の受診の促進、心の健康づくりなど、多様な健康づくり施策に取り組みます。また、こども家庭センターを拠点として妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うとともに、学校教育の場で性や健康について自ら正しい判断ができるよう、児童・生徒の発達段階に応じた健康教育と保護者への意識啓発に取り組みます。

[施策の方向1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援]

取組名	取組内容	担当課
健康保持のための事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「NARUTOスポーツデー」として、市民が気軽に参加できるイベントを実施し、市民の運動、スポーツの習慣化や健康増進、地域の活性化につなげます。 ○ イベント開催時等、さまざまな機会を活用して健康相談を実施し、市民の生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図ります。 	スポーツ課 健康増進課
がん検診等の受診促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「鳴門市健康増進計画（健康なると21）（第三次）」に基づき、出前講座や健診結果説明会の実施などにより、自身の健康状態の把握及び理解が深まるよう努めます。また、オンラインでの保健指導等、相談しやすい環境を整備し、相談利用者の拡大を図ります。 	保険課 健康増進課
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「鳴門市食育推進計画」に基づき、食育の重要性を周知、啓発するとともに「おやこの食育教室」や「ヘルスマイト事業」等により、望ましい食習慣の定着や食を通じた心身の健全な育成を図ります。 	健康増進課

[施策の方向2 妊娠・出産等に関する支援]

取組名	取組内容	担当課
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターを拠点として、関係機関との連携や支援体制を構築し、妊娠期から切れ目ない支援を行います。 	こども家庭センター

取組名	取組内容	担当課
マタニティマークの普及促進	○ 妊婦に優しい環境づくりに向けて、母子健康手帳交付時に、全ての妊婦にマタニティマーク*のグッズなどを配布するほか、転入した妊婦にはマタニティマークの趣旨を説明し、普及を図ります。	こども家庭センター
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進と徹底	○ 学校教育の場において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する授業を実践し、性や健康について自ら正しい判断ができるよう、児童・生徒の発達段階に応じた健康教育と保護者への意識啓発に取り組みます。	学校教育課

※ 妊娠中であることを周囲に知らせるためのマークで、バッジやキーホルダー等に印刷し、妊婦が公共の場で安心して過ごせるように配慮を促す目的で使われる。

[施策の方向3 心の健康づくりの推進]

取組名	取組内容	担当課
心の健康づくりと自殺対策の推進	○ 「鳴門市健康増進計画（健康なると21）（第三次）」における施策「こころの健康づくり」に基づき、広報紙等多様な媒体を活用した周知、啓発や講演会の開催などを通して、市民の自殺対策への関心を深め、関係機関と連携して「生きることの包括的な支援」の推進に取り組みます。	健康増進課



妊娠・出産・子育てについての相談拠点「ネウボラ」



母子健康手帳交付時の配布資料

【 基本施策 8 】 誰一人取り残さない福祉のまちづくり

高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、さまざまな生活上の困難を抱える人も安心して地域で暮らすには、生活支援の充実が必要です。そのため、生活支援等の事業に取り組むとともに、重層的な支援体制づくりに向けた地域福祉活動を推進します。

困難な問題を抱える人への支援に関する取組（施策の方向2）については「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

〔 施策の方向1 誰もが安心して暮らせる環境づくり 〕









取組名	取組内容	担当課
高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、生活支援や生活環境の向上、権利擁護の推進など高齢者福祉の充実及び介護保険事業の着実な推進に取り組めます。 ○ 高齢者の身体や財産の保護、安心・安全のため「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」等関係機関との連携を図るとともに、交通安全啓発活動に取り組めます。 	市民協働推進課 長寿介護課
障がいのある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「鳴門市障がい者計画」に基づき、障がいのある人を対象とした地域活動支援センター事業をはじめ、さまざまな生活支援や生きがいの創出、地域交流の促進等の事業を推進します。 ○ 「鳴門市障がい福祉計画」「鳴門市障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援、障がい児相談支援の提供体制の確保に向けた各種事業に取り組めます。 	社会福祉課
外国人が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳴門教育大学等と連携し、市内在住の外国人に役立つ情報の提供に努め、誰もが暮らしやすい環境の整備を推進します。 	文化交流推進課

[施策の方向2 困難な問題を抱える人への支援の充実]

(困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画)

取組名	取組内容	担当課
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困難な問題を抱える女性への支援が届くよう、鳴門市女性支援センター「ぱぁとなー」や関係機関等の相談窓口に関する周知を推進します。 	人権推進課
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「鳴門市地域福祉計画」に基づき、高齢者や障がいのある人など誰もが地域で安心して生活できるよう、地域コミュニティの再構築をはじめ、社会参加の場づくりや支援体制づくりに向けた地域福祉活動を推進します。 ○ さまざまな問題を抱える女性の総合相談窓口として、支援内容の周知に努めるとともに、関係機関と連携を図り、女性が抱える問題や課題の解決に向けて支援に取り組みます。 ○ 包括的な支援体制の整備に向けて、市民から相談に対応している庁内各所属間の連携及び市内の相談支援機関をはじめとする関係機関との連携を強化し、支援に必要な情報を円滑に共有する「誰一人取り残さないネットワーク会議」を毎年開催します。 	長寿介護課 人権推進課 社会福祉課
生活上困難に直面する人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者を対象に、鳴門市生活困窮者自立相談支援センター「よりそい」において、関係機関等との連携による継続的な支援を推進し、自立に向けた支援につなぎます。 	社会福祉課
ひとり親家庭等への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当の支給や鳴門市奨学金を支給するとともに、制度の周知に努めます。 ○ ひとり親家庭について、選考基準に基づき、優先して保育所などへの入所や市営住宅への入居が図られるよう配慮します。 ○ 母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じるとともに、生活に困窮しているひとり親家庭の相談者が求める、生活に必要な情報や就労に役立つ情報を提供し、自立を支援します。 	子育て支援課 こども保育教育課 まちづくり課 学校教育課

【 相談窓口一覧 】

実施機関・名称	電話番号等	相談時間等	ホームページ
【鳴門市の相談窓口】 鳴門市女性支援センター 「ぱあとなー」	088-684-1413 メール： partner@city.naruto.i- tokushima.jp	9:00～17:00 (土・日・祝日・ 年末年始を除く)	
女性の悩み110番 (徳島県子ども女性相談センター)	088-623-8110(中央)	9:00～17:00 (土・日・祝日・ 年末年始を除く)	
配偶者暴力相談支援センター (徳島県子ども女性相談センター)	088-652-5503(中央) #8008(共通相談ダイヤル)	24時間受付 夜間(17:00～ 翌朝9:00)・ 土・日・祝日・ 年末年始は、コール・ センターが対応	
DV相談+ (プラス) (内閣府)	0120-279-889	電話・メール： 24時間受付 チャット： 12:00～22:00	
徳島県性暴力被害者支援センター 「よりそいの樹とくしま」	088-623-5111(中央) #8891(共通相談ダイヤル)	24時間受付 夜間(17:00～ 翌朝9:00)・ 土・日・祝日・ 年末年始は、コール・ センターが対応	
性暴力に関するSNS相談 「Cure・time (キュアタイム)」 (内閣府)	次のサイトよりアクセス https://curetime.jp/	チャット： 17:00～21:00 メール： 24時間受付	
みんなの人権110番 (徳島地方法務局)	0570-003-110	8:30～17:15 (土・日・祝日・ 年末年始を除く)	
フレア相談室 (徳島県立男女共同参画 総合支援センター)	088-626-6188	10:00～12:00、 13:00～17:00 (火(祝日の場合 は、翌日)・日・ 年末年始を除く)	
警察総合相談センター	088-653-9110 #9110	24時間受付	

第6章 計画の推進に当たって

【1】計画の推進体制

1 庁内連携体制の充実

男女共同参画に係る取組は、周知、啓発のみならず労働、教育、保健、福祉など庁内の幅広い事業分野に及びます。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的にさまざまな取組を推進する体制の充実を図ります。

2 鳴門市男女共同参画推進審議会等における進捗の点検、評価

男女共同参画に関する識見を有する学識経験者や関連団体、組織の関係者などから構成される「鳴門市男女共同参画推進審議会」において、本計画の進捗状況の報告及び男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、取組への反映に努めます。また、庁内においては、「鳴門市男女行動計画推進本部会」「鳴門市男女行動計画調査研究委員会」などにおいて、進捗の管理を行います。

【2】計画の周知及び点検・評価

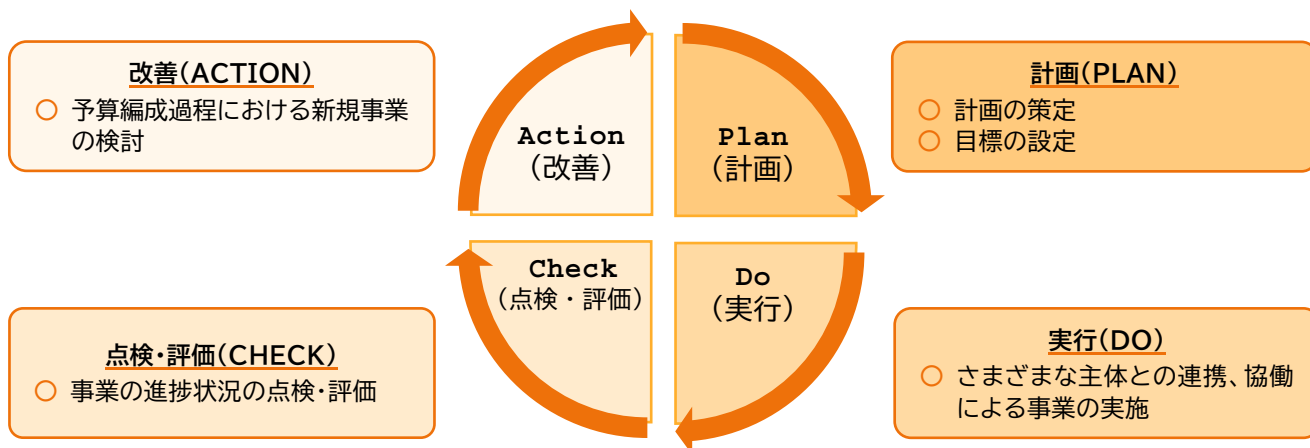
1 計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市民、事業所、関係機関や関係団体等と行政の連携と協働による推進が重要です。そのため、広報紙等多様な媒体を活用し、あらゆる世代に分かりやすく、本計画の事業や進捗状況等を公表し、周知を図ります。また、あらゆる機会を活用して市民の意見やアイデア等を把握し、市民目線を生かした施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理

男女共同参画社会の実現につながる施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCA）に基づき、進捗状況を管理するとともに常に改善を図ります。

【参考／PDCAサイクルによる進捗評価】



【3】数値目標の設定一覧表

評価項目		現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)	把握方法
1	幸福度 (Well-Being 調査)	6.3 点	6.5 点	Well-Being 全国調査

【基本目標1】お互いを尊重し認め合うまち なる

基本施策1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり				
2	社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	11.2%	増やす	市民意識調査
3	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	9.4%	増やす	市民意識調査
4	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する市民の割合	71.7%	増やす	市民意識調査
5	「鳴門市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	41.3%	増やす	市民意識調査
6	「鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を知っている市民の割合	30.3%	増やす	市民意識調査
基本施策2 学びの場における男女共同参画の意識づくり				
7	学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	54.2%	増やす	市民意識調査
8	大人から「男だから〇〇しなさい」「女だから〇〇しなさい」と言われた中学生の割合	35.9%	減らす	中学生アンケート調査
9	「アンコンシャス・バイアス」という言葉や意味を知っている中学生の割合	26.7%	増やす	中学生アンケート調査

【基本目標2】誰もが活躍できるまち なる (女性活躍推進計画)

基本施策3 女性が活躍できる社会基盤づくり				
10	審議会等における女性委員の割合	36.9%	40.0%以上	全部局
11	市職員の女性管理職の割合	29.6%	30.0%以上	人事課
12	鳴門市女性人材バンク登録者数 (累計)	22 名	40 名	人権推進課
基本施策4 誰もが希望する働き方を選択できる職場づくり				
13	「現在の社会は女性が働きやすい状況にある」と思っている市民の割合	45.6%	増やす	市民意識調査
14	職場 (仕事の場) において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	21.5%	増やす	市民意識調査

注：市民意識調査及び事業所アンケート調査は、令和7(2025)年3月実施 (以下同様)

評価項目		現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)	把握方法
15	農業における家族経営協定の締結数（累計）	163 戸	178 戸	農林水産課
16	市男性職員の育児休業取得率	50.0%	85.0%	人事課
17	日常生活において「仕事と家庭生活を両立している」市民の割合	35.5%	増やす	市民意識調査
18	育児休業を取得した男性従業員がいる事業所の割合	21.4%	増やす	事業所アンケート調査
基本施策5 地域社会における男女共同参画の推進				
19	地域活動の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	27.0%	増やす	市民意識調査
20	防災会議の女性委員の割合	21.4%	30.0%以上	危機管理局

【基本目標3】誰もが安心して健やかに暮らせるまち なる

基本施策6 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止基本計画）				
21	鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」を知っている市民の割合	29.3%	増やす	市民意識調査
22	DVの被害を受けたことがある市民の割合	6.2%	減らす	市民意識調査
23	DV経験者でどこ（だれ）にも相談しなかった市民の割合	26.3%	減らす	市民意識調査
基本施策7 生涯を通じた健康づくりへの切れ目ない支援				
24	健康寿命	男性 79.7 歳 女性 83.6 歳	延ばす	健康増進課
基本施策8 誰一人取り残さない福祉のまちづくり				
25	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の内容や言葉を知っている市民の割合	36.1%	増やす	市民意識調査

注：上記 15、16、24 については、令和 6（2024）年度の数値

資料編

【1】策定の経過

期日	項目	内容
【令和6（2024）年度】		
3月	アンケート調査の実施 （市民・事業所）	<ul style="list-style-type: none"> 鳴門市人権・男女共同参画に関する市民意識調査 鳴門市男女共同参画に関する事業所アンケート調査
【令和7（2025）年度】		
7月	アンケート調査の実施 （中学生）	<ul style="list-style-type: none"> 鳴門市男女共同参画に関する中学生アンケート調査
7月31日（木）	ワーキンググループ （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> 令和6・7年度実施状況報告書（案）について
8月13日（水）	第1回 調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> 令和6・7年度実施状況報告書（案）について 男女共同参画に関するアンケート調査結果について 第4次鳴門市男女行動計画について
8月28日（木）	第1回 鳴門市男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 市長から審議会へ諮問 令和6・7年度 実施状況報告書（案）について 男女共同参画に関するアンケート調査結果について 第4次鳴門市男女行動計画について
9月	関係団体調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 鳴門市 男女共同参画に関する意見聴取
10月29日（水）	第2回 鳴門市男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次鳴門市男女行動計画素案について
11月13日（木）	鳴門市男女行動計画推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次鳴門市男女行動計画素案について
12月1日（月）	第3回 鳴門市男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次鳴門市男女行動計画素案について
12月26日（金） ～2月2日（月）	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 第4次鳴門市男女行動計画素案について
2月17日（火）	第4回 鳴門市男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施結果について 第4次鳴門市男女行動計画最終案について
3月24日（火）	答申	<ul style="list-style-type: none"> 審議会から市長へ答申

【2】鳴門市男女共同参画推進審議会委員名簿

委員種別	氏名	備考
1号 男女共同参画に関し 識見を有する人	葛西 真記子	鳴門教育大学大学院 教授・臨床心理士
	上地 大三郎	弁護士 上地法律事務所
	木村 直子	鳴門教育大学 准教授
2号 関係団体の推薦を 受けた人	林 恭子	鳴門市人権擁護委員会
	益岡 道義	鳴門市自治振興連合会
	村上 里香	鳴門商工会議所女性会
	矢野 壽美子	鳴門市婦人連合会
3号 公募による市民	島田 茂仁	公募市民
	中原 サヲ江	公募市民
	大石 美智子	公募市民

【3】鳴門市男女共同参画推進条例

平成 27 年 3 月 24 日条例第 15 号
最終改正 令和 6 年 3 月 31 日条例第 22 号

前文

すべての人は、生まれつきの性別やジェンダーに束縛されず、個人として平等であり、あらゆる差別を受けることなく、人権が尊重される権利を有しています。

このことは、日本国憲法でもうたわれていますが、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)が制定・施行されている今でも、経済的・社会的には男性が優位であり、育児や介護など家庭生活の多くを女性が担っている現状では、女性の参画が進んでいません。

鳴門市でも、男女共同参画社会の実現に向けて、「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ」を策定し、女性の救済や自立支援など、女性政策の推進に取り組んできました。

しかし、雇用環境の不安定化や少子高齢化の進展に伴う介護や子育て支援の課題は、性別役割を強制する意識や慣習に根差した社会では解決できなくなっています。

そして、これらの課題の影響は、新たに貧困や格差、ドメスティック・バイオレンスや様々なハラスメント等の問題を生じさせ、女性や子ども、高齢者といった社会的要支援者に集中しています。

私たちは一刻も早い課題や問題の解決を願い、「男女共同参画宣言都市なると」の誇りを持ち、協働し合って、すべての人が対等なパートナーとして助け合い、支え合い、幸せを分かち合うまちづくりを実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合い、認め合いながら生きがいを持って共に自立し、支え合い、個性や能力を発揮できる社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関する基本理念を定めるものです。

2 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を踏まえ、市、市民及び事業者等の責務を明らかにします。

3 この条例は、前 2 項のほか、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進することを目的に、市の施策の基本となる事項を定めます。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。

(2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を是正するため、必要に応じて、男女のいずれかに対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。

(3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。

ア 市内に住む人

イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人

ウ 市内の学校に在学する人

(4) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

(5) 教育関係者 市内において就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。

(6) 市民団体 様々な分野において、より多くの人々が豊かに生活できることを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体をいいます。

(7) 市民等 市民、事業者、教育関係者及び市民団体のことをいいます。

(8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害する行為をいいます。

(9) ドメスティック・バイオレンス 夫婦(事実上、夫婦関係にある者を含みます。以下同じです。)、恋人等の間において身体的、性的、心理的、経済的又は社会的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。なお、夫婦、恋人等が養育する子どもを巻き込んだ暴力的行為を含みます。

(10) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。

(11) 協働 共通の目標を達成するために、市民等及び市が互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。

(12) マイノリティ 同性愛者、両性愛者、性同一性障がい者、インターセックス等の性的少数者(以下「セクシュアル・マイノリティ」といいます。)や在日外国人、アイヌの人々、被差別部落の人々、障がい者等様々な差別に苦しんでいる人等、社会的少数者をいいます。

(13) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある「男らしさ」又は「女らしさ」のような、社会や文化によって作り上げられた社会的性別をいいます。

(14) 女性相談員 ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の暴力的行為の被害者

の早期発見に努め、必要な相談、調査、指導・援助、一時保護を行う相談員をいい、婦人保護事業と密接な関連のある各種制度について精通し、業務を実施するために必要な識見や資格を有している人をいいます。

- (15) 家庭児童相談員 子どもの養育と養育に関連して発生する様々な問題の解決と家庭児童の福祉増進を図ることを目的に、子どもの安全と最善の利益を第一として、親や養育者、子どもに対する専門的な相談や指導、支援を行う相談員をいい、児童家庭相談援助事業の各種制度に精通した人をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の人権が性別による差別的取扱いを受けることなく平等に尊重され、すべての人が個性や能力を最大限発揮できるとともに生きがいを感じ、個人としても尊重されることです。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されることです。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの確立 家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。
- (5) 教育の場における配慮 就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。
- (6) 暴力的行為(セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する暴力的行為をいいます。以下同じです。)の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持って行動しなければならないことです。
- (7) 性と生殖に関する権利と健康の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がい者を有する人又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の1つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

- (10) 防災・減災分野での男女共同参画 男女双方の視点に配慮した災害に負けない安全・安心なまちづくりを進めることです。

- (11) マイノリティの人々への配慮 マイノリティの人々の生き方や文化、歴史、風土を尊重するとともに、すべての人がこれらを理解することを通じて、マイノリティの人々に対する差別や偏見を無くし、人権に配慮することです。

- (12) 貧困問題の解消 様々な格差や性差別から生じる貧困は、男女が共に人間らしく生きる権利や誰もが幸せになれる権利の保障を根底から崩壊させ、男女共同参画の推進を阻害する要因であると認識し、問題の解消に取り組むことです。

第2章 男女共同参画を推進するための責務・役割 (市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含みます。以下同じです。)を総合的に策定し、実施しなければなりません。

- 2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施にあたっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。
- 4 市は、男女共同参画の推進にあたっては、自らが率先し、市民等との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければなりません。

(議会及び議員の責務)

第5条 議会は、市民等の意思が市政に反映され、かつ、基本理念に基づいた市政が運営されているかを監視するとともに、基本理念に基づいた議会運営に努めるものとします。

- 2 議員は、男女共同参画の推進に関する知見を深め、自らも率先して、市民等と協働し、男女共同参画の推進に向けた啓発活動、情報の共有その他の必要な施策の実施に協力するよう努めなければなりません。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。

- 2 市民は、男女共同参画の推進にあたり、関係者及び市民団体の互いの信頼関係に基づき、協働により行うよう努めなければなりません。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めなければなりません。

- 2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを確

立できる職場環境の整備に努めなければなりません。

- 3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は市民、他の事業者若しくは市民団体が実施する活動に協力するよう努めなければなりません。

(教育関係者の役割)

第8条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

- 2 教育関係者は、同関係者間で十分調整、連携を図りながら、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民団体の役割)

第9条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定にあたっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による人権侵害の禁止等)

第10条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いやジェンダーによる固定的性別役割分業を強制してはなりません。

- 2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する心身に及ぶ暴力等の行為により人権を侵害してはなりません。

- 3 すべての人は、性別又はセクシュアル・マイノリティを理由とする人権侵害を受けたことに対する救済措置を受ける権利を有します。

(セクシュアル・マイノリティに対する人権尊重)

第11条 すべての人は、セクシュアル・マイノリティへの理解を深めるとともに、差別をしたり人権を侵害してはなりません。

- 2 すべての人は、生まれつきの生物学的な性別やジェンダーにとらわれずに、自分が決定した性の自認や性的指向が尊重されなければなりません。

(情報の公開及び表現に関する配慮)

第12条 すべての人は、広く市民等に提供する情報並びに広告、ポスター、看板、映像及びインターネット等公衆に向けて表示する情報において、性別又はセクシュアル・マイノリティを理由とする人権侵害を助長若しくは連想させる表現又は過度な性的表現を行わないよう努めなければなりません。

第4章 男女行動計画

(男女行動計画の策定)

第13条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、鳴門市男女行動計画(以下「男女行動計画」といいます。)を策定します。

- 2 市長は、男女行動計画の策定又は変更にあたっては、

第34条に規定する鳴門市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

- 3 市長は、男女行動計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(男女行動計画推進体制の整備等)

第14条 市は、男女行動計画を着実に推進するため、市長を本部長とする鳴門市男女行動計画推進本部を設置するとともに、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

- 2 市は、男女行動計画を策定し、実施するにあたっては、基本理念に沿って進めなければなりません。

(男女行動計画の実施状況等の公表)

第15条 市長は、毎年、男女行動計画の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとします。

- 2 市長は、男女行動計画を効果的に実施するため、必要に応じて前条第1項に規定する調査研究の結果を公表するものとします。

第5章 男女共同参画推進の取組に対する市の支援

(市民等の理解を深めるための措置)

第16条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

- 2 市は、男女共同参画推進のための人材育成を行い、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(教育の分野における措置)

第17条 市は、基本理念を尊重し、就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、人権意識の向上とともに、男女平等の意識づくり、個性の尊重及び能力の育成並びに男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(男女共同参画推進活動に対する支援)

第18条 市は、市民等が自主的に行う男女共同参画の推進に関する活動を促すため、市民等との連携及び協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な支援を行います。

(男女共同参画の雇用・労働環境改善のための支援)

第19条 市は、雇用の分野における男女共同参画の推進を図るため、あらゆる雇用の形態において男女平等の労働環境が実現されるよう必要な情報の提供、相談その他の支援を行います。

- 2 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができます。

(個人で営む事業における男女共同参画の支援)

第20条 市は、家族経営的な農林水産業、商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるよう努めます。

(ワーク・ライフ・バランスの確立への支援)

第21条 市は、家庭を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家庭の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域の活動ができるよう必要な支援を行うよう努めます。

(生涯を通じた健康支援)

第22条 市は、男女が対等な関係のもとに、互いの性についての理解を深め、尊重し合い、生涯を通じて心身ともに健康な生活を営むことができるよう、情報及び健診機会の提供その他の必要な支援を行うよう努めます。

2 市は、性についての理解を深めるための講座及び啓発を実施するとともに、広報紙、市公式ウェブサイト等によりその内容を広く市民等へ周知します。

(ひとり親家庭等に対する支援)

第23条 市は、ひとり親家庭の親又は子どもの養育者がその個性及び能力を十分に発揮できるよう必要な支援を行うよう努めます。

(暴力的行為の防止及び被害者に対する支援)

第24条 市は、暴力的行為を防止するため必要な施策を講じるよう努めます。

2 市は、暴力的行為の被害を受けた者(以下「被害者」といいます。)等が心身ともに健全かつ社会的に自立するために必要な情報の提供、相談及び関係機関等との連携による適切な支援を行うよう努めます。

第6章 ドメスティック・バイオレンス及び児童虐待等に対する相談・支援拠点

(拠点施設)

第25条 市は、前条に規定する施策や支援等を実施し、被害者を早期発見するとともに人権侵害の予防に努め、安全・安心な社会生活が営める環境づくりのため、次に掲げる相談・支援拠点を設置します。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV法」といいます。)第3条第2項の規定に基づく、配偶者暴力相談支援センターとしての役割を有する相談・支援拠点。

(2) 児童虐待の防止等に関する相談・支援拠点。

2 市は、前項に規定する事項の達成及び機能の保持のために必要な人的・財政的措置を講じるよう努めます。

(所掌事務)

第26条 相談・支援拠点は、次に掲げる業務を行います。

(1) DV法第3条第3項各号に掲げる業務
(2) ドメスティック・バイオレンスについての周知・啓発・防止事業

(3) 児童虐待を受けた児童の早期発見、自立の支援及び児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)で市町村が行うとされている業務

(4) その他被害者等の救済及び自立に必要と市長が認める事業

(相談員)

第27条 相談・支援拠点の相談員(以下「相談員」とい

ます。)は、市職員、女性相談員、家庭児童相談員等をもって充てます。

2 相談員は、相談・支援拠点へ相談等を行った市民等の人権に配慮するとともに、二次的な被害が及ばないように留意しなければなりません。

3 相談員は、前3条に規定する事項を達成するために、見識を広げるとともに、研修等に参加し、その資質の向上に努めるものとします。

4 相談員は、相談等により知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

第7章 市が取り組むべき男女共同参画推進施策

(政策の立案及び決定への男女共同参画)

第28条 市は、市民等による政策の立案及び方針の決定の過程において、男女共同参画の推進を図るため、次に掲げる事項に取り組みます。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の3の規定に基づく附属機関及びこれに類する審議会(以下これらを「審議会等」といいます。)の委員を委嘱し、又は任命するときは、審議会等における男女の数がいずれかの性に偏らないように努めます。

(2) 市民等が行う方針の立案及び決定の過程において、女性の参画を積極的に促進するため、市民等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行います。

(模範となる環境づくり)

第29条 市は、就業の場における男女共同参画の推進の模範を示すため、次の内容を旨とする施策を講じるよう努めなければなりません。

(1) 男女職員双方の職域を拡大する環境づくり

(2) 職員の男女比率に応じた管理職等への女性の登用を推進するために必要な人材を育成し、能力を開発できる環境づくり

(3) 性別にかかわらずすべての職員が育児、介護等に関する支援制度を利用できる環境づくり

(4) 男女共同参画についての積極的な職員研修

(積極的格差是正措置)

第30条 市は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場での活動等へ参画する機会において、男女の間に格差が生じている場合は、市民等と協力し、積極的格差是正措置を講じるよう努めます。

(表彰)

第31条 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っていると認められる市民等に対し、第34条に規定する鳴門市男女共同参画推進審議会の意見を聴いて、これを表彰することができます。

(市の施策等に関する意見又は苦情への対応)

第32条 市長は、市民等から、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、意見又は苦情の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとします。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による申出に対応するため、第34条に規定する鳴門市男女

共同参画推進審議会の意見を聴くことができます。
(相談への対応)

第33条 市民等は、市長に対し、セクシュアル・ハラスメントその他の男女共同参画の推進を阻害する事案について相談することができます。

2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講じるよう努めます。

第8章 鳴門市男女共同参画推進審議会

(鳴門市男女共同参画推進審議会の設置等)

第34条 市長は、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する鳴門市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1) 第13条第2項に規定する事項
- (2) 第31条に規定する事項
- (3) 第32条第2項に規定する事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができます。

(審議会の組織)

第35条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する人
- (2) 関係団体の推薦を受けた人
- (3) 公募による市民

3 審議会を構成する委員の10分の3以上は、前項第3号に規定する委員とします。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員の報酬及び費用弁償については、鳴門市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年鳴門市条例第22号)の定めるところによります。

(会長及び副会長)

第36条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第37条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

第9章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成27年規則第31号で平成28年1月1日から施行)

(経過措置)

2 第13条の規定に基づく男女行動計画が策定されるまでの間は、「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ」を同条の規定により定められた男女行動計画とみなします。

附 則(令和6年3月31日条例第22号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【4】鳴門市男女行動計画推進本部設置要綱

平成12年4月1日

訓令第9号

改正 令和8年2月2日訓令第1号

各部

各課

各かい

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市男女行動計画(以下「男女行動計画」という。)の効果的かつ総合的な推進を図るため設置する鳴門市男女行動計画推進本部(以下「推進本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 男女行動計画の策定に関すること。
- (2) 男女行動計画の進捗状況の点検に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、推進本部の目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、市長、副市長及び別表第1の委員をもって組織する。

- 2 推進本部に、本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(本部会)

第4条 本部会は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは本部会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(調査研究委員会)

第5条 推進本部の機能を強化するために推進本部に調査研究委員会(以下「委員会」という。)を置き、男女行動計画に関する取組事項等について検討し、男女行動計画案の作成その他必要となる関係各課の緊密な連絡調整等を図る。

- 2 委員会は、健康福祉部長、人権推進課長及び別表第2

の委員をもって組織する。

- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は健康福祉部長をもって充て、副委員長は人権推進課長をもって充てる。

(準用)

第6条 第3条第4項及び第5項並びに第4条の規定は、委員会について準用する。この場合において、「本部長」とあるのは「委員長」と、「副本部長」とあるのは「副委員長」と、「本部会」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 本部会の庶務は、人権推進課で行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、それぞれ別に定めるものとする。

附 則(令和8年2月2日訓令第1号)

この訓令は、令和8年2月2日から施行する。

別表第1(第3条関係)

教育長 企業局長 政策監 危機管理監 企画総務部長 市民生活部長 環境共生部長 健康福祉部長 子ども未来創造部長 都市建設部長 産業振興部長 企業局次長 消防長 教育次長 議会事務局長
--

別表第2(第5条関係)

危機管理局参事官 人事課長 市民協働推進課長 環境政策課長 社会福祉課長 子育て支援課長 まちづくり課長 商工政策課長 消防総務課長 水道企画課長 学校教育課長
--

【5】男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正 令和7年6月27日法律第80号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機

会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第10条の2 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で

定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

附 則（令和7年6月27日法律第80号）

（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）の施行の日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【6】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年9月4日法律第64号
最終改正 令和7年6月11日法律第63号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

(1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

(2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律

に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。
(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の

適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時

間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
- (2) その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (4) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる情報
- (2) 前項第3号に掲げる情報又は同項第4号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用する職員の男女の給与の額の差異
- (2) その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (4) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活

における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事

業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反したとき。

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) 及び(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第

4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日

(2) 略

(3) 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定(第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第

48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。)、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。)並びに第3条の規定(職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定(「、第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

(政令への委任)

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

附 則 (令和7年6月11日法律第63号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条に1項を加える改正規定及び同法第38条第1項の改正規定(「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改める部分に限る。)、第3条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第2項(見出しを含む。)の改正規定(「令和8年3月31日」を「令和18年3月31日」に改める部分に限る。)並びに第4条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第2条第1項の改正規定、同法第5条第2項第3号の改正規定及び同法附則第2条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条、第7条、第8条の2及び第16条の規定 公布の日

(2) 第1条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第4条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条の改正規定を除く。)並びに附則第6条の規定及び附則第13条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律

第88号)第47条の4の改正規定(「昭和41年法律第132号)」の下に「第27条の3第1項、」を加える部分に限る。) 令和8年4月1日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第6条 第4条の規定(附則第1条第2号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第20条第1項及び第2項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第1項及び第2項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第8条の2 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に

係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)第2条第1項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第2条第3項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第2項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【7】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13年4月13日法律第31号
最終改正 令和7年12月10日法律第84号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主

務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

（4）前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

（4）前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条におい

て「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な

援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第5項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(接近禁止命令等)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。)

が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- (9) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第11号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- (10) その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
- (11) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第11号までに掲げる行為（同項第5号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限り。
- 4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- (1) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
- (退去等命令)
- 第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第2号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間）、被害者と共に生活の本拠と

している住居から退去すること及び当該住居の付近をは
いかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、
申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠
を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下
「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手
方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れな
いときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に
属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄
する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力
等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄す
る地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力
又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項ま
での規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載
した書面で行わなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況
(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離
婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、
当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受
けたときにおいては、当該配偶者であった者からの身
体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

(2) 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身
体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害
を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時
における事情

(3) 第10条第3項の規定による命令(以下この号並
びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」
という。)の申立てをする場合においては、被害者が
当該同居している子に関して配偶者と面会すること
を余儀なくされることを防止するため当該3項命令
を発する必要があると認めるに足りる申立ての時
における事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする
場合においては、被害者が当該親族等に関して配偶者
と面会することを余儀なくされることを防止するた
め当該命令を発する必要があると認めるに足りる申
立ての時における事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員
に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援
助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実が
あるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警
察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及
び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置
の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書
面で行わなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対す
る脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命
等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又
はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者
であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対す
る脅迫を受けたときにおいては、当該配偶者であつ
た者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅
迫を受けた状況を含む。)

(2) 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体
に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大
な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申
立ての時における事情

(3) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員
に対し、前2号に掲げる事項について相談し、又は援
助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実が
あるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警
察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及
び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置
の内容

3 前2項の書面(以下「申立書」という。)に第1項第5
号イからニまで又は前項第3号イからニまでに掲げる事
項の記載がない場合には、申立書には、第1項第1号
から第4号まで又は前項第1号及び第2号に掲げる事項
についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は
電磁的記録で公証人法(明治41年法律第53号)第5
3条第1項又は第59条第3項の認証を受けたものを添
付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から
第4項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保
護命令」という。)の申立てに係る事件については、速
やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うこ
とができる審尋の期日を経なければ、これを発すること
ができない。ただし、その期日を経ることにより保護命
令の申立ての目的を達することができない事情がある
ときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまで又は同条
第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がある場
合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又

は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法

令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる

場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 3項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該3項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該3項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該3項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る3項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命

令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第3号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第1編から第4編までの規定(同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第112条第1項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
------------	-----------------	---

第112条第1項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第113条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第111条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第133条の3第1項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第151条第2項及び第231条の2第2項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第160条第1項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書

第160条第3項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第160条第4項	第2項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第160条の2第1項	前条第2項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第160条の2第2項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第205条第3項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第215条第4項	事項又は第2項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第231条の3第2項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第261条第4項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第2号及び第12条第1項第1号から第4号まで並びに第2項第1号及び第2号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第1号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

及び第2項第1号		
----------	--	--

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後

に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定
平成26年10月1日

附 則 （令和元年6月26日法律第46号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命

令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年5月25日法律第52号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日
（政令への委任）

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和4年6月17日法律第68号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

附 則（令和5年5月19日法律第30号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条の規定 公布の日

(2) 第21条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第2条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）

第10条及び第10条の2の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第11条第2項及び第3項並びに第12条第1項及び第2項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第18条第1項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過

措置）

第3条 新法第14条の2から第14条の4までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第1条第2号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第21条の規定の適用については、同条中「第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第87条の2の規定を除く。」を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第4条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第30条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第8条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年6月14日法律第53号）抄
この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第32章の規定及び第388条の規定 公布の日

(2) 第1条中民事執行法第22条第5号の改正規定、同法第25条の改正規定、同法第26条の改正規定、同法第29条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第91条第1項第3号の改正規定、同法第141条第1項第3号の改正規定、同法第181条第1項の改正規定、同条第4項の改正規定、同法第183条の改正規定、同法第189条の改正規定及び同法第193条第1項の改正規定、第12条、第33条、第34条、第36条及び第37条の規定、第42条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第39条第2項

の改正規定、第45条の規定（民法第98条第2項及び第151条第4項の改正規定を除く。）、第47条中鉄道抵当法第41条の改正規定及び同法第43条第3項の改正規定、第48条及び第4章の規定、第88条中民事訴訟費用等に関する法律第2条の改正規定、第91条の規定、第185条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第12条第

3項の改正規定、第198条の規定並びに第387条の規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和7年12月10日法律第84号）
この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【8】困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号
最終改正 令和4年6月17日法律第68号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- (3) 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

- 第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
 - 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
 - 6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
 - 7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
 - 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
 - 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）
- 第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
- （女性相談支援員）
- 第11条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第4号から第6号までを除く。）並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）
- 第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所

した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第14条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

(2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

(3) 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

（教育及び啓発）

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第20条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

(1) 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(2) 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護（同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(3) 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

(4) 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

(5) 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人

その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(6) 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。(都道府県等の補助)

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。)

(2) 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

(2) 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律

第66号)の公布の日のいずれか遅い日

(3) 略

(4) 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月15日法律第66号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条、第8条及び第17条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号)抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

- (1) 第509条の規定 公布の日

【9】用語解説

用 語	説 明
【あ行】	
アセスメント	本人や家族の状況、心身の機能、生活環境、支援ニーズ等を丁寧に把握し、必要な支援や課題、目標を整理するために評価、分析を行うこと。
アンコンシャス・バイアス	無意識の偏ったものの見方、思い込みのこと。例えば「男の子だから黒いランドセル、女の子だから赤いランドセルがよい」「女性は文系、男性は理系」「年をとると、がんになる」「あの人は外国人だからこうだ」といった、偏った思い込みのこと。
ウェルビーイング	生活の質や満足感など、物質的な暮らし向きにより、安心して自分らしく生活できている「幸せで充実した状態」を指す概念のこと。
SDGs	平成27(2015)年の国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」で、17のゴール(目標)から構成され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す。(Sustainable Development Goals)
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。
「LGBT(Q+)」 (性的マイノリティ)	次の頭文字を並べたもので「性的マイノリティ(性的少数者)」とも呼ばれている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ L(レズビアン)：女性の同性愛者 ・ G(ゲイ)：男性の同性愛者 ・ B(バイセクシュアル)：両性愛者 ・ T(トランスジェンダー)：体と心の性別に違和感のある人 ・ Q(クエスチョニング)：自認する性が定まらない人などの総称 ・ + (プラス)：その他の多様な性の在り方を示す表記
エンパワーメント	「力を付けること」の意味で、自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的あるいは文化的に力を持った存在として活躍する場を広げていくこと。
【か行】	
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間で十分に話し合い、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
固定的な性別役割分担意識	個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、例えば「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」のように、性別を理由として、役割を分ける固定的な考え方のこと。
コミュニティ・ビジネス	高齢化や子育て支援、地域の空き家活用など、地域の困りごとを解決しつつ、同時に収益も上げられる事業のこと。(Community Business)
コワーキングスペース	特定の企業や組織に属さない個人や小規模な団体が、共有の空間で働く場所のこと。
【さ行】	
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれながらの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の区分を「社会的、文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的、文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

用語	説明
ジェンダー・ギャップ指数	スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し順位づけした指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。
ジェンダー平等	性別にかかわらず、誰もが平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。
自治基本条例	自治体の運営に関して、自治の在り方や市民等及び市の役割等を明らかにするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民等の参画と協働を推進し、市民等が主役のまちづくりを実現することを目的とした、自治体において最高規範性を持つ条例のこと。鳴門市は平成 23 (2011) 年に制定した。
セクシュアルハラスメント (セクハラ)	職場などで行われる、相手が望まない性的な言動 (性的な嫌がらせ) のこと。相手は異性だけに限らず、同性同士でも起こることがある。
積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	職場などにおいて、例えば「営業職には女性がほとんど配置されていない」「管理職は男性が大半を占めている」など、労働者の間に事実上、男女間の格差が生じている時、それを解消するために企業等が行う自主的かつ積極的な取組のこと。それは単に、女性を「優遇」するためのものではなく、女性が男性よりも能力を発揮しにくい環境にある場合に、そのような状況を「改善」するための取組とされる。
【た行】	
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に向けて、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 11 (1999) 年 6 月に公布、施行された法律のこと。(平成 11 年法律第 78 号)
男女雇用機会均等法	法の下での平等を保障する日本国憲法の理念を踏まえ、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律のこと。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和 47 年法律第 113 号)
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健、医療、福祉の各関係機関と連携し、総合相談や介護予防支援、権利擁護等を行う相談窓口のこと。
デートDV	交際相手からふるわれる暴力のこと。相手の交友関係や行動を制限する、怒鳴る、暴力をふるう、性行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々な形の暴力を含む。
デジタル・トランスフォーメーション (DX)	デジタル技術の有効な活用を図り、新たな価値を生み出すこと。(Digital Transformation)
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者やパートナー、交際相手など、親密な関係にある者からふるわれる暴力のことで、身体的暴力 (殴る、蹴る、首を絞める、髪を引っ張る など)、精神的暴力 (大声でどなる、無視する、大切にしているものを壊す など)、経済的暴力 (生活費を渡さない、外で働くことを邪魔する など)、性的暴力 (性行為を強要する、避妊に協力しない、妊娠中絶を強要するなど) といった形態がある。

用 語	説 明
【な行】	
鳴門市女性支援センター「ばぁとなー」	鳴門市に設置された「配偶者暴力相談支援センター」の機能を持つ相談支援機関のこと。「ばぁとなー」はその愛称で「皆様のしあわせづくりのパートナーとなれるように」との想いから名付けられた。DVをはじめとして経済的困窮や離婚問題、人間関係など日常生活や社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性に対して、専門の相談員が、一人ひとりの状況に寄り添い、柔軟できめ細かな支援を行っている。
鳴門市男女共同参画推進条例	全ての人に対等なパートナーとして助け合い、支え合い、幸せを分かち合うまちづくりを実現するために、平成 27 (2015) 年に鳴門市が制定した条例のこと。
鳴門市男女共同参画都市宣言	男女共同参画社会の実現に向けての機運を広く醸成することを目的として、総理府が平成 6 (1994) 年度から平成 25 (2013) 年度まで実施した男女共同参画宣言都市奨励事業により、本市は平成 23 (2011) 年度に内閣府の決定を受け、「男女共同参画都市宣言」を発表、内閣府との共催で記念事業を開催した。
鳴門ゾンタクラブ	ゾンタクラブ (Zonta Club) は、女性の地位向上と社会奉仕を目的とした世界的な奉仕団体のこと。鳴門ゾンタクラブは昭和 53 (1978) 年に日本で 10 番目のクラブとして設立された。「ゾンタ」とはアメリカ先住民の言葉で「誠実・信頼」を意味する。
【は行】	
パートナーシップ協定	広域的、包括的にDV被害者を支援するとともに、ノウハウの学びの場や被害者の避難場所、自立支援先の確保等を協力して行うことを目的として、本市が他の自治体と締結した協定のこと。平成 23 (2011) 年に藍住町、平成 27 (2015) 年に阿南市と締結している。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)	配偶者 (事実婚を含む。) 又は元配偶者による暴力から被害者を保護することを目的とした法律のこと。被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができる。(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)
パブリックコメント	市町村等の行政機関が政策の立案等を行う際に、その案に対して、広く市民や事業者等から意見や情報を提出してもらう機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う「意見公募手続き」のこと。
パワーハラスメント (パワハラ)	職場などで行われる、職務上の地位や人間関係などといった権力 (パワー) を利用して、精神的、身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる嫌がらせ行為のこと。業務上必要な指示や注意、指導などは、パワハラには当たらない。また、上司と部下の関係だけに限らず、同僚の関係でも起こることがある。
ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けが欲しい人 (依頼会員)、子育ての手伝いをしたい人 (提供会員)、両方を兼ねる人 (両方会員) が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業のこと。
フェーズフリー	災害が起きても、平常時と同じものや仕組みをそのまま使えるようにする考え方のこと。(体育館を避難所として使う、ふだんはお知らせに使う LINE やアプリを安否確認や避難情報伝達手段として使う・・・など)
ヘイトスピーチ解消法	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 68 号)」の略称法令名で、本邦外出身者 (外国の出身者やその子孫で、日本に適法に居住する人) を地域社会から排除することをあおるなどの不当な差別的言動は許されないと宣言し、その解消に向け、国民の理解を促進するとともに、国、地方公共団体に相談体制の整備、教育や啓発等の施策を推進するよう求める法律のこと。(罰則規定はない。)

用語	説明
【ま行】	
マタニティハラスメント（マタハラ）	職場などにおいて、働く女性が妊娠や出産を理由に精神的、肉体的な苦痛を受ける嫌がらせ行為のこと。妊娠や出産を理由とした解雇、雇用契約の変更などもマタハラにあたる。
マタニティマーク	妊娠中であることを周囲に知らせるためのマークで、バッジやキーホルダー等に印刷し、妊婦が公共の場で安心して過ごせるように配慮を促す目的で使われる。
【や行】	
要保護児童対策地域協議会	虐待など支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な保護につなぐため、児童相談所や学校、警察等が情報を共有し、支援を協議する会議体のこと。
【ら行】	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	誰もが、自分たちの子どもの数や出産の間隔、出産する時期を、責任を持って自由に決定することができ、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、また、必要な情報や手段を得る権利のこと。（性と生殖に関する権利）
【わ行】	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスをとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。

第4次鳴門市男女行動計画
(鳴門パートナーシッププランⅣステージ)

発行年月/令和8(2026)年3月

発行者/鳴門市健康福祉部 人権推進課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170

電話 (088) 684-1148

FAX (088) 684-1522

メール jinkensuishin@city.naruto.i-tokushima.jp

